

西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る
整備工事

第3回質問に対する回答書

令和3年5月

横浜市水道局

本質問回答書は、令和3年3月22日（月）から令和3年4月2日（金）までの間に受け付けた、「西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事」の要求水準書（案）等に関する質問への回答を記載したものです。また、質問の記載内容等は提出いただいた原文のまま掲載（質問者が本文中で参照している番号についても原文のまま掲載しているため、参照している質問番号が異なっている場合があります。）しています。

なお、回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は入札説明書等に記載します。

質問受付期間：令和3年3月22日（月）午前9時から
令和3年4月2日（金）午後5時まで

第3回質問に対する回答：734件

要求水準書（案）	573件
西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の契約に関する特約条項（案）	77件
第1回質問に対する回答書	13件
第2回質問に対する回答書	2件
実施方針（案）	7件
資料閲覧（第1から第3回まで）	62件
合計	734件

第3回質問に対する回答（令和3年5月14日公表）

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
1	要求水準書（案）	設計図書の提出	1	第1	2	(5)				新設する対象施設を合棟及び一体構造で建設しても宜しいでしょうか。	新設する対象施設の合棟及び一体構造については、要求水準書（案）に示す条件を満たすことを前提に提案を受け付けます。 なお、要求水準書（案）第3の2(2)ア(エ)に示す「着水井からポンプ井までの浄水処理を自然流下で行う…」及び第3の2(4)ア(イ)Cに示す「ポンプ井から2号配水池へは自然流下、…」のとおり、着水井から2号配水池まで浄水処理を自然流下で行うことができる条件については、十分に留意してください。
2	要求水準書（案）	工事の対象施設	1	第1	2	(5)				基本計画における本施設の新設対象施設配置を別紙3、本工事の整備内容を別紙6に示す。とありますが、㊸屋根付き車庫の必要駐車台数をご教示ください。また、ポンベ庫も整備対象にありますが、必要な理由をご教示ください。	屋根付き駐車場の必要駐車台数は、普通乗用車20台程度です。 なお、現状の駐車台数は16台です。 また、㊸原水水質計器室近くの㊸ポンベ庫内には、都岡幹線補給次亜注入設備（小雀系補給次亜）に関連し、次亜注入点前後の残留塩素を計測する小雀系流入残塩計と流入後残塩計が設置されています。本工事では、都岡幹線補給次亜注入設備の撤去・新設を行うことから、残留塩素計についても同時に撤去・新設を行います。
3	要求水準書（案）	工事の対象施設	1	第1	2	(5)				「本工事の主な対象施設と整備内容は、別紙1～6に示すのとおりである。」と記述されています。 このうち「別紙3 新設対象施設配置【参考】」に示す施設配置は、あくまでも参考という理解で、図中の㊸粒状活性炭吸着池、㊹再凝集池、㊺急速ろ過池、㊻ポンプ井の4施設を群ごとに集め、この4群を一つの建物に集約して配置することは、請負人提案として認められるでしょうか。	No. 1の回答を参照してください。
4	要求水準書（案）	着水井他の撤去	2	第1	2	(5)	表	①		着水井、建屋（旧水質計器室）の撤去に関して、貸与頂いた資料（31_西谷浄水場着水井築造工事並びに急速ろ過池取壊し工事）には杭の記載が有りませんでした。 杭やその他 貸与資料と解体建物が異なっていた場合、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	資料閲覧で提出していただいた守秘義務の遵守に関する誓約書第1条第5項に記載のとおり、水道局は、その内容の正確性について、一切の責任を負いません。また、要求水準書（案）別紙に参考と記載したものについては、参考として扱います。ただし、現況と大きく異なる事案が発生した場合については、対応を協議します。 なお、対応の協議が必要な事案が発生した場合については、工事請負契約約款（設計・施工一括）第19条、第20条、特約条項（案）第5条及び要求水準書（案）別紙49リスク分担表に基づき行います。
5	要求水準書（案）	着水井他の撤去	2	第1	2	(5)	表	①		着水井、建屋（旧水質計器室）の撤去に関して、旧水質計器室の図面がございました。図面を貸与頂く若しくは現地調査を実施させて頂けないでしょうか。 杭やその他 貸与資料と解体建物が異なっていた場合、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	前段について、提供できる図面はありません。また、現地調査については、No. 18の回答を参照してください。 なお、建物の仕様については、要求水準書（案）別紙6整備内容の備考に追記します。 後段については、No. 4の回答を参照してください。
6	要求水準書（案）	硫酸貯留棟の撤去	2	第1	2	(5)	表	③		硫酸貯留棟の撤去に関して、貸与頂いた資料（26_西谷浄水場沈殿池改良工事（その1 1）（1/2）硫酸注入電気設備 P475ほか）には杭の記載が有りませんでした。 杭やその他 貸与資料と解体建物が異なっていた場合、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
7	要求水準書(案)	沈でん池(中次亜注 入機室)の撤去	2	第1	2	(5)	表	⑦		沈殿池(中次亜注入機室)の撤去に関して、中次亜注入機室の図面がございました。図面を貸与頂く若しくは現地調査を実施させて頂けないでしょうか。杭やその他 貸与資料と解体建物が異なっていた場合、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	前段について、中次亜注入機室の図面は、資料閲覧No. 92に含まれています。後段については、No. 4の回答を参照してください。
8	要求水準書(案)	急速ろ過池の撤去	2	第1	2	(5)	表	⑩		貸与頂いた資料(30_4抜西谷浄水場竣工図, 41_西谷浄水場急速濾過池築造竣工図)には杭の記載が有りませんでした。杭やその他 貸与資料と解体建物が異なっていた場合、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
9	要求水準書(案)	1号配水池の撤去	2	第1	2	(5)	表	⑪		貸与頂いた資料(101_横浜水道第二拡張誌 竣工図)には杭の記載が有りませんでした。また見学の際、内部が立入禁止の為、確認できませんでした。杭やその他 貸与資料と解体建物が異なっていた場合、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
10	要求水準書(案)	天日乾燥床の撤去	2	第1	2	(5)	表	⑫		貸与頂いた資料(50_西谷天日乾燥床築造工事(その1))について、貸与資料と解体建物が異なっていた場合(杭などが存在した場合)、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
11	要求水準書(案)	対象施設	2	第1	2	(5)	表⑦			新設、撤去の対象外として、第2回質問回答No. 1で示された「集水渠(集水トラフと同義と理解します)」、「コンプレッサ」が記載ありません。また、同様に記載のない「排泥設備」ならびに「制水扉(フロック形成池入口)」は、更新対象でしょうか。仮に排泥設備を更新対象とする場合、壁貫通管も更新対象となるでしょうか。	前段については、集水トラフ、コンプレッサ及び排泥設備並びに制水扉は、本工事の更新対象ではありません。後段については、対象ではありません。
12	要求水準書(案)	主な対象施設と整備 内容	2	第1	2	(5)	表	⑧		粒状活性炭吸着池に薬品注入を行うかは提案により、薬品注入機室を設けるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
13	要求水準書(案)	対象施設	2	第1	2	(5)	表⑩			急速ろ過池の逆洗方式で、要求水準で求める「高架水槽を設けた方式」以外に、「自己水洗浄方式」があります。事業者の提案にて、エネルギー効率の観点で、洗浄水槽そのものが不要となったり、洗浄水槽への揚水ポンプも不要となるなどの、エネルギー効率的に大きなメリットとなるケースもありえます。急速ろ過池の洗浄機能を満足できる場合、こうした逆洗方式の変更提案についても可能でしょうか。	維持管理性の観点から高架水槽を設けた方式とします。
14	要求水準書(案)	工事の対象施設	2	第1	2	(5)				「表 主な対象施設と整備内容に、着水井に消石灰簡易注入設備スペース及び電源の確保」とありますが、着水井と一体化ではなく、近隣スペース及び電源の確保を行えば良いとの理解で宜しいでしょうか。	水道局にて所有している消石灰簡易注入設備は、着水井の近傍に設置する必要がありますので、運転・維持管理への影響を踏まえて、設置スペースや電源を確保してください。なお、消石灰簡易注入設備については、資料閲覧で示します。資料閲覧については、No. 101の回答を参照してください。
15	要求水準書(案)	工事の対象施設の合 棟	2	1	2	(5)				表 主な対象施設と整備内容が、①~⑬まで示されていますが、事業者提案の配置計画の中で、所定の機能を有していれば、個別施設とせず、合棟としても良いでしょうか。	No. 1の回答を参照してください。
16	要求水準書(案)	主な対象施設と 整備内容	3	第1	2	(5)	表	⑭		対象施設⑭について、水質計器室に隣接の控室を改修し、水質計器室を拡張とありますが、改修および拡張内容をご教授願います。	要求水準書(案)第3の2(4)イ(オ)f及び別紙43 機器配置図【参考】のとおり、管理棟1Fの水質計器室西側にある控室を新たな水質計器室とし、既設の水質計器室は控室の代替スペースとすることを考えています。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
17	要求水準書 (案)	主な対象施設と整備内容	3	第1	2	(5)	表	⑰～⑳	対象施設⑰～㉔における設備撤去後の養生について、要求水準が不明のため積算ができません。養生水準をご教授頂けないでしょうか。	No447の回答を参照してください。
18	要求水準書 (案)	表 主な対象施設と整備内容	3	第1	2	(5)	㉓		場外施設の監視制御設備 (遠方中継装置、簡易テレメータ等) の新設、撤去に伴い、公告前に現場見学会を実施させていただけないでしょうか。	追加の現場見学会や現場調査は行いません。
19	要求水準書 (案)	浄水場管理室(管理棟 1F・B1F) 建屋の改修	3	第1	2	(5)	表	⑮	「浄水場管理室(管理棟 1F・B1F) 建屋の改修」と在りますが、詳細のご指示、条件等をご教示お願いします。	要求水準書 (案) 別紙6 整備内容 ⑮浄水場管理室 (管理棟 1F・B1F) に記載の建屋の改修について、1Fについては、監視制御設備等の配置に合わせて、パーテーションの設置やフリーアクセスフロアの改修、照明、空調機等の配置変更による内装改修等を想定しています。また、全体に共通して、設備機器撤去後の養生を想定しています。
20	要求水準書 (案)	非常用自家発棟 の撤去	3	第1	2	(5)	表	㉖	貸与頂いた資料 (98__ポンプ室・次亜塩素室外壁補修 設計図, 100__西谷浄水場自家発棟ほか外壁等改修工事 完成図) には基礎、杭の記載が有りませんでした。基礎の資料を頂きたく存じます。杭やその他 貸与資料と解体建物が異なっていた場合、請負人の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	前段については、要求水準書 (案) 別紙6 整備内容 ㉖非常用自家発棟については、貸与資料No. 94に発電機室棟として基礎の図面が含まれていますので、参照してください。後段については、No. 4 の回答を参照してください。
21	要求水準書 (案)	その他	3	第1	2	(5)	表	㉚	その他 建屋等について、撤去に該当するのは ・a総合倉庫, b北側屋外便所 (施工の支障となる場合), c北側物置 (施工の支障となる場合), d中次亜注入機室, e北側噴水, f水道記念館, g工場, h車庫, I南側屋外便所, j噴水, k洗浄水槽, l水道技術資料館, m物置, 移設に該当するのは (施工の支障となる場合) ・n1 号配水池北側記念碑ほか, o記念碑 (工場～噴水間), と考えますが、貸与頂いた資料 (38__西谷洗浄水槽築造工事竣工図 その1～その3 8, 55__西谷洗浄水槽耐震補強工事, 103__西谷浄水場倉庫移築工事完成図, 105__西谷浄水場旧管理棟建物改修工事 竣工図) 以外の資料はございませんでした。図面を貸与頂く若しくは現地調査を実施させて頂けないでしょうか。杭やその他 貸与資料と解体建物が異なっていた場合、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。また請負人で処分できない備品、什器、一般廃棄物等は どの時点で水道にて撤去完了か、ご教示ください。	前段については、a総合倉庫は資料閲覧No. 103に、b北側屋外便所、h車庫及びI南側屋外便所は資料閲覧No. 44に、d中次亜注入機室は資料閲覧No. 92に、f水道記念館は資料閲覧No. 104に、g工場は資料閲覧44に、j噴水は資料閲覧No. 106及びNo. 107に、o記念碑 (工場～噴水間) は資料閲覧No. 107及びNo. 108に示されています。なお、c北側物置、e北側噴水及びn1 号配水池北側記念碑ほかについては、提供できる図面はありません。また、m物置は令和4年3月までに水道局で撤去してください。現地調査については、No. 18の回答を参照してください。中段については、No. 4 の回答を参照してください。後段については、令和4年4月までに水道局にて撤去する予定です。
22	要求水準書 (案)	共同溝の改良	3	第1	2	(5)			表 主な対象施設と整備内容 ㉗共同溝 共同溝の改良とは、p30 (ケ) 共同溝に記載の、新設共同溝と既設共同溝とを連絡するための、既設共同溝の改良 (改修) との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
23	要求水準書 (案)	対象施設	3	第1	2	(5)	表⑰		PACおよび次亜、苛性などの設備撤去後について、貴市にて活用方法をご検討されていることはあるでしょうか。	設備更新スペースや会議室等の活用が想定されるため、設備撤去後の養生については、突起物等が極力残らないよう留意してください。また、薬品設備を設置している管理棟地下及び既設塩素室について、本工事での設備の設置場所などでの流用はできません。
24	要求水準書 (案)	対象施設	3	第1	2	(5)	表㉘		「設備”数” (電動弁等) 」の新設とはどのような意味でしょうか。設備「等」の誤記でしょうか。	㉘場内連絡管の整備内容に記載の「設備数(電動弁等)の新設」は、「設備類(電動弁等)の新設」の誤りのため、要求水準書 (案) を修正します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
25	要求水準書(案)	対象施設	3	第1	2	(5)	表㉑			放流施設の新設(場内・場外)とありますが、事業範囲が要求水準書(案)別紙2で示されており、場外については事業範囲外との理解をしましたが、本事業で予定される工事内容について、ご教示願います。	予定されている工事内容については、要求水準書(案)を確認してください。本工事全体の対象を示したものは、要求水準書(案)別紙1工事場所一覧表のとおりです。 なお、要求水準書(案)別紙2本施設の工事範囲については、西谷浄水場における浄水場施設の工事範囲を示したものです。 また、No. 394の回答も合わせて参照してください。
26	要求水準書(案)	対象施設	3	第1	2	(5)	表㉒			設備等の新設、撤去と記載がありますが、詳細についてご教示ください。	要求水準書(案)別紙6整備内容㉒その他に記載の設備です。
27	要求水準書(案)	本工事の期間	4	第1	2	(7)				「本工事の期間は、令和4年2月(契約締結後)から」と有りますが、契約締結後速やかに、設計調査等で敷地内の入場(健康診断受診者)測量、調査等を実施したく存じます。入場の為の制限などはございますでしょうか。	入場の為の制限は、原則、入場許可申請、要求水準書(案)第1の3(5)に示す健康診断があります。 なお、測量、調査等を実施する場合は、事前に水道局に計画書等を提出し、承諾を得た上で可能です。
28	要求水準書(案)	関係法令等	4	第1	2	(8)				関係法令等に関して、調達公告時の最新のものを適用して技術提案を行った後、関係法令等の改訂が行われ、詳細設計の着手日の最新版を適用することで技術提案よりも仕様アップとなる場合には、設計変更対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 4の回答の後段を参照してください。
29	要求水準書(案)	関係法令等の改訂による工事費変更協議	4	1	2	(8)				要求水準書(案)では、「本工事を実施するに当たっては、関係法令等を遵守し、最新のものを適用する」と記載されています。また、第1回質問に対する回答No3では、「技術提案時においては、調達公告時点の「最新のものを適用してください」と回答されております。更に特約条項(案)第6条には、詳細設計に着手する日における最新のものを適用しなければならない、と記載されております。 技術提案時の「最新のものを」と詳細設計着手時の「最新のものを」が異なり、それに伴い工事費が増減する場合については、工事費変更の協議をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 4の回答の後段を参照してください。
30	要求水準書(案)	水道管仕様	7	第1	2	(8)	エ			φ2000mmクラスの大口径水道管の内圧仕様は、0.5MPa(5kg/cm ²)程度であれば製作可能と聞いておりますが、水道局としての仕様がありましたらご教示ください。	要求水準書(案)別紙7特記仕様書一覧表の配管材料調達に関する特記仕様書(ホームページ公表)に示す管種ごとの規格が仕様となります。
31	要求水準書(案)	横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書(工事編)	7	第1	2	(8)	エ	(ネ)		機械設備工事の配管工事におけるフランジ継手の接合について、貴局の標準仕様ではなく事業者提案であり、呼び圧力10Kのフランジは、差込み溶接式のフランジを用い、接合はFF(全面座)を使用しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	フランジ形式は、横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書(機器編)を参照してください。
32	要求水準書(案)	原水水質について	8	第1	3	2				原水水質については別紙8に記載の「想定する原水水質」を本事業の条件とし、条件を逸脱した場合の対応方法については貴市と協議させて頂き、係る費用については貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 4の回答の後段を参照してください。
33	要求水準書(案)	請負人に求めるもの	8	第1	3	(1)				「本工事の期間中においては、第2の3(2)に示す関連事業等を踏まえ、水道局及び関連事業等と工事車両の通行を含む施工計画、施工時期や施工範囲などについて相互調整を十分に行う必要がある。」と有りますが、施工の仮設動線を検討するうえで、水道局様の通行ルートや頻度、そのほか導水路工事のルート、車両通行条件等、は別紙10以外にございますでしょうか。ご教示ください。	現時点でお示しできる情報は、要求水準書(案)別紙10既設施設の主要な運転・維持管理業務【参考】です。 相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)改良事業に係る導水施設整備工事の工事車両については、No. 537の回答を参照してください。
34	要求水準書(案)	実施体制	8	第1	3	(3)				「業種別の工事を履行できる資格を有した者を配置する。」と有りますが、建設業法や安衛法で定められた資格者の配置以上に厳しい指定(技能士等)はございますか、ご教示ください。	資格の詳細については、調達公告時に示します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
35	要求水準書 (案)	設計及び施工の実施状況の確認	8	第1	3	(4)				CM方式受託者が円滑に業務を実施できるよう、協力しなければならないとありますが、具体的な内容についてご教示願います。	CM受託者は、主に水道局が行うスケジュール管理、品質管理及びコスト管理の支援等を行います。CM受託者がこれらの業務を円滑に行うため、請負人には、書類作成や現場確認の対応等で協力いただくことを想定しています。
36	要求水準書 (案)	処理能力	11	第2	3	(1)	表			昨年10月時の実施方針 (案) では、表中矢印内に「着水井」の記載がありましたが、本書では削除されています。これは、着水井の整備時期は指定しないとの意味でしょうか。	そのとおりです。ただし、要求水準書 (案) 第2の3(1)に示す条件を満たしてください。
37	要求水準書 (案)	関連事業の工期変更に伴う工期変更	11	2	3	(1)				※2 ※3 関連事業のスケジュールが早まっても、本工事に係る工期に関する条件の変更はないと理解してよいですか。	そのとおりです。
38	要求水準書 (案)	関連事業等	12	第2	3	(2)				関連事業等の遅延に起因する本工事の遅延による不履行の場合、責任所掌、費用負担はどのように考えれば宜しいでしょうか。	関連事業等の遅延は、要求水準書 (案) 別紙49リスク分担表の「施工及び引渡し- 水道局発注の設計(調査含む)、施工」(41)に該当するものと考え、リスク分担は水道局側にあると考えます。
39	要求水準書 (案)	関連事業等	12	第2	3	(2)				関連事業の一覧に「(仮称) 相模湖系導水路粉末活性炭設備設置工事」、 「(仮称) 相模湖系導水路次亜注入設備設置工事」とあります。また、第2回質問回答のNo. 47では、これらの設備は緊急時に使用する設備と回答されています。このことから、当該設備は平常時には稼働せず、本浄水場の原水水質への考慮は不要で別紙8に記載の原水水質、水質目標を満たした提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	前段について、相模湖系導水路粉末活性炭設備の運用は、本工事終了後は緊急時の使用を想定しています。相模湖系導水路次亜注入設備は水質悪化時に使用する場合があります。後段については、そのとおりです。
40	要求水準書 (案)	関連事業等	12	第2	3	(2)				別紙10に既設施設の運転・維持管理業務が示されていますが、更新する施設においても、同様の運転・維持管理が実施できることを要求されているとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
41	要求水準書 (案)	関連事業等	12	第2	3	(2)				粒状活性炭吸着池の想定されている運転・維持管理業務があればご教示願います。	粒状活性炭吸着池については、要求水準書 (案) 別紙10既設施設の主要な運転・維持管理業務【参考】の④急速ろ過池に準じた業務を想定しています。技術提案も踏まえ、粒状活性炭の機能維持のために必要な運転・維持管理業務があれば合わせて提案してください。
42	要求水準書 (案)	関連事業の契約変更による影響の扱い	12	2	3	(2)				表 本工事の関連事業等に、(仮称) の工事業が複数記載されていますが、発注者及び他工事の請負者との調整の結果に起因した工事内容・工事期間の変更は、契約変更の対象と考えて良いですか。	No. 4の回答の後段を参照してください。
43	要求水準書 (案)	浄水場の品質管理システム	13	第2	3	(3)				「請負人は水道局が実施する浄水場のISO9001に係る業務に協力する。」とありますが、現時点で具体的にはどのような業務が実施されているかを教示願います。また請負人が実施すべき業務について、明記いただくことはできないでしょうか？	浄水場の品質管理に関する多様な業務を行っています。請負人が実施すべき業務は、衛生管理、テロ対策への協力や、運転管理マニュアル、設備台帳の作成に必要な情報の提供及び資料作成を想定しています。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
44	要求水準書 (案)	セキュリティライン の考え方	13	第2	3	(5)					セキュリティラインについて、公舎跡地を資材置き場として利用する場合など、現状のセキュリティラインよりも外側に設定することは問題ないでしょうか。	本施設の範囲において、セキュリティラインを変更することは可能です。 なお、請負人にて、工事期間中に変更可能なセキュリティラインについては、要求水準書 (案) 別紙13 西谷浄水場におけるセキュリティラインを修正します。 また、セキュリティライン変更の有無に関わらず、本工事で使用する敷地については、請負人にて適切に管理をしてください。
45	要求水準書 (案)	関連事業等	13	第2		(2)					電気設備を検討する上で (仮称) 沈でん池機械設備更新工事 (傾斜板、フロキュレーター、汚泥掻寄せ機、排泥管) 実施時期及び負荷仕様等 (台数・容量) を明示頂けますでしょうか。	実施時期については、現段階では未定です。請負人の工程への影響が最小限になるように調整し、協議した上で工事時期を決定します。 負荷仕様等については、既設と同等の負荷になることを想定しています。
46	要求水準書 (案)	関連事業等	13	第2		(2)					(仮称) 沈でん池機械設備更新工事 (傾斜板、フロキュレーター、汚泥掻寄せ機、排泥管) に係る監視制御設備の改良費用は本工事対象外でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
47	要求水準書 (案)	施設の目標耐用年数	13	第2	3	(4)					目標耐用年数以上を維持できる仕様とする。と記載がありますが、必要となる保守点検・定期交換部品などは本工事対象外でよろしいでしょうか。P60で新設した設備の点検、維持管理等に必要な情報を提供すると記載があります。	そのとおりです。
48	要求水準書 (案)	警備センサー設置	13	第2	3	(5)	ア				赤外線センサー、シャッターセンサー、扉開閉センサー、侵入防止警告設備の設置想定場所、個数及び設置条件等が有りましたらご教示ください。	危機管理上、セキュリティに関する設備の設置条件等を開示することはできません。 なお、設置条件等の詳細については、契約締結後に示します。
49	要求水準書 (案)	鉄骨造の建築物の目標耐用年数について	13	第2	3	(4)					新設する施設は別紙11 個別保全計画に基づき、目標耐用年数以上を維持する仕様とするがありますが建築物の鉄骨造においても別紙11に示す目標耐用年数は70年との考えで宜しいでしょうか。	そのとおりです。
50	要求水準書 (案)	セキュリティライン の考え方	13	第2	3	(5)					セキュリティラインの定義をご教示下さい。	セキュリティラインとは、西谷浄水場を安全に運転するため、本施設への不法侵入を防ぐなどを目的に設定しているものです。 セキュリティラインの定義については、要求水準書 (案) に追記します。
51	要求水準書 (案)	フェンス防護対策	13	第2	3	(5)	ウ				「高さ 2.5m以上 (剣先付き) の格子フェンスを設置する。」と有りますが、既存のフェンスを使用させて頂き、解体等で撤去したフェンス部分は同程度の高さの仮囲いにて防護対策させて頂くことで宜しいでしょうか。	フェンスの防護対策については、本工事に支障とならない既設フェンスをそのまま使用します。 撤去したフェンス部分については、外部からの侵入を防ぐ目的が達成されるのであれば、工事期間中に限り、高さ2.5m以上の仮囲いによる防護対策を認めます。 要求水準書 (案) を修正します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
52	要求水準書(案)	出入口の管理	13	第2	3	(5)	エ			ゲートは正門と水道記念館前の2カ所で 現在のゲートや鍵を借用させて頂くと考えて宜しいでしょうか。	公道から工事対象敷地へのゲートは、正門のほか、南側のバス通りと接している部分のうち、セキュリティラインが設定されていない部分に設けるものとし、既設の門扉についても利用可能とします。利用方法については、請負人にて工事に係る入退場の管理をすることを想定していますが、詳細については、別途協議とします。
53	要求水準書(案)	セキュリティライン	13	第2	3	(5)				セキュリティラインについて、「条件を満たすことで、施工期間に限り変更を認める」とありますが、変更可能なラインは別紙13の赤色実線部のみで、赤色破線のラインは変更不可との理解でよろしいでしょうか。	No. 44の回答を参照してください。
54	要求水準書(案)	I T V設備	13	第2	3	(5)	イ			「水道局と協議の上」・・・I T V監視カメラを設置するとある一方で、p43のカ付帯設備設計(ウ)では、I T V設備・・・は、「請負人の提案による」とあります。I T V設備の仕様、設置台数及び設置場所については、請負人の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書(案)第2の3(5)に記載のI T Vはセキュリティラインの変更に伴う、移設及び新設を指しています。後段については、そのとおりです。
55	要求水準書(案)	浄水場の品質管理システム	13	第2	3	(3)				IS009001に係る業務に協力するとありますが、具体的な内容をご教示願います。	No. 43の回答を参照してください。
56	要求水準書(案)	施設の目標耐用年数	13	第2	3	(4)				別紙11に目標耐用年数が示されていますが、粒状活性炭吸着池の下部整流装置は、設備編よりポンプ設備や沈殿池設備と同等の30年との理解でよろしいでしょうか。	下部整流装置の目標耐用年数は、水道局にて実績がないため、お示しすることができません。ライフサイクルコストや運転・維持管理等の観点を踏まえて、請負人にて提案してください。
57	要求水準書(案)	目標耐用年数	13	2	3	(4)				「個別保全計画に基づき、目標耐用年数以上を維持できる仕様とする」と記載ありますが、保全計画にある点検・小規模修繕・大規模修繕を実施する前提での目標耐用年数と考えて良いですか。また、将来の関係指針・耐震基準類の改定に伴い、将来検討を実施した結果の施設の機能不足は、当該要求水準から免責と考えてよいですか。	前段については、そのとおりです。後段については、特約条項(案)第8条によります。
58	要求水準書(案)	既存施設の更新	13	2	3	(4)				(4)施設の目標耐用年数の中に、「なお、既設設備の設置年度、耐用年数を別紙12に示す」と記載ありますが、既存施設のうち、浄水場再整備中に更新が必要で、かつ引き続き浄水運転に必要な設備については、発注者の責任のもと更新がなされると考えてよいですか。	そのとおりです。
59	要求水準書(案)	変更可能なセキュリティライン	13	2	3	(5)				水道局と協議の上、変更できるセキュリティラインは別紙13の赤実線のみと理解してよいですか。	No. 44の回答を参照してください。
60	要求水準書(案)	水源水質に適した粒状活性炭施設	14	第2	4	(3)				粒状活性炭設備の要求水準として、「必要な検討を十分に行った上で、施設仕様及び活性炭を選定」と記載があります。開示されている、水道局様が実施された実験結果・検討結果を活用できるものと理解してよろしいでしょうか。	実験結果・検討結果については、請負人の検討に活用することは可能です。ただし、活用にあたっては、要求水準書(案)に記載のとおり、請負人の責任において、十分な検討を行い、施設仕様及び活性炭を選定をしてください。
61	要求水準書(案)	永久構造物を設置できない範囲	14	第2	3	(4)				別紙13に示す斜線部分は、地中配管以外の永久構造物を配置できない範囲とする。とありますが、別紙3の㊸受電所が別紙13の斜線部分に入っています。詳細を確認する必要があることから、別紙13の斜線部分の記したCADデータをいただきたい。	要求水準書(案)別紙3新設対象施設配置【参考】に示した施設の位置及び規模は参考であり、受電所は要求水準書(案)別紙13西谷浄水場におけるセキュリティラインの斜線部分の外を想定しています。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
62	要求水準書 (案)	永久構造物を設置できない範囲	14	第2	3	(6)				別紙13に示す斜線部分に、地中配管以外の永久構造物を配置できない理由について、ご教示ください。併せて、地中配管をする場合、配置や強度や深度等、必要な条件をご教示ください。 また、工事中の仮設の設置は可能ということから、工事期間中（令和23年）まで、関連事業等の予定がないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書（案）別紙13西谷浄水場におけるセキュリティラインの斜線部分のうち、公舎跡地のエリアは将来の施設更新や増設スペースとして活用できるようにするためです。また、水道記念館のエリアは見学や市民開放に活用できるようにするためです。地中配管については、将来維持管理車両が通行する可能性も考慮し、横浜市水道局設計標準図を参考に配管してください。配管材料については、No. 30の回答を参照してください。 後段については、そのとおりです。ただし、要求水準書に示す関連事業等や、維持管理車両が通行できるようにしてください。
63	要求水準書 (案)	永久構造物を設置できない範囲	14	第2	3	(6)				別紙 13に斜線部分は、地中配管以外の永久構造物を配置できない範囲とする。とありますが、将来の水道記念館等の計画をより使用しやすくするため、斜線部分を整形にするとすること（面積は同等）は可能でしょうか。	水道記念館の敷地については、要求水準書（案）別紙 2 西谷浄水場浄水処理施設の工事範囲における防災無線鉄塔の敷地※を除き、10,000m ² 以上の面積と浄水場のセキュリティが確保されていれば、斜線部分の敷地の形を変えることは可能とします。 ただし、次の点にも留意して検討してください。 ①敷地の形を変更することにより、水道記念館の既設出入口が使用できなくなる場合は、正門とは別に南側公道から別紙10既設施設の主要な運転・維持管理業務【参考】②防災無線塔に示す使用車両・重機が通行できる出入口を設けてください。 ②防災無線鉄塔を含む将来的な施設の建設に影響のないように敷地形状や配置等に配慮してください。 なお、詳細については、契約締結後、協議にて決定します。 ※防災無線鉄塔の敷地については、要求水準書（案）を修正し、調達公告時に示します。
64	要求水準書 (案)	永久構造物を配置できない範囲	14	第2	3	(6)				「別紙13 に示す斜線部分は、地中配管以外の永久構造物を配置できない範囲とする。」と記述されています。 この永久構造物には、本設の場内道路は含まれるでしょうか。ご教示ください。	No. 66の回答を参照してください。
65	要求水準書 (案)	試運転時期	14	第2	4	(4)				「試運転については、試運転時期及び期間を考慮した上で、施設毎の試運転計画を立案する。」と記述されています。 この試運転時期及び期間に、季節的に除外しなければならない時期あるいは期間がありましたら、ご提示ください。	原則、試運転時期及び期間に季節的に除外しなければならない時期、期間はありません。 ただし、ろ過障害等により、浄水場の処理状況が悪化した場合で、試運転時期及び期間に影響する可能性があります。
66	要求水準書 (案)	永久構造物	14	第2	3	(6)				永久構造物に該当する施設をご教示ください。水槽類を含む土木構造物、設備を取める建築物などが永久構造物に該当するものと推察しますが、場内道路については該当するでしょうか。その他、該当する対象がありましたらご教示ください。	永久構造物とは、工事完了時における恒久的に配置する施設を指します。 要求水準書（案）第2の3(6)及び別紙13西谷浄水場におけるセキュリティラインに示す永久構造物を築造できない範囲は、将来的に水道局にて施設を整備する可能性があることから、場内配管の整備、屋外展示物・歴史的建造物の移設及び施設の工事期間中の一時仮設を除き、工事完了時における場内道路や駐車場等の恒久的な施設の配置は認めません。
67	要求水準書 (案)	永久構造物を設置できない範囲	14	2	3	(6)				別紙13に示す斜線部分は、地中配管以外の永久構造物を配置できない範囲とする。とありますが、弁室等は地中配管に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	弁室等は、地中配管に含みます。 ただし、要求水準書（案）別紙13西谷浄水場におけるセキュリティラインに示す永久構造物を築造できない範囲は、将来的に水道局にて施設を整備する可能性があるため、それを考慮した場所に設置してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
68	要求水準書 (案)	永久構造物を設置できない範囲	14	2	3	(6)				「別紙 13に示す斜線部分は、地中配管以外の永久構造物を配置できない範囲とする。」と記載がありますが、工事中の仮設構造物の設置、工事中に工事の施工ヤードと活用することは可能性ですか。	工事期間中の仮設構造物の設置及び施工ヤードとしての活用は可能です。 また、No. 66の回答も参照してください。
69	要求水準書 (案)	見学者対応を配慮した施設	15	第2	4	(10)				水道記念館や資料館撤去後、「理解を深めることができる施設を構築」、とは、44頁にある浄水施設の一部を、見学対応できる施設にするという認識でよろしいでしょうか。	見学者が浄水処理への理解を深めることができるよう、請負人の提案にて浄水処理施設を見学対応できる施設として整備してください。
70	要求水準書 (案)	見学者対応を配慮した施設	15	第2	4	(10)				基本計画報告書の中に、見学ルートのある案がありましたが、記念館等の取り壊し等の内容が盛り込まれておらず、以降新しい見学ルートについての資料がないという認識をしております。 見学ルート、展示したい内容、等、どのような構想がありますでしょうか。	No. 81の回答を参照してください。
71	要求水準書 (案)	ライフサイクルコスト	15	第2	4	(6)				「各施設のライフサイクルを明確にし、」と記載がありますが、比較する範囲・方法・基準を合わせるため、ライフサイクルコストの算出方法をご教授願います。	ライフサイクルの算出方法及び定義は、調達公告時に示します。
72	要求水準書 (案)	本工事の主要な要求水準	15	第2	4	(6)				「本工事で整備する各施設のライフサイクルコストを明確にし、長期的に低コストで運転・維持管理ができる施設とする。」とありますが、ライフサイクルコストの設定期間及び設定条件をご教示願います。	No. 71の回答を参照してください。
73	要求水準書 (案)	ライフサイクルコスト	15	第2	4	(6)				各施設のライフサイクルを明確にするため、ライフサイクルコストの算出方法と併せて範囲、方法、基準等をご教示願います。	No. 71の回答を参照してください。
74	要求水準書 (案)	市内経済への貢献	15	第2	4	(11)				横浜市内の企業の活用とは、二次下請以降の企業への発注も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。(構成員でなくても宜しいでしょうか。)	調達公告時に示します。
75	要求水準書 (案)	見学者対応を配慮した施設	15	第2	4	(10)				施工期間中に見学者対応を考慮する場合は 対象施設や対象者、人数などご教示ください。	要求水準書 (案) 第2の4 (10)に記載の見学者対応は、工事完了後についての記述になり、原則、施工期間中の一般市民向けの見学は行いません。 ただし、水道局職員向けの研修や、市議員の視察、事業PRとして開催する近隣住民向けの見学会などが発生する可能性はありますが、対象施設や人数等については、協議により決定します。
76	要求水準書 (案)	工場のイメージアップ	15	第2	4	(13)				「本工場のイメージアップなど広報活動」等について、セキュリティ等の観点での禁止事項等がございましたら、ご教示ください。	セキュリティに関する禁止事項を全て提示することができないため、協議により決定します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
77	要求水準書(案)	ライフサイクルコスト	15	第2	4	(6)				「各施設のライフサイクルコストを明確にし…」とありますが、本工事はDBであり、運転・維持管理業務を含まないため、求められるライフサイクルコストについては保証するものではなく、参考値との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。No. 71の回答を合わせて参照してください。
78	要求水準書(案)	ライフサイクルコスト	15	第2	4	(6)				ライフサイクルコストの定義(年数、対象設備、電力・薬品単価、修繕費及び修繕周期、労務費)をご教授ください。	No. 71の回答を参照してください。
79	要求水準書(案)	運転・維持管理に対する配慮	15	第2	4	(7)				貴局職員が運転・維持管理の習熟に必要な十分な教育訓練を行うこととありますが、訓練期間は具体的な定めは無く提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 524の回答を参照してください。
80	要求水準書(案)	ライフサイクルコスト	15	第2	4	(6)				LCCを考慮した場合に、今回の要求水準書(案)で示される機電設備に対する要求事項に準拠しない方式が優れていると提案者が判断して提案することは、要求水準未達で失格となるのでしょうか。	そのとおりです。
81	要求水準書(案)	見学者対応施設	15	2	4	(10)				見学者対応を配慮した施設を構築するとありますが、本書第1 2(5)工事の対象施設に見学用の施設は示されていません。これは、見学用施設を新たに構築するという趣旨ではなく、本書第3 2(4)カ(ク)(ケ)に想定する見学者対応の要求事項を浄水場内施設全体で満たすという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。要求水準書(案)第3の2(4)カ(ク)及び(ケ)の記載だけでなく、同書第2の4(10)で示す内容等も考慮して、施設を整備してください。
82	要求水準書(案)	土壌汚染状況調査	16	第3	1		エ			土壌汚染状況調査の結果、汚染土が検出された場合の対策は水道局様で対応するとありますが、その場合の工事工程への影響や費用の増額等についても、配慮いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
83	要求水準書(案)	アスベスト調査	16	第3	1		カ			工事対象施設にて、事前にアスベスト調査を実施しているのであれば、その資料を戴きたく、お願いします。	提供できる資料はありません。過去の記録がある範囲で、要求水準書(案)別紙6整備内容の備考に記載していますので、確認してください。
84	要求水準書(案)	電波障害調査	16	第3	1		ケ			想定されている調査対象及び調査範囲をご指示下さい。	請負人の提案と関係法令に基づき、必要な調査を適切な時期に実施してください。なお、設計及び施工を行う上で、要求水準書(案)に示した内容以外に必要な調査があれば、請負人にて、適切に実施してください。
85	要求水準書(案)	契約後の地質調査結果について	16	第3	1	イ				契約後に実施する地質調査において、提案時の閲覧資料に含まれる地質調査又は閲覧資料に基づいて想定した地盤条件と著しく異なる結果が得られ、提案時に想定した工法・構造が変更となり、工事費が大きく変動する場合、契約の変更対象と考えてよろしいでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
86	要求水準書(案)	アスベスト調査	16	第3	1		カ			アスベスト調査の対象施設は、水道局殿にてご指示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	アスベスト調査は、要求水準書(案)別紙6整備内容を参考に、撤去及び改良を行う建材について、関係法令に基づき、請負人にて適切に実施してください。
87	要求水準書(案)	用地測量等	16	第3	1	ア				用地測量等ありますが、範囲は別紙2の工事範囲④から工事範囲外の導水路整備範囲と3号配水池範囲を除く範囲と考えます。また測量の対象は別紙5既設利用施設の外壁位置と高さ程度とし、新設や撤去に必要な測量と考えますが宜しいでしょうか。	No. 84の回答を参照してください。
88	要求水準書(案)	地質調査	16	第3	1	ア				地質調査に関して、箇所数等 詳細な指定はございますでしょうか、ご教示ください。	No. 84の回答を参照してください。
89	要求水準書(案)	地下埋設物調査	16	第3	1	ウ				「別紙 14 浄水処理施設既設配管図【参考】、別紙 15 浄水処理施設既設ケーブルルート図【参考】】を参考に行う。」とありますが、事業者が実施する新設や撤去に必要な範囲とし、工事範囲外の調査は不要と考えておりますが、宜しいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答	
90	要求水準書(案)	雨水・污水排水経路の調査	16	第3	1	オ					調査に関して、事業者が実施する新設や撤去に必要な範囲とし、工事範囲外の調査は不要と考えておりますが、宜しいでしょうか。	そのとおりです。
91	要求水準書(案)	家屋調査	16	第3	1	キ					調査に関して、敷地外周道路(東、西、北)で敷地境界線から20mのラインに掛かった敷地の家屋を対象として宜しいでしょうか。 上記以外からの調査が必要となった場合、予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	前段については、No. 84の回答を参照してください。 後段については、No. 4の回答の後段を参照してください。
92	要求水準書(案)	周辺影響調査	16	第3	1	ク					「騒音、振動、臭気、地盤沈下等の調査」とありますが、予測不可能なため周辺隣様からの申し出があった場合、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。 もしくは、調査の詳細がございましたら、ご教示ください。	No. 91の回答を参照してください。
93	要求水準書(案)	電波障害調査	16	第3	1	ケ					「建築物や構造物によるテレビ受信障害調査報告書の提出」と有りますが、図面上での調査とし、個別で居住者より申し出があった場合、工事以外の起因については、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	No. 91の回答を参照してください。 なお、本工事以外の原因による対応は、水道局にて行います。
94	要求水準書(案)	その他本工事に必要な調査	16	第3	1	コ					「必要な調査」とありますが、詳細をご教示ください。	整備内容及び施工方法は請負人の技術提案によることから、提案内容を実現する上で必要となる調査を実施してください。
95	要求水準書(案)	事前・事後調査	16	第3	1						受注後の詳細な調査等により、提案内容や数量に変更が生じた場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	No. 4の回答の後段を参照してください。
96	要求水準書(案)	アスベスト調査	16	第3	1					カ	管理棟内の場合、薬品注入施設は対象施設でありアスベスト調査対象と理解しますが、管理棟内のその他の部屋(ホール等)は、調査対象外の理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。本工事で撤去や改良を行う建材のみ実施してください。
97	要求水準書(案)	地下埋設物調査	16	第3	1						地下埋設物調査について、別紙14および別紙15に既設の情報を提示頂いていますが、現状が情報と異なっていた場合、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
98	要求水準書(案)	土壌汚染状況調査	16	第3	1						土壌汚染状況調査について、別紙16の表2および表3に調査箇所および調査対象物質が示されていますが、表2および表3に示されたとおりの調査を要求されているとの理解でよろしいでしょうか。	調査の要否及びその調査内容については、工事着手前に関係機関との協議の上で決定します。
99	要求水準書(案)	残土処分時の汚染土壌処分費	16	3	1						土壌汚染状況調査において「調査の結果、汚染土の対策が必要となった場合は、水道局にて対応する」と記載されております。 ここで、調査結果では汚染土の対策が不要となった場合でも、掘削土を場外へ搬出する残土処分の際、土壌分析が必要となり、分析の結果、汚染が確認された場合、汚染土壌の処分費用については、増額変更協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	No. 4の回答の後段を参照してください。
100	要求水準書(案)	本工事対象エリア外での土壌汚染対策	16	3	1						土壌汚染状況調査において、調査の結果、汚染土の対策が必要となった場合は、水道局にて対応する、と記載されております。 ここで、工事対象施設及び配管敷設以外のエリアで汚染土の対策が必要な場合でも、本事業において掘削除去等の土壌汚染対策を実施するのでしょうか。	工事対象施設及び配管施設以外のエリアについては、掘削除去等の土壌汚染対策を実施する必要はありません。 また、No. 84の回答を参照してください。
101	要求水準書(案)	地歴調査でのメッシュ	16	3	1						土壌汚染状況調査を検討するにあたり、地歴調査を実施した際に、調査メッシュを設定されていたらご提示をお願いします。無いようでしたら、確定測量結果の提示を受けて、事業者側で任意に設定することで良いですか。	資料閲覧を実施します。 詳細については、横浜市のホームページを参照してください。
102	要求水準書(案)	土壌汚染調査範囲	16	3	1						土壌汚染状況調査を検討するにあたり、浄水場事業として関わらない部分については、調査の対象外として考えて良いですか。また、(駐車場や資材置き場で活用するなど)土地の改変を実施しない範囲も、調査の対象外と考えて良いですか。	No. 98の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
103	要求水準書(案)	工事の進捗に応じた 土壌汚染調査	16	3	1		エ			上部の浄水施設利用の関係で、事前調査として、一括で進まない可能性があります。施設の利用停止、施設撤去、調査というように、工事の進捗に応じた調査も、必要に応じて認めて頂けますか。	工事の進捗に応じた調査も認めるものとします。
104	要求水準書(案)	アスベスト調査費	16	3	1		カ			調査設計費を見積る上で、建物以外の配管等の設備で、アスベストを使用していないと考えてよいですか。配管や設備でアスベストの使用が見つかった場合は、その調査費用も契約変更対象と考えて良いですか。	前段については、建物以外の配管等の設備類についても調査の対象となります。後段については、配管類等も含めたアスベストの調査費を含めて予定価格を算出するため、契約変更の対象ではありません。
105	要求水準書(案)	家屋調査対象範囲	16	3	1		キ			家屋調査の対象範囲をご提示ください。	No. 84の回答を参照してください。
106	要求水準書(案)	事後の家屋調査	16	3	1		キ			事後の家屋調査は、全体の工事完了後実施で良いですか。	No. 84の回答を参照してください。
107	要求水準書(案)	その他本工事に必要な調査	16	3	1		コ			その他本工事に必要な調査、との記載がありますが、この調査については、要求水準として規定されるものではないため、事業者提案による調査、との理解でよろしいでしょうか。	No. 84の回答を参照してください。
108	要求水準書(案)	各種申請等	17	第3	2	(1)	ウ			後段に、なお、関係機関との事前協議の結果、工事対象外の既設建築物については是正等の対応が必要となった場合には、建築基準法の完了検査受検までに水道局にて対応する。とありますが、建築基準法の既存遡及工事が上記に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。工事対象外の施設について既存建築物調査の結果、既存遡及の工事が発生した場合は水道局にて対応します。
109	要求水準書(案)	各種申請等	17	第3	2	(1)				請負人は、基本設計、詳細設計及び各種申請等を行う。とありますが、申請を行うのは請負人との解釈ですが、各種申請料は建築主の支払いとなることから、水道局の範囲と考えてよろしいでしょうか。	原則、主体が水道局となる各種申請に係る費用については、水道局が負担します。
110	要求水準書(案)	既設建築物への申請 対応について	17	第3	2	(1)	ウ			請負人は設計、施工に伴う各種届出、許可等に係る資料作成、申請手続き等を請負人の責任及び負担において遅延なく行うとありますが既設建築物において検査済証の交付を受けていない場合などの既存不適格調査書においては事業対象外施設であるため、市の責任において実施して頂けるとの考えで宜しいでしょうか。	そのとおりです。 なお、要求水準書(案)第3の2(1)ウに示すとおり、事業対象外の建築物についても、既存建築物の調査は請負人にて実施してください。
111	要求水準書(案)	各種申請の実施者	17	3	2	(1)	ウ			「請負人は、設計、施工に伴う各種届出、許可等に係る資料作成、申請手続き等を請負人の責任及び負担において遅延なく行う」と記載がありますが、17ページのエの項目以外の発注者が行う各種届出、許可等に関しては、発注者の責任で行うことで良いですか。	そのとおりですが、必要に応じて請負人にも資料作成等の協力を求める場合があります。
112	要求水準書(案)	急速ろ過池および粒 状活性炭吸着池の洗 浄	18	第3	2	(2)	ア	(イ)		p18の表「水質悪化時の洗浄条件」では、粒状活性炭吸着池の時間間隔として「45分に1回」と記載されています。P23～25の粒状活性炭吸着池の要求事項には洗浄間隔の記載はありません。「45分に1回」とすると32池の洗浄が可能となり、基本計画の32池の場合は1日1回の洗浄が可能な条件と史料致します。粒状活性炭吸着池については、1日1回の洗浄を行うことができれば、洗浄間隔の要求事項は無いと考えてよろしいでしょうか？	排水処理施設への影響を踏まえて、排水量の合計は1,300m3/回以下かつ45分に1回以下としてください。 なお、第1回質問回答書No. 383及び第2回質問回答書No. 7の回答を参照してください。
113	要求水準書(案)	急速ろ過池および粒 状活性炭吸着池の洗 浄	18	第3	2	(2)	ア	(イ)		p18の表「水質悪化時の洗浄条件」では、急速ろ過池及び粒状活性炭接触池の1回あたりの洗浄水量及び時間間隔が記載されています。引き続き表「水質悪化時の排水量」では1日当たりの排水量が記載されています。45分に1回は1日あたり32回であることを考慮すると、急速ろ過池及び粒状活性炭接触池からの1日当たりの排水量は1300m3/回×32回/日=41600m3/日となります。急速ろ過池及び粒状活性炭接触池からの1日当たりの排水量を合計で、41600m3/日以下とすることを前提として、1回あたりの洗浄水量や時間間隔を事業者提案としてよろしいでしょうか？	No. 112の回答を参照してください。
114	要求水準書(案)	設計に関する共通事 項	18	第3	2	(2)	ア	(イ)		水質悪化時の洗浄条件が設定されていますが、別紙8で示された「原水水質の設定値」を水質基準としているのでしょうか。また、この設定値を超える原水水質の場合の取扱いをご教示願います。	水質悪化時の洗浄条件を設定したのは、この条件で洗浄できる設備設計をしていただくためです。要求水準書(案)別紙8原水水質の検査結果等で示した設定値を超える原水水質に対しては水道局で処理量の減量等により対応するため、要求水準として取り扱いません。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
115	要求水準書(案)	回収率	18	第3	2	(2)	ア	(イ)		記載の回収率は「目標」であり、事業者提案による理解でよろしいでしょうか。回収率に制約(標準時、水質悪化時のそれぞれで●●%以上等)がある場合は教示願います。	目標回収率は、要求水準ではなく、設計を行う上での目安です。
116	要求水準書(案)	捨水工程の排水	18	第3	2	(2)	ア	(イ)		表 水質悪化時の洗浄条件(水量及び時間間隔)(最大値) 第2回質問に対する回答書のNo.26で、ろ過直後の捨水工程は行わないことを想定していますが、…捨水工程も行える構造として下さいとあります。捨水を行う場合、捨水量は本表の急速ろ過池の排水量800m ³ /回には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
117	要求水準書(案)	その他作業用水	18	第3	2	(2)	ア	(イ)		表 水質悪化時の排出水量(水質悪化時の…) (最大値) 排水池への流入量:46,028m ³ /日の内訳である、その他作業用水(水質計器他)2,400m ³ /日(1時間あたり100m ³)の算出根拠を教示願います。	実績値に余裕分を見込んだ数値です。
118	要求水準書(案)	目標回収率	18	第3	2	(2)	ア	(イ)		「目標」とは「要求水準ではなく努力目標であり、違反した場合のペナルティはない」との理解でよろしいでしょうか。	No.115の回答を参照してください。
119	要求水準書(案)	目標回収率	18	第3	2	(2)	ア	(イ)	表	第2回質問No.7にて「各施設からの合計排水量が1300m ³ /回以下」と回答しておりますので、個別施設からの排水量は表中数値によらない理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、排水量の合計は1,300m ³ /回以下かつ45分に1回以下としてください。
120	要求水準書(案)	ポンプ井	18							水位について、67.6m以上との記載がありますが、これは水槽のHWLと解釈してよろしいでしょうか。また、LWLについて条件があればご提示ください。	ポンプ井の水位67.600mはH.W.Lとなります。L.W.Lは2号配水池及び3号配水池への送水を考慮して、請負人にて設定してください。 なお、2号配水池は、水位が64.16mで一定になるように運用しています。 ポンプ井は、水位が65.3mから65.9mまでの範囲で運用しています。
121	要求水準書(案)	設計水位	18	第3	2	(2)	ア	(エ)	c	示された水位はHWLの理解でよろしいでしょうか。	No.120の回答を参照してください。
122	要求水準書(案)	系統数	18	第3	2	(2)	ア	(オ)		別紙19~22は【参考】とありますが、これらは参考資料であり要求ではないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 施設は2系統を基本とし、粒状活性炭吸着池及び急速ろ過池は2系統4群となります。要求水準書(案)別紙19から22までの【参考】は基本計画時に想定した設備等を記載しています。
123	要求水準書(案)	耐震性能	19	第3	2	(2)	ア	(カ)		要求する耐震性能で、非構造部材、建築設備の耐震安全性の目標が設定されておりませんが、非構造部材はA類、建築設備は甲種と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。 要求水準書(案)を修正します。
124	要求水準書(案)	耐震性能	19	第3	2	(2)	ア	(カ)		建築設備の耐震性能および耐震基準についてご教示ください。	No.123の回答を参照してください。
125	要求水準書(案)	耐震性能	19	第3	2	(2)	ア	(カ)		機械電気設備の耐震性能および耐震基準についてご教示ください。	横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書(工事編)【平成30年11月版】P2-12第2章第2節第1項2-2-4据付等に記載の基準を満足してください。
126	要求水準書(案)	水運用・水処理への配慮	19	第3	2	(2)	ア	(ケ)		「稼働中の施設を適切に養生」とありますが具体的な養生対象物や程度の詳細をご教示ください。	養生対象物は、本施設内にある浄水処理を行う稼働中の施設、全てです。 施工期間中も浄水処理施設に影響を与えずに運転・維持管理が継続できるよう、請負人にて適切に検討してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
127	要求水準書(案)	運用水量	19	第3	2	(2)	ア	(オ)		運用水量(最大、標準)について記載がありませんが、基本計画報告書(令和2年3月)のp70、表6-2 予備検討時での設定水量と期間に記載のとおり、 最大運用水量:394,000m ³ /日(7~9月) 標準運用水量:374,000m ³ /日(3~6月、10月) 最低運用水量:295,500m ³ /日(11~2月、1群停止時) との理解でよろしいでしょうか。	本工事では、最大運用水量:394,000m ³ /日及び最低運用水量:295,500m ³ /日において運転できる施設の構築を行うものとしています。
128	要求水準書(案)	各施設の最低運用水量	19	第3	2	(2)	ア	(オ)		表 各施設の最低運用水量 ポンプ井を1池停止(清掃や設備の補修、更新等)する場合の最低運用水量について、基本計画報告書(令和2年3月)のp82、図6-4 浄水処理フロー図から、20万(19.7万:39.4万の半量)m ³ /日と読み取れますが、この理解でよろしいでしょうか。それとも、着水井の1池停止時と同様、295,500m ³ /日(原水量)ベースの処理量が流入すると考えればよいでしょうか。 また、ポンプ井1池停止時の最低運用水量を295,500m ³ /日とする場合には、要求水準書(案)p41、表 主要な新設配管一覧表の※3に記載の、各ポンプ井~各3号配水池へ197,000m ³ /日を送水できる口径だと、最低運用水量における送水量を満足できないと考えますが、いかがでしょうか。	前段については、ポンプ井1池停止時の最低運用水量は197,000m ³ /日(原水量)ベースの処理量が流入することを想定しています。 後段については、ポンプ井から3号配水池へ1系統で197,000m ³ /日を送水できる口径とします。
129	要求水準書(案)	機械電気設備の仕様	19	第3	2	(2)	ア	(キ)		機械電気設備については、...水道局と設計図書の協議を経た上で、仕様を決定するとありますが、決定仕様が提案時よりも仕様アップとなる場合には、設計変更対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答の後段を参照してください。
130	要求水準書(案)	仕様決定	19	第3	2	(2)	ア	(キ)		「水道局と設計図書の協議を経た上で仕様を決定する」と記載がありますが、要求水準を満たすのであれば仕様は提案どおりとの理解でよろしいでしょうか。また、局が提案書からの仕様変更を希望する場合、かかる費用は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	No.4の回答の後段を参照してください。
131	要求水準書(案)	耐震性能	19	第3	2	(2)	ア	(カ)		参照する指針基準等は最新版を適用するとありますが、入札時の最新版であり指針基準等の改訂があった場合は、設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No.592の回答を参照してください。
132	要求水準書(案)	機械電気設備の仕様決定	19	第3	2	(2)	ア	(キ)		機械電気設備については、要求水準で求める能力と標準的な仕様を満足するとありますが、標準的な仕様とは要求水準書(案)P.7の「エ 仕様書等」を満足するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
133	要求水準書(案)	機械電気設備の仕様決定	19	第3	2	(2)	ア	(キ)		貴局と設計図書の協議を経た上で仕様を確定するとありますが、総合評価方式一般競争入札であり、入札時に民間事業者が提案した仕様が要求水準を満足していれば、協議による仕様の変更は設計変更になるとの理解でよろしいでしょうか	No.4の回答の後段を参照してください。
134	要求水準書(案)	ポンプ井の最低運用水量と条件	19	3	2	(2)	ア	(オ)		表の各施設の最低運用水量において、ポンプ井の最低運用水量が示されておりましたが、ポンプ井の最低運用水量と条件(1池停止等)をご教示頂けませんでしょうか。	No.128の回答を参照してください。
135	要求水準書(案)	設計に関する共通事項	20	第3	2	(2)	ア	(サ)		建屋に求める性能が明記されていますが、建屋の構造については事業者提案でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
136	要求水準書 (案)	建屋等に求める性能	20	第3	2	(2)	ア	(#)		既設沈澱池に設置する制水扉用開閉台や急速攪拌機は屋外設備となりますが、建屋は必要でしょうか。不要とする場合、開閉台や急速攪拌機以外にも対象外とする設備は何か該当するでしょうか。	制水扉用開閉台及び急速攪拌機については、建屋は不要です。また、採水ポンプの現場盤は対象外とします。
137	要求水準書 (案)	浸水対策	20	第3	2	(2)	ア	(七)		受電所や非常用自家発電などの電気設備を設置する建屋については、豪雨等による浸水対策を講じるとありますが、各施設の電気室は浸水対策対象外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 (案) 第3の2(2)ア(七)に記載のとおり、電気室も電気設備を設置する建屋となりますので、浸水対策は必要となります。
138	要求水準書 (案)	浸水対策	20	第3	2	(2)	ア	(七)		受電所や非常用自家発電などの電気設備を設置する建屋については、豪雨等による浸水対策を講じるとありますが、ハザードマップでは本浄水場は高台にあり浸水レベルが設定されていない地区となります。浸水レベルの指定は特にないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、要求水準書 (案) 第1の2(8)ウ(7)に記載の建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインなどを参考に施設を整備してください。
139	要求水準書 (案)	設計図書の提出・完了検査	21	第3	2	(2)	ウ			検査提出時点で、工事着工30日前の手続きを開始することになると思われますが、検査以降で、工事に関係する是正事項が生じた場合、別紙49リスク分担表_28に該当する事項として、施工遅延は水道局が主負担すると考えてよろしいでしょうか。	水道局の責めに帰すべき理由がある場合には、水道局の負担とします。
140	要求水準書 (案)	設計図書の提出・完了検査	21	第3	2	(2)	ウ			検査の主目的は、部分払いのためという認識でよろしいでしょうか。	当該検査の主目的は、約款第32条、第38条及び第39条を参照してください。
141	要求水準書 (案)	環境対策等	21	第3	2	(2)	ア	(7)		「省エネルギー等の環境負荷軽減を考慮した設計」と記載がありますが、必要な省エネ性能や負荷軽減基準が不明のため、ご教授頂けないでしょうか。	要求水準書 (案) 第1の2(8)ア(7)及び(8)に基づき、適切に行ってください。
142	要求水準書 (案)	設計に関する共通事項	21	第3	2	(2)	ア	(7)		各施設の上部利用について明記されていますが、粒状活性炭吸着池と急速ろ過池については、建屋内配置をせず、躯体上部を利用できると考えてよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
143	要求水準書 (案)	設計図書の提出・完了検査	21	第3	2	(2)	ウ			「設計図書は、提出した日から起算して当該施設の現場着手日の30日前(閉庁日を除く)までに水道局へ提出して検査を受検する」とありますが、実質的に現場着手日の約40日前の提出が求められます。閉庁日も含めた20日前にして頂けないでしょうか。	水道局で必要な標準的な日数を設定していますので、要求水準書 (案) に記載のとおりとします。
144	要求水準書 (案)	設計図書の提出	21	第3	2	(2)	ウ			設計図書は、当該施設ごとに提出し受検したものから順次、現場着工可能と判断して宜しいでしょうか。	現場着手に当たっては、設計図書の承諾後、施工計画書等を提出し、水道局の承諾を経ることが必要です。現場着手までの手順については、要求水準書に示します。
145	要求水準書 (案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	d	流量調節弁を設置する弁室は、着水井と同一躯体とするか、着水井と弁室を別個の躯体とするかは、事業者提案にて決定することでよろしいでしょうか。	そのとおりです。
146	要求水準書 (案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	e	流量計を設置する流量計室は、着水井と同一躯体とするか、着水井と流量計室を別個の躯体とするかは、事業者提案にて決定することでよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
147	要求水準書 (案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	e	「流入部には電磁流量計を設ける」とありますが、dにて流出部にも流量調節弁を設けることから、流出部にも電磁流量計を設けることが必要と理解しよろしいでしょうか。	要求水準書 (案) 別紙22工業計器の設置位置【参考】を参考に、請負人が必要と考える位置に設置してください。要求水準書 (案) 第3の2(4)ア(7)e、(キ)e、(ク)hでは着水量、2号配水池及び3号配水池の送水量、薬品制御用を電磁流量計とし、その他は請負人の提案としています。
148	要求水準書 (案)	着水井の覆蓋について	22	第3	2	(4)	ア	(7)	f	着水井の上部開放面に、容易に開閉可能な覆蓋を設けるとありますが、「容易に」とは、特殊な工具を用いずに、複数の職員の人力により開閉可能との認識でよろしいでしょうか。	容易に開閉可能とは、職員2人程度で維持管理を行う上で、特殊な工具を用いずに開閉できる可動式を想定しています。
149	要求水準書 (案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	e	流入部には電磁式流量計を設けるとありますが、別紙2と流量計の位置が違います。要求水準の設置箇所は着水井の流入部、2号配水池及び3号配水池の流入管のみと考えて宜しいでしょうか。	No. 147の回答を参照してください。
150	要求水準書 (案)	(仮称) 2号配水池 流入管布設工事	22	第3	2	(3)				別紙23-3、別紙24に関して、(仮称) 2号配水池流入管布設工事について、基本計画報告書 (p451～) では、幹線道路を横断する系統の流入管の系統は2号配水池のうち東側の流入管に接続する計画とされていましたが、今回図示されている通り、新たに流入流量調整弁を含めて更新し、2-1号配水池に接続される計画との認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
151	要求水準書 (案)	3号配水池流入管連 絡施工ステップ (案) 【参考】	22	第3	2	(3)				別紙24、別紙25に関して、3号配水池流入管連絡施工ステップ (案) 【参考】 について、基本計画報告書 (p447～) では、 案1.) 貫通部も更新を行う施工方法 案2.) 既設流入管を流用する施工方法 を比較し、既設配管の残存部分が無く、更新可能であることから案1.) を選定されていますが、同じ選定の比較表では案1.) の総合評価は△、案2.) は△ (○) となっています (工事費の差から)。 上記より、案1.) 又は案2.) の選択 (施工方法) は事業者提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	3号配水池への流入管は、貫通部を含め、ベルマウスまでの施工となります。 ただし、都岡幹線 (小雀系) の流入については、既設配管への接続を想定しています。
152	要求水準書 (案)	着水井水位	22	第3	2	(4)	ア	(7)	c	導水路整備前、後のそれぞれの水位を教示願います。 また、要求水準書 (案) p18の (イ) aに記載の着水井水位74.500mは、導水路整備後の水位でしょうか。	導水路整備前後とも、74.500mとなります。
153	要求水準書 (案)	着水井流出部の流量 調節弁	22	第3	2	(4)	ア	(7)	d	着水井の流出部に設ける流量調節弁について、別紙22の沈でん池流入流量計の下流側に電動弁として記載されている、沈でん池流入量を調節するための弁との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
154	要求水準書 (案)	都岡幹線補給次亜の 注入設備	22	第3	2	(4)	ア	(7)	h	都岡幹線補給次亜の注入設備に関して、都岡幹線流入管の流量範囲 (最小～最大) と次亜注入率の範囲 (最小～平均～最大) を教示願います。	都岡幹線流量の最小が0m ³ /h、最大が3,368m ³ /hです。 次亜注入率の最小が0mg/L、平均が0.11mg/L、最大が0.24mg/Lです。
155	要求水準書 (案)	消石灰簡易注入設備	22	第3	2	(4)	ア	(7)	i	消石灰簡易注入設備の設置スペースについて、上屋は必要でしょうか。 上屋が必要な場合、必要高さについて教示願います。	上屋は、請負人の提案となります。 なお、高さは2m以上となります。
156	要求水準書 (案)	消石灰簡易注入設備	22	第3	2	(4)	ア	(7)	i	消石灰簡易注入設備の設置スペースを、硫酸注入設備の上屋内、あるいは前次亜及び都岡幹線補給次亜注入設備の上屋内に確保する (上屋を共用する) ことも認められるでしょうか。	No. 14の回答を参照してください。
157	要求水準書 (案)	基本設計	22	第3	2	(3)				「浄水処理方法の検討」と記載がありますが、浄水処理方法はp18(ウ)で示される要求事項であり、検討事項ではないと理解しますが、具体的な検討内容についてご教示ください。	要求水準書 (案) 第3の2(2)ウに示す浄水処理フローは既に決定していますが、これ以外の事項について、請負人にて検討してください。 例えば、薬品の注入点の位置等を想定しています。
158	要求水準書 (案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	a	1系統停止時の滞留時間が1.5分の理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 1.5分以上を確保してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
159	要求水準書(案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	c	別途導水管工事の整備前後で流入圧力に変化はなく、p18(エ)で指定された74.500までの導水は可能と理解してよろしいでしょうか。また、水位に対応できる「機能」とは、具体的にどのような機能を指すのでしょうか。	前段については、そのとおりです。 後段については、運用中の流入圧力の変動に合わせて、適切に管理できるような流量調整弁や流量計の設置等を想定していますが、詳細は請負人の提案によります。
160	要求水準書(案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	d	弁の区別(手動・自動)、制御方法については提案事項と考えてよろしいでしょうか。	着水井の流量調整弁は中央(管理室)からの自動操作(電動)とします。 なお、その他の弁類については、運転・維持管理性を考慮して提案してください。
161	要求水準書(案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	e	電磁式流量計に対して維持管理用のバイパスは求められるでしょうか。管口径が非常に大きく、バイパスを設けることが極めて困難と予想されます。	配管、バルブの設置により、断水することなく電磁流量計の更新が可能な場合、バイパス配管を設けなくても良いものとします。
162	要求水準書(案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	e	「流入部」とは、着水井1次側を意味するものであり、流量計室と着水井は必ずしも一体構造である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
163	要求水準書(案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	e	d項には「流入及び流出部に流量調節弁」とあり、e項には「流入部に電磁式流量計」と記載があります。着水井1次側は流量を測定し、調節弁により自動で流量を制御するものと考えられますが、着水井2次側については、流量計がないために自動での制御が行えません。通常時の沈澱池系統(西側:東側)への流量比率を2:2とすると、西側沈澱池を1池停止する場合は流量比を1:2とする制御が必要となりますが、そのためには流量の把握が必要と思われます。貴市の思想についてご教示ください。	流量計等については、要求水準書(案)別紙22工業計器の設置位置【参考】に、水道局の想定する工業計器等を記載しています。請負人は、これを参考に必要と考える工業計器等を設置してください。
164	要求水準書(案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	f	「容易に」とありますが、容易かどうかは提案者の判断によることでよろしいでしょうか。	No. 148の回答を参照してください。
165	要求水準書(案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	g	要求水準書(案)別紙21では着水井での濁度、pHなどを測定することが記載されていますが、これら計器は水質計器室に設置されるものと推察されるため、採水ポンプも必要との理解でよろしいでしょうか。	請負人の提案となります。
166	要求水準書(案)	着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)	g	「採水用の流し」の設置場所についてご教示ください。着水井近傍であれば詳細は提案による理解でよろしいでしょうか。また屋外設置の場合、建屋は不要と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
167	要求水準書(案)	基本設計	22	第3	2	(3)				事前調査により新たに把握できた事項について基本設計に反映するとありますが、閲覧資料より読み取ることが困難な事項が新たに把握できた場合、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
168	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 着水井	22	第3	2	(4)	ア	(7)		(7) 着水井 「e 流入部には電磁式流量計を設ける。」、(キ) ポンプ井 「e 2号配水池及び3号配水池の流入管には、電磁式流量計を設置する。」及び(リ)薬品設備 「h 薬品の注入量制御が必要な部分には、電磁式流量計を設置する。」以外の設備で使用する各流量計の仕様については、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
169	要求水準書(案)	施設撤去設計	22	3	2	(3)				基本設計の要件に関係が無い施設撤去設計は、基本設計完了前に承諾を得た上で先行施工可能でしょうか。	施設撤去は、基本設計完了前に水道局に承諾を得た上で先行施工することが可能です。
170	要求水準書(案)	着水井水位	22	3	2	(4)	ア	(ア)	c	「導水路整備前、後における水位に対応できる構造、機能を有すること」とありますが、新着水井は導水路整備後に稼働するため、導水路整備後の水位(P18に示された水位)に対応できる構造、機能を有すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。 なお、No. 159の回答も参照してください。
171	要求水準書(案)	消石灰簡易注入設備 の据付け作業	22	3	2	(4)	ア	(ア)	i	消石灰簡易注入設備について、水道局は消石灰、攪拌槽、注入管、注水ポンプを用意する、と記載されております。消石灰簡易注入設備の据付、試運転調整等は本工事範囲外との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
172	要求水準書(案)	混和池滞留時間	23	第3	2	(4)	ア	(イ)	a	滞留時間1分とありますが、これは1系列2池を合計した数値である、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
173	要求水準書(案)	着水井	23	第3	2	(4)	ア	(7)	h	「硫酸、前次亜及び都岡幹線補給次亜の注入設備を設ける」とありますが、注入設備とは、注入点だけでなく、p29(7)薬品設備 f に記載されている、小出し槽と注入点までの配管を含む注入設備全体を指しているものと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。	
174	要求水準書(案)	着水井	23	第3	2	(4)	ア	(7)	i	「簡易設備の動力電源200V、1.2kWを設ける」とありますが、記載の動力を供給できる開閉器盤を設置スペース内に設けることと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。	
175	要求水準書(案)	混和池	23	第3	2	(4)	ア	(4)	a	「滞留時間は1分以上とする」とありますが、同項 d に示す多段の混和池全体で1分以上の滞留時間を確保することと理解してよろしいでしょうか。	No. 172の回答を参照してください。	
176	要求水準書(案)	混和池	23	第3	2	(4)	ア	(4)	e	混和池のG値は、水温25度における値が 300(1/s)以上であればよろしいでしょうか。	混和池のG値は、水温20度における値としています。	
177	要求水準書(案)	混和池	23	第3	2	(4)	ア	(4)	表	表に示される既設仕様は、あくまで参考の扱いであり、a~hに示される要求水準を満たすものであれば、既設仕様には縛られないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。	
178	要求水準書(案)	浄水処理施設設計	23	第3	2	(4)	ア	(ア)	h	「都岡幹線補給次亜」とあるが、注入目的は浄水への追加塩素と解して良いでしょうか。また、注入率はどのように想定されていますでしょうか。	前段については、そのとおりです。後段については、No. 154の回答を参照してください。	
179	要求水準書(案)	着水井	23	第3	2	(4)	ア	(7)	h	各種薬品の注入率は、既存施設を参考にすればよろしいでしょうか。既存施設で、注入量の過不足や、制御不良などの問題は生じていない理解でよろしいでしょうか。また、都岡幹線の最大・平均・最小の流入量、必要な注入率、制御方法についてご教示ください。	前段及び中段については、そのとおりです。後段については、No. 154の回答を参照してください。制御は、FFとFB制御の選択ができ、現在はFFで制御しています	
180	要求水準書(案)	着水井	23	第3	2	(4)	ア	(7)	i	消石灰設置予定スペースの仕様は、建屋なし・アスファルト仕上げ程度でしょうか。コンクリート基礎を要するなど、ご指定がありましたらご教示ください。	消石灰設置予定スペースの仕様は、請負人の提案となります。また、No. 14の回答も参照してください。	
181	要求水準書(案)	着水井	23	第3	2	(4)	ア	(ア)	i	消石灰注入設備は事業範囲外で、請負人は設置スペース、および200V、1.2kWの動力電源を設置するため、貴市にて用意される機器仕様(外形寸法、電源仕様)をご教示下さい。	寸法は、要求水準書(案)第3の2(4)ア(7)iを参照してください。機器仕様は、電源：3相、200V、電気容量：1,150VA、ポンプ：0.4kW、1台、攪拌機：0.4kW、2台、制御盤となります。	
182	要求水準書(案)	着水井	23	第3	2	(4)	ア	(7)	j	第1放流口とありますが、「第1放流口に排水される配管」に切り替える理解でよろしいでしょうか。	着水井または第1放流口に切替える電動バルブは、第1放流口に排水する配管と、着水井への返送配管を切替えるものです。	
183	要求水準書(案)	混和池	23	第3	2	(4)	ア	(4)	a	既存混和池の容量と合わせて1分以上の理解でよろしいでしょうか。それとも、増設分のみで1分以上でしょうか。	No. 172の回答を参照してください。	
184	要求水準書(案)	混和池	23	第3	2	(4)	ア	(4)	h	排水管の接続先は提案によることとよろしいでしょうか。	排水管の接続先は、要求水準書(案)別紙23主要配管管路図(現況/南側沈でん池着手前/再整備後)【参考】のとおり、接続してください。	
185	要求水準書(案)	消石灰簡易注入設備の給水栓の要求事項	23	3	2	(4)	ア	(ア)	i	「請負人は設置スペース(4.0m×1.5m程度、給水栓を含む)と簡易設備の動力電源200V、1.2kWを設ける。」と記載がありますが、給水栓も請負人が設置するという理解で宜しいでしょうか。その場合、給水栓の設置位置等、記載以外の要求事項はありますか。	前段については、そのとおりです。後段については、請負人の提案となります。	

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
186	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池の池数について	24	第3	2	(4)	ア	(エ)		粒状活性炭吸着池の全池数及び予備池数について、別紙19に記載された「8池×4群=32池(うち2池予備)」が要求事項と捉えてよろしいでしょうか。	池数については請負人の提案になります。予備池の考え方については、水道施設設計指針(日本水道協会)を参照してください。
187	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)		第1回質問に対する回答書のNo.370において、施設レイアウトについてオゾン処理施設を考慮する必要はないとの回答ですが、粒状活性炭吸着池の施設及び設備仕様(配管材質等)についても、将来のオゾン処理施設の設置を考慮する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
188	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	c	粒状活性炭吸着池について、1池あたりの面積、池数だけでなく、予備池の考え方についても事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	1池当たりの面積については請負人の提案になります。その他については、No.186の回答を参照してください。
189	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	o	バイオフィーム等の付着を防止するための対策については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
190	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	c	後段の急速ろ過池については池数および予備池の記載がありますが、ここではそれらの記載がありません。池数および予備池の考え方は指定がないとの理解でよろしいでしょうか。	No.186の回答を参照してください。
191	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	g	「流動状態を均一に」とありますが、沈澱処理水や原水の性状によっては完全なる均一は困難と考えます。貴市が考える均一の定義をご教示ください。	水道局にて想定する流動状態の均一については、目視による確認で、短絡流の発生や、流動停止箇所が無い状態及び粒状活性炭の膨張率(展開率)が適正であることです。
192	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	i	損失水頭計の方式にご指定がありましたらご教示ください。	損失水頭計については、請負人の提案となります。
193	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	c	粒状活性炭吸着池の構造は、2系統、4群とし、1群及び1池毎に停止できるものとするがありますが、本内容を満足すれば池数の指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	No.186の回答を参照してください。
194	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	h	最低運用水量時に粒状活性炭の流動を確保できるようにするためリターンバイパス設備を設けるものとするがありますが、本機構は別紙21のように系統ごとに設ければ良いとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
195	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	h	最低運用水量時に粒状活性炭の流動を確保できるようにするためリターンバイパス設備を設けるものとするがありますが、要求水準書(案)P.19にある最低運用水量295,500m ³ /日において流動が確保できればよく、浄水量の変動は無いとの理解でよろしいでしょうか。水量変動がある場合、変動幅やどの程度の時間単位で変動するのか(日単位や月単位で変動など)、条件をご教示願います。	そのとおりです。
196	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	h	最低運用水量時に粒状活性炭の流動を確保できるようにするためリターンバイパス設備を設けるものとするがありますが、上向流式の重力式ろ過装置の運転方法について「特許第5145384号」に抵触する可能性がありますのでご注意ください。	要求水準書(案)第3の2(4)ア(エ)hに示す内容は、最低運用水量時に粒状活性炭の流動を確保できる性能を要求したものであり、当該特許を指定するものではありません。なお、特許権等の使用については、約款第9条の規定によります。
197	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	j	各池流入弁は電動弁および手動弁を設けるもの」とありますが、弁の型式や仕様は、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。バタフライ弁を用いる場合、「機械・電気設備標準仕様書(機器編)」の「2-1-7バタフライ弁」と用途が異なるため、仕様は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。ただし、バタフライ弁を用いる場合は、原則、「機械・電気設備標準仕様書(機器編)」の「2-1-7バタフライ弁」が適用になります。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
198	要求水準書 (案)	粒状活性炭吸着池	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	m	洗浄用ブロワの設置位置は活性炭池越流水面より高い位置とするとありますが、配管を越流水深より立ち上げて逆流を防止すれば、設置位置は任意とすることは可能でしょうか。	洗浄用ブロワの設置位置は、逆流の防止を考慮したものです。したがって、水の逆流を防止できるものであれば設置位置は請負人の提案とします。
199	要求水準書 (案)	沈でん池	24	第3	2	(4)	ア	(ウ)	d	工程の工夫により、南側1系集水渠出口を施工する前に急速ろ過池が稼働する場合(中次重・後PACの注入点が整備されている場合)、仮設の中次重および後PACの注入設備は不要とすることは可能でしょうか。	中次重および後PACの注入が確保されている場合、不要となります。
200	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 着水井	24	第3	2	(4)	ア	(エ)	u	「粒状活性炭吸着池は、建屋内に設けるものとし、粒状活性炭の交換作業を考慮した構造とする。」とありますが、屋内に設ける理由をご教示願います。又、池上部の開口部を覆蓋等の設置を行う事でも可能との理解で宜しいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
201	要求水準書 (案)	再凝集池	25	第3	2	(4)	ア	(オ)	a	1系列あたりの池数の指定はない、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
202	要求水準書 (案)	ろ過速度	25	第3	2	(4)	ア	(カ)	d	ろ過速度120m/dとありますが、これは23池運転(1池停止)時に流入量を各池均等分配した際のろ過速度が120m/d以下であれば良い、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
203	要求水準書 (案)	ろ過池洗浄方法	25	第3	2	(4)	ア	(カ)	k	「スローダウン、スロースタートを行えるものとする」、とありますが、スローダウンは洗浄工程、スロースタートはろ過工程についてそれぞれ示している、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
204	要求水準書 (案)	再凝集池	25	第3	2	(4)	ア	(オ)	a	「滞留時間は1分以上」とありますが、再凝集池を2池に分けてそれぞれ攪拌機を設けることにより滞留時間を確保することは可能でしょうか。	再凝集池を2池に分けて滞留時間を確保することは可能です。
205	要求水準書 (案)	再凝集池	25	第3	2	(4)	ア	(オ)	d	再凝集池のG値は、水温25度における値が200(1/s)であればよろしいでしょうか。	No. 176の回答を参照してください。
206	要求水準書 (案)	再凝集池	25	第3	2	(4)	ア	(オ)	g	再凝集池は建屋内に設けるものとし、設備類の交換作業を考慮した構造とする。とありますが、「建屋内」とは①建築物の屋根を設置。②覆蓋を設置。①②の選択は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
207	要求水準書 (案)	再凝集池	25	第3	2	(4)	ア	(カ)	c	ろ層構成に「支持層(ろ過砂利)」とありますが、gには「下部集水装置は有孔ブロック」との記載があります。近年、砂利層が不要な有孔ブロックが複数の会社から販売されており、多くの実績を有しています。躯体構造や維持管理性等を考慮し、このような有孔ブロックを採用することにより砂利層を無くすことは可能でしょうか。	有孔ブロック形を基本とし、ろ材の支持性能及び逆洗時における、洗浄水の分散性能等を証明するなどにより、ろ過砂利を省略することは認めるものとします。
208	要求水準書 (案)	急速ろ過池	25	第3	2	(4)	ア	(カ)	d	「ろ過速度は120m/日以下とする」とありますが、cに24池(うち1池予備)とありますので、23池で最大浄水量時に120m/日以下と考えてよろしいですか。	そのとおりです。
209	要求水準書 (案)	粒状活性炭吸着池の建屋について	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	u	粒状活性炭吸着池は建屋内に設けるものありますが、覆蓋による密閉構造とする場合でも、それとは別に全体を覆う建屋が必要になるのでしょうか。	危機管理面、維持管理性及び見学者対応等を考慮して建屋内に設ける要求水準としています。
210	要求水準書 (案)	粒状活性炭吸着池の建屋について	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	u	粒状活性炭吸着池は建屋内に設けるものありますが、構造(RC造・鉄骨造など)については、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
211	要求水準書 (案)	粒状活性炭吸着池の建屋について	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	u	粒状活性炭吸着池は建屋内に設けるものありますが、「建築構造審査・検査要領-実務編 審査マニュアル-2018年版(発行:一般財団法人建築行政情報センター)に準拠し、上部(建屋)は建築基準で設計、下部(粒状活性炭吸着池)は土木基準で設計し、粒状活性炭吸着池部分は建築申請類の対象としない構造と考えてよろしいでしょうか。	土木構造物と建築基準法第18条第2項に規定する計画の通知の対象となる建築物の区分については、関係機関の判断によります。なお、関係機関の判断は、請負人が作成した設計内容によります。
212	要求水準書 (案)	再凝集池の建屋について	25	第3	2	(4)	ア	(オ)	g	再凝集池は建屋内に設けるものありますが、構造(RC造・鉄骨造など)については、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
213	要求水準書(案)	再凝集池の建屋について	25	第3	2	(4)	ア	(オ)	g	再凝集池は建屋内に設けるものとありますが、「建築構造審査・検査要領-実務編 審査マニュアル-2018年版(発行:一般財団法人建築行政情報センター)」に準拠し、上部(建屋)は建築基準で設計、下部(再凝集池)は土木基準で設計し、再凝集池部分は建築申請類の対象としない構造と考えてよろしいでしょうか。	No. 211の回答を参照してください。
214	要求水準書(案)	再凝集池の建屋について	25	第3	2	(4)	ア	(オ)	g	再凝集池は建屋内に設けるものとありますが、建屋側面に壁を設置せず、池上部を通気する構造とすることは可能でしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
215	要求水準書(案)	浄水処理施設設計	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	q	「十分な鉄筋の被りを確保する」とあるが、通常の被りとどの様に異なるのでしょうか。	粒状活性炭吸着池は、活性炭の流動によるコンクリート表面の劣化が起るため、通常に10cm加えたかぶり厚の確保が必要と想定しています。
216	要求水準書(案)	浄水処理施設設計	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	r	「生物等が付着しないよう」とあるが、監視窓の内側は残留塩素が保持されないため生物の付着は不可避です。付着した生物を物理的に排除する装置を設置すれば良いということでしょうか。	活性炭が流動することにより、監視窓への生物等の付着は抑制されると想定しています。物理的に排除するものではなく、構造及び材質によって、流動による抑制効果が阻害されないものとしてください。
217	要求水準書(案)	(カ)急速ろ過池	25	第3	2	(4)	ア	(カ)	a	「重力式ろ過池とする」とありますが、設計指針でいう「自然平衡形ろ過池」採用についても事業者側の設計自由度による提案が可能であれば、浄水渠を逆洗水槽の兼用にすることが可能となり、洗浄水槽を省けることによる工期短縮、将来活用可能な空地の確保等のメリットが期待できます。水道局の見解を示していただきたい。	維持管理性の観点から重力式ろ過池とし、自然平衡形ろ過池は採用しないものとします。
218	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	u	粒状活性炭吸着池は建屋内に設けることとあります。活性炭吸着池はろ過池と異なり、毎年、いずれかの池で活性炭の補充・交換作業が行われることから、建屋を設けると作業性が損なわれると考えられます。このことから、活性炭吸着池はスラブに搬出入用開口を設け、覆蓋による密閉構造とすることで、吸着池上部に建屋を設けない提案も認められるでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
219	要求水準書(案)	粒状活性炭	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	v	流動性の確認とは、水流速を変化させたときの各流速に対する活性炭膨張率を確認するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、目視による確認も行います。
220	要求水準書(案)	粒状活性炭	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	v	カラム通水試験の方法、流動性の確認試験の方法については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、水道局による試験項目の確認、承諾が必要です。
221	要求水準書(案)	再凝集池	25	第3	2	(4)	ア	(オ)	g	再凝集池は建屋内に設けることとありますが、開口部に覆蓋を設け密閉構造とすることで、再凝集池上部に建屋を設けない提案も認められるでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
222	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	r	「生物等が付着しない」と記載がありますが、「生物が付着した監視窓を清掃できるよう配慮する」ことが要求事項と考えてよろしいでしょうか。	No. 216の回答を参照してください
223	要求水準書(案)	再凝集池	25	第3	2	(4)	ア	(オ)	f	活性炭微粒子のサイズにもよりますが、完全に堆積しないことは困難と思われる。要求事項は、堆積しないような配慮を求めているという理解でよろしいでしょうか。	堆積とは、「いく重にも高く積み重なる状態」を指しています。このような状態は再凝集池の機能を損なうため、堆積が起らない構造としてください。
224	要求水準書(案)	急速ろ過池	25	第3	2	(4)	ア	(カ)	a	重力式ろ過池には、既存方式の他、自然平衡式ろ過池があります。自然平衡式を採用した場合、洗浄方式に自己水洗浄方式も組み合わせることが可能なため洗浄にポンプが不要となり、エネルギー効率、コスト、維持管理性など、多くのメリットが生じることが考えられます。重力式ろ過池の方式は、既存方式に限定されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 217の回答を参照してください。
225	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	p	「下部整流装置は閉塞を起こさない構造とし」とありますが、ここでの閉塞とは水量が確保できないほどの閉塞を指し、洗浄や点検清掃により損失水頭が回復できれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
226	要求水準書(案)	粒状活性炭吸着池	25	第3	2	(4)	ア	(エ)	u	粒状活性炭吸着池は、建屋内に設けるものとし」とありますが、建屋の仕様は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)で示している条件を前提に請負人の提案とします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
227	要求水準書(案)	急速ろ過池	25	第3	2	(4)	ア	(カ)	e	急速ろ過池について、支持層(支持砂利)とありますが、支持砂利の代替となる多孔質板は適用可能でしょうか。	No. 207の回答を参照してください。
228	要求水準書(案)	急速ろ過池	25	第3	2	(4)	ア	(カ)	e	支持砂利の記載がありますが、昨今の有孔ブロックは支持砂利と同等の機能を有する部品があるため、支持砂利を使用しない方式が一般的です。支持砂利を不要とすることで躯体形状を浅く設計することが可能であり、掘削土量の削減、コスト削減などのメリットが生じます。支持砂利を使用しない提案は可能でしょうか。	No. 207の回答を参照してください。
229	要求水準書(案)	粒状活性炭接触池の設置	25	3	2	(4)	ア	(エ)	u	粒状活性炭接触池は建屋内に設けるとありますが、別紙6 整備内容⑧では、建屋としては電気室、ポンプ室、ブローア一室、次亜塩素素注入気室等とあり、また閲覧資料No. 117_基本計画報告書でも、粒状活性炭接触池は地下躯体内に配置されています。建屋内に設けるのではなく、躯体内と読み替えてよいでしょうか。	要求水準書(案)第3の2(2)ア(イ)のとおり、各種設備等は長寿命化、雨水や小動物等の侵入を防ぐため、屋外に設置しないことを目的に建屋内に設けています。そのため、基本計画のとおり、躯体内と読み替えることは可能です。要求水準書(案)を修正します。
230	要求水準書(案)	粒状活性炭接触池の構造分類	25	3	2	(4)	ア	(エ)	u	粒状活性炭吸着池は建屋内に設けるという説明文がありますが、池状構造物ではなく全体を水槽付建築物として取り扱うということでしょうか。	池状構造物の上部を建屋で覆う施設を想定しています。
231	要求水準書(案)	粒状活性炭接触池の建屋内設置の目的	25	3	2	(4)	ア	(エ)	u	粒状活性炭吸着池は、「建屋内に設けること」とありますが、その目的は何でしょうか。 粒状活性炭吸着池は、構造上、上床スラブを設置して池を覆っています。上床スラブをさらに建屋で覆うと、池のメンテナンス性が悪いだけでなく、建屋の建設コスト、維持管理コストが必要となります。建屋内とする目的を明確にお示し頂き、その機能が満たされた場合、建屋の有無は事業者提案の範囲として頂けませんか。	No. 209の回答を参照してください。
232	要求水準書(案)	再凝集池の設置	25	3	2	(4)	ア	(オ)	g	再凝集池は建屋内に設けるとありますが、別紙6 整備内容⑨では、建屋としては後PAC注入気室、中次亜注入気室とあり、また閲覧資料No. 117_基本計画報告書でも、急速ろ過池の地下躯体内に配置されています。建屋内に設けるのではなく、躯体内と読み替えてよいでしょうか。	No. 229の回答を参照してください。
233	要求水準書(案)	再凝集池の建屋内設置の目的	25	3	2	(4)	ア	(オ)	g	再凝集池は、「建屋内に設けること」とありますが、その目的は何でしょうか。 建屋内とする目的を明確にお示し頂き、その機能が満たされた場合、建屋の有無は事業者提案の範囲として頂けませんか。	No. 209の回答を参照してください。
234	要求水準書(案)	ろ過砂利	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	f	ろ過砂利の「構成は上から2.0mm~3.4mm、3.4mm~6.7mm、6.7mm~12.7mm、6.7mm~12.7mmとする」と記載があり、6.7mm~12.7mmが2回記載されていますが誤記でしょうか。誤記の場合は正しい粒径をご提示願います。	「構成は上から2.0mm~3.4mm、3.4mm~6.7mm、6.7mm~12.7mm、6.7mm~12.7mmとする」の6.7mm~12.7mmが2回記載されているのは、上から3層目と4層目を指しており、同一粒径となります。
235	要求水準書(案)	急速ろ過池	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	g	「各バルブは、バタフライ弁とする」とありますが、使用目的、流体の性状に応じて特に小口径のバルブについてはボール弁等の他の型式のものとしてよろしいでしょうか。	急速ろ過池の主要なバルブはバタフライ弁とします。 採水口などの小口径のバルブは請負人の提案とします。
236	要求水準書(案)	急速ろ過池	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	g	「各バルブは、バタフライ弁とする」とありますが、設置場所によっては面間が小さく省スペース化が可能なウエハー型のバタフライ弁としてもよろしいでしょうか。	バタフライ弁の種類は、請負人が使用状況等を考慮し選定してください。
237	要求水準書(案)	急速ろ過池	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	g	「下部集水装置は有孔ブロック形とする」とありますが、水道設計指針にはいくつかの方式が掲載されており、建設時だけでなく維持管理においても有利であれば、ほかの型式の集水装置を提案してもよろしいでしょうか。	本工事では、下部集水装置は有孔ブロック形とします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
238	要求水準書(案)	急速ろ過池	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	i		「測定池の切替により各池の測定ができるもの」とありますが、測定対象のろ過池の切り替えを自動とするか、手動とするかは事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。 基本計画では、粒子計の測定池の切り替えは手動を想定しています。
239	要求水準書(案)	ろ過砂利	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	f	(e)	急速ろ過池について、ろ層仕様では支持砂利を入れる仕様となっていますが、ブロック上部に多孔板を設置する手法は認められますでしょうか。事業者提案としていただけないでしょうか。	No. 207の回答を参照してください。
240	要求水準書(案)	詳細設計	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	g		下部集水装置は有孔ブロック形とありますが、材質のご指定はありますか。	下部集水装置の材質は、請負人の提案となります。
241	要求水準書(案)	急速ろ過池	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	h		例えばp27q項で示される採水口など、バタフライ弁が適さない弁も考えられます。ここで指定されるバタフライ弁は「流入・流出・洗浄などの主要部に使用する弁はバタフライ弁」との理解でよろしいでしょうか。	No. 235の回答を参照してください。
242	要求水準書(案)	急速ろ過池	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	i		粒子計は、急速ろ過池直近に設置するのでしょうか。水質計器室に設置するのでしょうか。	粒子計は、急速ろ過池採水点の近傍に設置するものとします。
243	要求水準書(案)	急速ろ過池	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	g		下部集水装置の材質は指定されるのでしょうか。近年では樹脂製が一般的であり、既存ろ過池で採用されている陶器製集水装置はほとんど採用事例が見られません。樹脂製を採用することで支持砂利を削減することが可能であり、躯体形状を浅くすることで掘削土量の削減、コスト削減に寄与できます。	No. 240の回答を参照してください。
244	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 急速ろ過池	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	f	e	ろ過砂利の層厚については事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
245	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 急速ろ過池	26	第3	2	(4)	ア	(カ)	f	e	集水装置のポーラスプレート等を使用する事により、ろ過砂利層は不要との理解で宜しいでしょうか。	No. 207の回答を参照してください
246	要求水準書(案)	表洗水	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	j		「回転表洗管+逆洗方式」とありますが、表洗水の供給水量及び圧力の確保方法は、事業者の提案により決定する、という理解でよろしいでしょうか。	No. 265の回答を参照してください。
247	要求水準書(案)	洗浄水	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	o		洗浄水槽への流入をポンプ井と既設仏向系の2系統としていますが、これらの使い分け、使用頻度をご教示ください。	通常の洗浄水槽への流入はポンプ井を基本とします。ポンプ井の清掃、ポンプ故障等、緊急時にバックアップとして仏向系からの流入を想定しています。
248	要求水準書(案)	洗浄水	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	o		洗浄水槽への流入をポンプ井と既設仏向系の2系統について、切り替え及び運転制御は遠隔自動操作の必要の有無をご教示ください。	系統切替については監視制御装置から手動操作が行えるよう、また、各運転制御は監視制御装置から自動及び手動で操作が行えるものとします。
249	要求水準書(案)	表洗本管、逆洗本管	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	p		「表洗浄本管、逆洗浄本管を群毎に設ける」とありますが、これは配管のメンテナンス性を考慮したもので、洗浄機構(ポンプ、調整バルブ、流量計等)は1系列に1式2群用を設置すればよい、という理解でよろしいでしょうか。	バルブについては群毎に設置をするものとし、その他の機器等については、請負人の提案となります。
250	要求水準書(案)	後次垂注入箇所	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	r		「急速ろ過池流出部に後次垂流入設備を設ける」とありますが、一方で、別紙21の表より、流出井(ろ過池)とポンプ井には、残留塩素測定もあります。これより、流れの順序は、『流出井残留塩素測定⇒後次垂注入⇒ポンプ井残留塩素測定』の順と解釈し、後次垂注入後の塩素混和は、後次垂注入設備からポンプ井にかけて行うものという理解でよろしいでしょうか。	前段について、残留塩素測定は、要求水準書(案)第3の2(4)イ(カ)aを参照してください。 後段について、後次垂注入後の塩素混和はそのとおりです。
251	要求水準書(案)	ポンプ井	27	第3	2	(4)	ア	(キ)	c		「3号配水池H.W. L72. 250m、L.W. L66. 250m」とありますが、正確な水理計算には、流入管末端の形状及び設置レベルが必要なため、配管の吐出条件(ポンプにとっての吐出水位)をご教示ください。	3号配水池への吐出水位は71. 350mです。
252	要求水準書(案)	浄水送水ポンプ	27	第3	2	(4)	ア	(キ)	c		要求水準書記載の、3号配水池とポンプ井の水位組み合わせから、実揚程がマイナスとなる場合があります。運用上、ポンプを停止し、自然流下での送水することはあるかどうかご教示ください。	要求水準書(案)第3の2(4)ア(キ)cを参照してください。3号配水池への送水については、ポンプでの送水とします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
253	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	m	洗浄水槽は必要な容量を満たすことを前提として、浄水渠あるいはポンプ井と兼ねることは可能でしょうか。	洗浄水槽は、独立して設置してください。
254	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	m	急速ろ過池の通水方式、あるいは洗浄方法は種々ありますが、省エネルギー、省スペース、維持管理性の向上、等を考慮し、自然平衡型ろ過池とすることにより洗浄水槽を設けない方式とすることは可能でしょうか。	No. 217の回答を参照してください。
255	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	m	「洗浄水槽2槽を新設するものとする」とあり、さらに「通常運用時は、2槽を配管で連絡」とありますが、各系統にろ過池1池以上の逆洗が可能な容量の洗浄水槽を2槽設け(計4槽)、1槽が停止しても逆洗が可能とする(系統ごとに予備を有する)ことにより、系統間の洗浄水槽の連通配管をなくすことは可能でしょうか。	ポンプ井から洗浄水槽を経由して、ろ過池に至るまで管路等も含めたバックアップ機能が確保できる場合については、連通配管をなくすことを認めます。
256	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	o	急速ろ過池の項目に洗浄水槽について記載されていますが、洗浄水槽は急速ろ過池の躯体とは離れた位置に別の構造物として築造することは問題ないでしょうか。	洗浄水槽の設置位置は、請負人の提案とします。
257	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	o	洗浄水槽に接続する仏向系の配管口径は提案者により決定するものと理解してよろしいでしょうか。	既設の仏向系配管の分岐箇所と同口径の配管としてください。
258	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	u	急速ろ過池は、建屋内に設けるものとし、ろ過砂の交換作業ができる構造とする。とありますが、「建屋内」とは①建築物の屋根を設置。②覆蓋を設置。①②の選択は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
259	要求水準書 (案)	ポンプ井	27	第3	2	(4)	ア	(キ)	a	「ポンプ井の有効容量は4,000m ³ 以上」とありますが、この記載は2槽以上に分けた槽の合計が4,000m ³ 以上と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
260	要求水準書 (案)	急速ろ過池の洗浄水について	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	n	洗浄水槽から急速ろ過池への洗浄水は、自然流下によるものとされていますが、ここでの洗浄水とは、逆流洗浄に用いる水のみを指すという解釈でよろしいでしょうか。	急速ろ過池への洗浄水は、表面洗浄及び逆流洗浄とも自然流下としています。ただし、表面洗浄については、No. 265の回答を参照してください。
261	要求水準書 (案)	急速ろ過池の建屋について	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	u	急速ろ過池は建屋内に設けるものとありますが、構造(RC造・鉄骨造など)については、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
262	要求水準書 (案)	急速ろ過池の建屋について	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	u	急速ろ過池は建屋内に設けるものとありますが、「建築構造審査・検査要領-実務編 審査マニュアル-2018年版(発行:一般財団法人建築行政情報センター)」に準拠し、上部(建屋)は建築基準で設計、下部(急速ろ過池)は土木基準で設計し、急速ろ過池部分は建築申請類の対象としない構造と考えてよろしいでしょうか。	No. 211の回答を参照してください。
263	要求水準書 (案)	急速ろ過池の建屋について	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	u	急速ろ過池は建屋内に設けるものとありますが、建屋側面に壁を設置せず、池上部を通気する構造とすることは可能でしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
264	要求水準書 (案)	(カ)急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	n	(カ) j)において、急速ろ過池の洗浄方式は回転表洗+逆洗としており、そしてその洗浄水は洗浄水槽から自然流下で行うこととなっている。「自然平衡形ろ過池の逆洗」については、逆洗に必要な水位を確保した浄水渠(ろ過池に併設)から自然流下で逆洗をする仕組みが一般的で、逆洗水槽の建設費縮減にも期待されるもので、水道局の見解を示していただきたい。	No. 217の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
265	要求水準書 (案)	(カ)急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	n	(カ) jにおいて、急速ろ過池の洗浄方式は回転表洗+逆洗としており、そしてその洗浄は洗浄水槽から自然流下で行うこととなっている。 「回転表洗」については、水道施設設計指針2012によると表面噴射水圧30~40m (噴出部における動水頭) が示されており、洗浄揚水ポンプ揚程は30m+損失水頭+確保容量水深を考慮すると40m程度の高層構造物となり現実味が乏しい。 一方、現在の西谷浄水場洗浄水槽の運用は、HWL時+83.2 (GL+72.5+HWL+10.7) LWL時+80.2 (水深3m) で表洗が実施されている。ろ過池トラフ天端+71.5に対しLWL時の確保表面噴射水圧11.7mであり設計指針最低必要水圧時の40%程度で表洗が実施されているが、今回の提案においては、現状の水頭差を基準とすることで良いか水道局の見解を示していただきたい。	現状の水頭差以上とし、表面噴射水圧を現状より少しでも確保できるような提案を期待します。 なお、要求水準書 (案) は修正します。
266	要求水準書 (案)	急速ろ過	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	t	現場の操作にインターロックを設けないものとするありますが、具体的にどうい うことでしょうか。故障時なども現場手動操作できるようにするということ でしょうか。	そのとおりです。
267	要求水準書 (案)	急速ろ過	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	t	手動操作に対しインターロックを設けるものとするありますが、具体的にどうい うことでしょうか。上記8記載事項との違いをご教示下さい。	監視制御装置からの手動操作に対してインターロ ックを設けてください。(原水弁と排水弁が同時に開 状態にならない。表洗、逆洗弁は排水弁が開状態 で開操作が行える等)
268	要求水準書 (案)	既設仏向管の位置	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	o	「洗浄水槽への流入は、ポンプ系 (井) と既設仏向系 (給水管) の2系統とす る。」と記述されています。 この既設仏向系の配管平面位置および縦断線形 (管心高) をご提示ください。	既設仏向系の配管平面位置については、No. 388の回 答を参照してください。 既設仏向系配管の縦断線形 (管心高) については、 提供できる資料はありません。
269	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	j	洗浄方式は、回転表洗+逆洗方式とありますが、回転表洗装置は製造実績等を加 味すると製造メーカーに限られる可能性があるため、固定表洗方式あるいは空洗 方式での提案も認めていただけないでしょうか。	表面洗浄は、回転式とします。
270	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	n	洗浄水槽から急速ろ過への洗浄水は、自然流下により行うこととあります。基本 計画報告書 (令和2年3月) のp140に洗浄水槽は新設急速ろ過池屋上に設置とあり ますが、p138のろ過池断面図の水位関係だと表洗水圧が不足するため、必要な表 洗水圧を自然流下により確保するには洗浄水槽水位を本図より20m程度以上高く する必要があると考えられます。 このことから、自然流下により行うのは逆流洗浄用水のみで、表洗浄用水につ いては表洗ポンプを用いても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 265の回答を参照してください。
271	要求水準書 (案)	洗浄水槽	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	n	逆洗用水だけでなく表洗用水も洗浄水槽から自然流下で行う必要がある場合、必 要な圧力が逆洗用水 (数m) と表洗用水 (数十m) とでは大きく異なるため、洗浄 水槽を逆洗用と表洗用とで別々に設けても構わないでしょうか。	洗浄水槽を逆洗用と表洗用を別々に設けることにつ いては、問題はありません。
272	要求水準書 (案)	表洗本管及び逆流洗 浄本管	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	p	表洗浄本管及び逆流洗浄本管の群毎に、手動弁ではなく電動弁を設置する意図に ついて教示願います。	洗浄中、ろ過池の弁が故障した際に、中央 (管理 室) からの操作 (インターロック制御等) により、 洗浄水の送水を停止するためのものです。
273	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	u	急速ろ過池は建屋内に設けることとありますが、開口部にカバーを設け密閉構造と することで、ろ過池上部に建屋を設けない提案も認められるでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
274	要求水準書 (案)	ポンプ井	27	第3	2	(4)	ア	(キ)	a	ポンプ井の有効容量4,000m3以上は、2池 (系統) の合計で確保すればよいでしょ うか。	No. 259の回答を参照してください。
275	要求水準書 (案)	ポンプ井	27	第3	2	(4)	ア	(キ)	a	ポンプ井の有効容量とは、HWL~LWL間の水の容積と解釈して宜しいでしょうか。	そのとおりです。
276	要求水準書 (案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	o	仏向系からの流入部に設ける流入調節弁は、流入流量を調節させるための弁で しょうか。その場合、流量の把握はどのように対応すればよろしいでしょうか。 調節操作は手動でしょうか、電動弁による自動調節でしょうか。なお、閲覧資料 No. 117基本計画書では、これらについて検討した記載がありません。	仏向系からの流入は緊急時のバックアップとしてい ます。そのため、洗浄水槽の水位によりバルブを開 閉する、水位制御を想定しています。ただし、制御 方法は請負人の提案となります。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
277	要求水準書(案)	ポンプ井	27	第3	2	(4)	ア	(キ)	a		有効容量の記載は総量でしょうか。1池あたりの容量でしょうか。	No. 259の回答を参照してください。
278	要求水準書(案)	ポンプ井	27	第3	2	(4)	ア	(キ)	e		電磁式流量計を採用する場合、維持管理用のバイパスは求められるでしょうか(管口径が非常に大きく、バイパスの設置は極めて困難と推察されます)。	配管、バルブの設置により、断水することなく電磁流量計の更新が可能な場合、バイパス配管を設けなくても良いものとします。
279	要求水準書(案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	j		急速ろ過池について、将来の水質変動が発生した際に、ろ層構成を見直す可能性はございませんでしょうか。その場合、補助洗浄が回転表洗では、設備の改造が必要となると思慮します。空気洗浄であれば、設備の改造することなく対応できると考えます。補助洗浄は事業者提案とはなりませんでしょうか。もし、空気洗浄を可としていただいた際には、支持層についても支持砂利ではなく多孔質板が望ましいと考えますので、併せて支持層も事業者提案としていただけないでしょうか。	前段については、現在、ろ層構成を見直す予定はありません。中段については、No. 269の回答を参照してください。後段については、No. 207の回答を参照してください。
280	要求水準書(案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	j		回転表洗について、設計指針p226では噴射水圧30~40mと記載されています。現状は洗浄水槽からの自然流下で表洗が行われており、噴射圧力は最大でも「洗浄水槽HWL83.200-ろ過池トラフレベル71.500=11.7m」しかありません。適切な洗浄を行うために、表洗ポンプの採用は可能でしょうか。	No. 265の回答を参照してください。
281	要求水準書(案)	急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	k		捨水・スローダウン・スロースタートの3方式が記載されていますが、これらは全て具備することが求められるでしょうか。「ろ過開始直後の濁度上昇を抑える」機能を有していればよいと判断してよろしいでしょうか。	捨水・スローダウン・スロースタートの3方式ができるようにしてください。
282	要求水準書(案)	ポンプ井	27	第3	2	(4)	ア	(キ)	b		2系統の記載がありますが、系統数を指定するものであり池数については指定なしとの理解でよろしいでしょうか。	池数は、全体で2池以上としてください。
283	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	k		「洗浄後、ろ過開始直後の濁度上昇を抑える目的として、ろ過排水(捨水)やスローダウン、スロースタートを行えるものとする。」とありますが、ろ過排水(捨水)、スローダウン、スロースタートの全てを行える設備との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
284	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	k		「洗浄後、ろ過開始直後の濁度上昇を抑える目的として、ろ過排水(捨水)やスローダウン、スロースタートを行えるものとする。」とありますが、ろ過排水(捨水)、スローダウン、スロースタートを行う場合は、洗浄排水量の制限外と考えて良いか	ろ過排水(捨水)及びスロースタートは、洗浄排水量に含みません。スローダウンは、洗浄排水量に含みます。
285	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	n		「洗浄水槽から急速ろ過池への洗浄水は、自然流下により行うものとする。」とありますが、より高い圧力を必要とする表洗には、ポンプを用いた直接圧力水での洗浄でも可能との理解で宜しいでしょうか。	No. 265の回答を参照してください。
286	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	o		既設仏向系からの給水量と給水圧力をご教示ください。	仏向系からの流入は緊急時のバックアップ経路としているため、通常時は洗浄水槽への流入はありません。給水圧力は、約0.34MPaです。
287	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	p		「表洗浄本管及び逆洗浄本管は群毎に配管し、電動弁を設置する。」とありますが、ろ過池毎に表洗浄管および逆洗浄管の電動弁を設けた場合には、表洗浄本管、逆洗浄本管は群毎の電動弁設置は不要との理解で宜しいでしょうか。	ろ過池毎の電動弁以外に、表洗本管、逆洗本管の群毎に電動弁を設置するものとします。
288	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	u		「急速ろ過池は、建屋内に設けるものとし、ろ過砂の交換作業ができる構造とする。」とありますが、屋内に設ける理由をご教示願います。又、池上部の開開口部を覆蓋等の設置を行う事でも可能との理解で宜しいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
289	要求水準書(案)	浄水処理施設設計 急速ろ過池	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	u		建築物の仕様、構造等は事業者提案との理解宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に示す条件を満たすことを前提として、そのとおりです。
290	要求水準書(案)	急速ろ過池の構造分類	27	3	2	(4)	ア	(カ)	u		急速ろ過池は建屋内に設けるという説明文がありますが、池状構造物ではなく全体を水槽付建築物として取り扱うということでしょうか。	No. 230の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
291	要求水準書(案)	急速ろ過池の設置	27	3	2	(4)	ア	(カ)	u	急速ろ過池は建屋内に設けるとありますが、別紙6 整備内容⑩では、建屋としては電気室、後次亜注入気室等とあり、また閲覧資料No.117_基本計画報告書でも、急速ろ過池は地下躯体内に配置されています。建屋内に設けるではなく、躯体内と読み替えてよいでしょうか。	No.229の回答を参照してください。
292	要求水準書(案)	急速ろ過池の建屋内設置の目的	27	3	2	(4)	ア	(カ)	u	急速ろ過池は、「建屋内に設けること」とありますが、その目的は何でしょうか。建屋内とする目的を明確にお示し頂き、その機能が満たされた場合、建屋の有無は事業者提案の範囲として頂けませんか。	No.209の回答を参照してください。
293	要求水準書(案)	ポンプ井	27							有効容量4000m ³ との記載がありますが、有効容量の定義は、HWLとLWL(常用運転の最大水位と最低水位)の間の貯水量、と解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
294	要求水準書(案)	浄水送水ポンプ	28	第3	2	(4)	ア	(キ)		表の揚水量について、運用上の下限值についてご教示ください。	運用上の下限値は約4,000m ³ /hです。
295	要求水準書(案)	ポンプ井	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	「浄水送水ポンプは2号配水池が停止した場合でも、全量を3台で、3号配水池に送水できるものとする」とありますが、この際全量は「別紙17 水収支フロー図(再整備後(通常時))」に示す3号池流入量「321,528m ³ /d」及び2号配水池流入量「55,674m ³ /d」の合計値「377,202m ³ /d」の瞬時値(261.9m ³ /min)と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)別紙17水収支フロー図(再整備後[通常時])【参考】に示す数値は、基本計画時の想定であり、参考として検討してください。 全量は、394,000m ³ /日(原水ベース)を基に、請負人にて適切に設定してください。
296	要求水準書(案)	ポンプ井	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	「浄水送水ポンプは(中略) また、1系統運用時に2号配水池送水量を除き、全量を3号配水池に送水できるものとする。」とありますが、この1系統とは、ポンプ井の1系統、3号配水池の1系統(配管1条)という理解でよろしいでしょうか。	質問いただいた「この1系統」とは、ポンプ井の1系統のほかにも要求水準書(案)別紙19浄水処理施設の系統に示すとおり、ポンプ井流出部に連絡管を設け、3号配水池の2系統(配管2条)での送水としています。
297	要求水準書(案)	ポンプ井	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	「浄水送水ポンプは(中略) また、1系統運用時に2号配水池送水量を除き、全量を3号配水池に送水できるものとする。」とありますが、これは「別紙17 水収支フロー図(再整備後(通常時))」に示す3号池流入量「321,528m ³ /d」を3号配水池への配管1系統で送水することが可能である、という理解でよろしいでしょうか。	No.296の回答を参照してください。 また、No.295の回答の後段も合わせて参照してください。
298	要求水準書(案)	浄水送水ポンプ	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	「全量」、「2号配水池を除き全量」とは、次の理解でよろしいでしょうか。 別紙17 通常時による 2号配水池を除き全量:321,528m ³ /日 全量:377,202m ³ /日	No.295の回答の後段を参照してください。
299	要求水準書(案)	ポンプ井	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	「全量を3台で、3号配水池に送水」とありますが、全量とは処理能力の最大である394,000m ³ /日と理解してよろしいでしょうか。	No.295の回答を参照してください。
300	要求水準書(案)	浄水送水ポンプ	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	g	浄水送水ポンプは、台数及び速度を調整するとありますが、ポンプ井から3号配水池への送水量の流量範囲(最小～平均～最大)を教示願います。 また、流量調整は何に基づいて行うのか(例えば、ポンプ井及び3号配水池の水位、3号配水池からの配水量の時間変動など)、流量制御の目的、考え方についても教示願えないでしょうか。	前段について、基本計画時の想定では、3号配水池送水量の流量範囲は、最大が394,000m ³ /日(原水ベース)、平均が3号の運用により変動します。最小については、197,000m ³ /日(原水ベース)から2号配水池への送水量を引いた値としています。 後段について、2号配水池の水位を一定に保つため、ポンプにより3号配水池への送水量を調整しています。
301	要求水準書(案)	浄水送水ポンプ	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	g	「浄水送水ポンプは、台数及び速度を調整し、流量が制御できるものとする。」との記載について、速度制御方法は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
302	要求水準書(案)	浄水送水ポンプ	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	別紙19 浄水処理施設の系統【参考】では、浄水送水ポンプは4台(うち2台予備)となっていますが、2号配水池の送水を停止したときに全量を3号配水池に送水する場合には、3台運転させても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
303	要求水準書 (案)	浄水送水ポンプ	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	2号配水池の送水を停止した場合でも、全量を…の「全量」とは、別紙17 水収支フロー図 (再整備後[通常時]) 【参考】に記載の③3号流入量 (提案施設の水収支による流入量) +④2号流入量 (55,674m3/日:現状の値で整備後も同じ水量とする) の合計量との理解でよろしいでしょうか。	No. 295の回答を参照してください。
304	要求水準書 (案)	浄水送水ポンプ	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	1系統運用時とは、ポンプ井を1池 (系統) で運用するとき (1池が清掃や設備の補修、更新等で停止時) との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
305	要求水準書 (案)	浄水送水ポンプ	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	1系統運用時に2号配水池送水量を除き、全量を…の「全量」とは、別紙17 水収支フロー図 (再整備後[通常時]) 【参考】に記載の③3号流入量 (提案施設の水収支による流入量) との理解でよろしいでしょうか。	No. 295の回答を参照してください。
306	要求水準書 (案)	浄水送水ポンプ	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	1系統運用時に2号配水池送水量を除き、全量を3号配水池に送水する場合、浄水送水ポンプは2台運転で構わないでしょうか。それとも1台運転 (1台は予備機として停止) でしょうか。	1系統運用時に2号配水池送水量を除き、全量を3号配水池に送水する場合は、2台運転、予備機なしを想定しています。
307	要求水準書 (案)	後苛性	28	第3	2	(4)	ア	(ク)	a	要求水準書 (案) では、実施方針 (案) にあった後苛性の注入が削除されていますが、pH管理の考え方について、着水井で硫酸注入によるpH (凝集pH) 調整を行った後、苛性ソーダで浄水pHを再調整する必要はないでしょうか。	現状から、苛性ソーダによる浄水pHの再調整は行わないと想定されるため、後苛性は設置しないものとします。
308	要求水準書 (案)	水質・薬品注入量等実績データ【参考】	28	第3	2	(4)	ア	(ク)	a	別紙29 水質・薬品注入量等実績データ【参考】の元データ (エクセルファイル) は、第3回閲覧資料No. 136の西谷月報 (場内) 過去5年分【水量月報】・【水質月報】・【薬注月報】・【電力月報】に含まれるでしょうか。含まなければ、別紙29のエクセルデータを提供願えないでしょうか。	資料閲覧No. 136に含まれます。
309	要求水準書 (案)	ポンプ井	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	第2回質問No. 49にて「送水ポンプ吐出量は要求水準書 (案) に示した数値で検討」とありますが、今回示された吐出量は既存設備の仕様であり、水量が変更となる本事業終了後の送水量ではないと思われます。非常に大きなポンプのため、送水量によって電動機負荷やコストが大きく変わることが考えられますので、送水ポンプの吐出量についてご教示ください。	送水ポンプについては、要求水準書 (案) 第3の2 (4)ア(キ)f, g, hの条件を満たしたうえで、請負人の提案となります。
310	要求水準書 (案)	ポンプ井	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	h	「浄水送水ポンプは、2号配水池の送水を停止した場合でも、全量を3台で3号配水池に送水できるものとする。」とありますが、42頁の「主要な新設配管一覧表」では、1系列当たりの3号配水池への送水量が197,000m3/日と記載されており、上記の全量とは394,000m3/日と理解できます。一方、別紙17では再整備後の3号配水池への送水量が321,528m3/日と記載されていることから、通常時の送水量は321,528m3/日であるが、2号配水池を停止した場合には3号配水池へ394,000m3/日を送水することがあるという理解でよろしいでしょうか。	No. 295の回答を参照してください。
311	要求水準書 (案)	ポンプ井	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	f	1系統あたり2台とありますが、ポンプ台数は2台/系統×2系統=全4台が指定されると考えてよろしいでしょうか。	1系統あたり2台とは、ポンプ井が1系統1池の場合を想定しています。請負人の提案により池数が異なる場合、予備機を含め必要な台数を設置してください。
312	要求水準書 (案)	ポンプ井	28	第3	2	(4)	ア	(キ)	i	p27に記載の洗浄水槽を不要とすることが認められた場合、揚水ポンプについても不要と理解してよろしいでしょうか。	本工事では、洗浄水槽を設けるものとします。
313	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計薬品設備	28	第3	2	(4)	ア	(ク)	a	「使用薬品は、次亜、PAC、硫酸、消石灰とする。」とありますが、苛性ソーダの記述がありません。「西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計条件整理業務委託 検討書 (基本計画 報告書)」令和2年3月では、凝集pHを6.8まで下げる実験を行ったとの記載がありますが、本事業ではPh6.8まで低下させず処理が可能との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
314	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計薬品設備	28	第3	2	(4)	ア	(ク)	a	使用薬品は、次亜、PAC、硫酸、消石灰とする。とありますが、現状の目標凝集pHおよび目標送水pHをご教示願います。	現状の目標凝集pHは7.4としています。目標送水pHについては、水質管理目標値となります。
315	要求水準書 (案)	薬品貯留量	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	e	「薬品貯留量は、次亜63,000L、PAC291,000L、硫酸53,000L」とありますが、これは有効貯留量 (HWLとLWL間の貯蔵量) と解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
316	要求水準書 (案)	既設薬品設備撤去	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	1	「既設薬品設備は、貯留槽に残る薬品を含め、撤去するものとする。」とありますが、これでは大量の産業廃棄物が発生する恐れがあります。そのため、発注者にて薬品は各水槽（貯留槽及び小出し槽）注入可能な最低液位まで使用した後に、事業者で撤去処分する、と解釈してよろしいでしょうか。	薬品については、運用により可能な範囲まで液位を調整して引き渡すものとします。ただし、苛性ソーダについては、現在浄水処理で使用していないことから、40t程度の処分をしていただくことになります。
317	要求水準書 (案)	既設薬品設備撤去	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	1	「既設薬品設備は、貯留槽に残る薬品を含め、撤去するものとする。」とありますが、建築を撤去しない箇所の機器撤去について、基礎、埋め込み管等の撤去、仕舞いが含まれるかご教示ください。	基礎、埋め込み管等の撤去及び開口部の養生等については、躯体の構造に影響しない範囲で本工事の対象とします。
318	要求水準書 (案)	既設撤去	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	1	既設撤去品（有価物）の処分方法について、指示があればご教示ください。	既設撤去品（有価物）については、処分方法の指定はありません。
319	要求水準書 (案)	薬品貯留量	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	1	「既設薬品設備は、貯留槽に残る薬品を含め、撤去するものとする。」とありますが、貯槽及び注入点の間の配管もすべて撤去対象という理解でよろしいでしょうか。その場合、配管の仕様及び敷設形態の分かる図面の開示をお願いします。	そのとおりです。 資料閲覧No. 2を参照してください。
320	要求水準書 (案)	3号配水池流出側補給次亜注入設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	d	3号配水池流出側補給次亜注入設備の既設貯留槽（別紙28では小出し槽）の設置場所を教示願います。 また、既設の図面を提供願えないでしょうか。	資料閲覧No. 14を参照してください。
321	要求水準書 (案)	次亜	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	m	(a) 次亜 ①（最大注入率は1Lあたり100mg）とはどういう意味でしょうか。最大注入率100mg/Lにおいて、別表1の基準に適合する必要があるということでしょうか。 ②この意味合いですと、次亜を100mg/L注入した場合には、別表1（塩素酸等）の基準は満足できないと考えますが、いかがでしょうか。	①については、要求水準書（案）第3の2(4)ア(ク)mの最大注入率は、薬品の規格について示したものです。なお、詳細については、厚生労働省の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」を参照してください。 ②については、納入時の品質を示した基準であり、適切な管理を行うことで満足できると考えています。
322	要求水準書 (案)	薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	b	仮に硫酸設備などを移設して仮設として使用する期間がある場合、b項に示される配管の2系統、c項での小出し槽方式などは求められるでしょうか。他の薬品についても、仮設を行う場合、bおよびc項は適用外と考えてよろしいでしょうか。	仮設であっても、原則、適用となります。ただし、仮設期間が短い場合等は協議により判断します。
323	要求水準書 (案)	薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	d	3号配水池流出側補給次亜注入設備への移送流量について、ご教示ください。	既設次亜タンク容量は1,000L×2槽です。既設の移送ポンプ吐出量20L/分×2台と同程度を想定しています。
324	要求水準書 (案)	薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	e	薬品貯留量は総量と理解します。貯槽の数量については、提案事項と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
325	要求水準書 (案)	薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	e	薬品貯留槽の材質は指定なきものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
326	要求水準書 (案)	薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	f	都岡幹線の流入圧力についてご教示願います。	都岡幹線の流入圧力は、平均が0.14MPa、最大が0.24MPaです。
327	要求水準書 (案)	薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	i	防液堤内の容量については、1槽分の容量でよろしいでしょうか。貯留量全量の容量を防液堤内に確保することは極めて困難です。	防液堤内の容量については、原則、全量を防液堤内に確保するものとします。
328	要求水準書 (案)	薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	m (a)	「最大注入率は1L当たり100mg」の記載がありますが、非常に大きな注入率と考えます。閲覧資料No. 136の月報を確認しても次亜の注入率は1mg/L以下、平均0.3mg/L程度と思われます。ここに記載される「最大注入率は1L当たり100mg」の意味をご教示ください。	No. 321の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
329	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	b	設備は、移送配管や注入配管等を含めて、注入点に対し2系統とする。ただし、消石灰を除くものとする。とありますが、薬品受入管についても2系統が必要との理解で宜しいでしょうか。	薬品受入管については、各槽1系統とします。
330	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	f	ただし、都岡幹線への補給次亜の注入については、配管への注入のため、ポンプ圧送とする。とありますが、次亜注入点の圧力についてご教示願います。	No. 326の回答を参照してください。
331	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	k	「k 次亜の保管に必要な温度管理等が適切に行うことができる設備を備える。」とありますが、次亜搬入時の温度管理はなされていますか。その場合、何℃かご教示願います。	次亜搬入時の温度管理は、実施していません。
332	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	m (a)	次亜塩において「最大注入率は1L当り100mg」、PACにおいて「最大注入率は1L当り300mg」、硫酸において「最大注入率は1L当り50mg」とありますが、どのような事態を想定しておられるかご教示願います。	No. 321の回答を参照してください。
333	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	m (a)	「最大注入率は1L当り100mg」とありますが、算定根拠はございますでしょうか。また、100mgとは有効塩素を示した値でしょうか、それとも有効塩素12%溶液を示した値でしょうか。	No. 321の回答を参照してください。
334	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 薬品設備	29	第3	2	(4)	ア	(ク)	m (a)	「最大注入率は1L当り100mg」とありますが、都岡幹線、3号配水池、前次亜、中次亜、後次亜、それぞれの最大注入率を御教示ください。	最大注入率については、次のとおりです。 ・都岡幹線については、No. 154の回答を参照してください。 ・3号配水池については、小出槽までが本工事対象のため、提示しません。3号配水池流出側補給次亜注入設備への移送流量は、No. 323の回答を参照してください。 ・前次亜は、要求水準書(案)別紙29水質・薬品注入量等実績データ【参考】を参照してください。 ・中次亜は、1.20mg/Lです。 ・後次亜0.52mg/Lです。 なお、No. 321の回答をあわせて参照してください。
335	要求水準書 (案)	共同溝	30	第3	2	(4)	ア	(ク)		共同溝は、急速ろ過池と粒状活性炭吸着池及び既設共同溝を連絡するものとし、具体的な範囲は提案で宜しいでしょうか	そのとおりです。
336	要求水準書 (案)	監視制御設備	30	第3	2	(4)	イ	(ア)		記載の別紙30では水運用計算機の更新工事、改良工事は関連工事となっておりますが、別紙31では工事対象となっております。別紙30の通り水運用計算機に係る内容は本工事に含まれないと考えてよいでしょうか。	水運用計算機の更新工事及び改良工事は、本工事の対象外です。 要求水準書(案)別紙31監視制御設備システム構成図(新設)【参考】を修正します。
337	要求水準書 (案)	PAC	30	第3	2	(4)	ア	(ク)	m	(b) PAC 次亜と同様に、(最大注入率は1Lあたり300mg)とはどういう意味でしょうか。	No. 321の回答を参照してください。
338	要求水準書 (案)	硫酸	30	第3	2	(4)	ア	(ク)	m	(c) 硫酸 次亜と同様に、(最大注入率は1Lあたり50mg)とはどういう意味でしょうか。	No. 321の回答を参照してください。
339	要求水準書 (案)	薬品設備	30	第3	2	(4)	ア	(ク)	m (b)	「最大注入率は1L当たり300mg」の記載がありますが、非常に大きな注入率と考えます。閲覧資料No. 136の月報を確認してもPACの注入率は最大44mg/L、平均約31mg/Lと思われます。ここに記載される「最大注入率は1L当たり300mg」の意味をご教示ください。	No. 321の回答を参照してください。
340	要求水準書 (案)	薬品設備	30	第3	2	(4)	ア	(ク)	m (c)	「最大注入率は1L当たり50mg」の記載がありますが、非常に大きな注入率と考えます。閲覧資料No. 136の月報を確認しても硫酸の注入率は最大14.8mg/L、平均約6.2mg/Lと思われます。ここに記載される「最大注入率は1L当たり300mg」の意味をご教示ください。	No. 321の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
341	要求水準書 (案)	薬品設備	30	第3	2	(4)	ア	(ク)	m	(c)	濃硫酸の使用を想定しておりますが、事業者が希硫酸でも水処理機能を満足することが出来ると判断した場合、事業者提案で薬品を変更することは可能でしょうか。	濃硫酸を使用するものとします。
342	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 薬品設備	30	第3	2	(4)	ア	(ク)	m	(b)	「最大注入率は1L当り300mg」とありますが、算定根拠はございますでしょうか。また、300mgとは酸化アルミニウムを示した値でしょうか、それとも酸化アルミニウム10～11%溶液を示した値でしょうか。	No. 321の回答を参照してください。
343	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 薬品設備	30	第3	2	(4)	ア	(ク)	m	(b)	「最大注入率は1L当り300mg」とありますが、前PAC、後PAC、それぞれの最大注入率を御教示ください。	No. 321の回答を参照してください。 最大注入率については、要求水準書 (案) 別紙29水質・薬品注入量等実績データ【参考】を参照してください。
344	要求水準書 (案)	浄水処理施設設計 薬品設備	30	第3	2	(4)	ア	(ク)	m	(c)	「最大注入率は1L当り50mg」とありますが、算定根拠はございますでしょうか。また、50mgとは硫酸(H2SO4)を示した値でしょうか、それとも硫酸(H2SO4)93%溶液を示した値でしょうか。	No. 321の回答を参照してください。
345	要求水準書(案)	既設共同溝との連絡	30	3	2	(4)	ア	(ケ)			「既設共同溝と連絡する」との記載があり、別紙3新設対象施設配置では、既設共同溝に新設共同溝躯体の1辺全面が接して描かれています。「連絡する」とは、運転従事者等の人が行き来できる通路があればよいとの理解ですが、この理解でよろしいでしょうか。	新設共同溝と既設共同溝を連絡する箇所は、人の行き来だけでなく、水道局が採水用の配管やケーブルを将来設置し、維持管理できるスペースを考慮したものとしてください。
346	要求水準書 (案)	設計に係る共通事項	32	第3	2	(4)	イ	(7)	b	(b)	このステーションは、本工事で設置する機器の分の他に、将来の拡張分(幅1,000mm、奥1,000mm、高2,100mmのサーバ10面程度)を加え、と記載がありますが、監視制御設備を選定する上で、将来拡張される施設規模や信号点数や画面枚数をご教示願います。	将来拡張する施設規模や信号点数、画面枚数については、未定であるため、示すことはできません。
347	要求水準書 (案)	監視制御設備	32	第3	2	(4)	イ	(7)	b		「令和8年度までに新設する監視制御設備」の具体的範囲をご教示ください。	浄水処理施設の整備状況にあわせ、監視制御設備の整備をすることになります。浄水処理施設の整備状況は、請負人ごと異なることから具体的な監視制御設備の整備範囲をお伝えすることはできません。
348	要求水準書 (案)	監視制御設備	32	第3	2	(4)	イ	(ア)	b		(a) (b) (c) (d)に具体的な設置場所の記載がございますが、(e)に機器の設置場所や機能概要は請負人の提案により変更可能とするとあります。変更可能と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
349	要求水準書 (案)	監視制御設備 (2重化)	34	第3	2	(4)	イ	(7)	b	(f)	「プラント運転に直接関わる機器及びネットワークについては二重化構成とし」とありますが、監視制御設備の二重化は、P34の (i) (j)を満足できるようにシステムを構築すればよろしいでしょうか。	そのとおりです。
350	要求水準書 (案)	監視制御設備	34	第3	2	(4)	イ	(7)	b	(f)	「情報セキュリティ」の具体的仕様・要件はございますか。	水道分野における情報セキュリティガイドライン(厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課/平成31年3月)等に準拠してください。
351	要求水準書 (案)	信号伝送方式	34	第3	2	(4)	イ	(7)	b		既設機器との信号伝送方式は既設同様となっておりますが、既設機器は異なるメーカーの機器であっても通信可能な方式と考えてよいでしょうか。	既設機器は、基本的に4-20mAや1-5V、FL-netを採用しておりますので、異なるメーカーの機器であっても通信可能な方式と考えます。
352	要求水準書 (案)	既設機器との信号伝送方式	34	第3	2	(4)	イ	(7)	b	(n)	既設機器との信号伝送方式は既設同様とすることになってはいますが、既設信号伝送方式(名称:メタウォーター(株)製 Industrial Ethernet(光))は既設メーカー以外には対応できずこのままでは公平性が保たれません。既設設備との接続箇所や信号伝送方式などはメカ提案も可能としていただけにないでしょうか。	既設の監視制御設備内部の信号伝送方式は、既設メーカー独自の方式が用いられておりますが、監視制御設備が監視・操作・制御対象とする各現場機器との信号伝送方式は、4-20mAや1-5V、FL-netなど汎用性の高いものを採用しています。このことから、監視制御設備新設時は、既設機器との信号伝送方式を変更する改造をせずに施工することは可能と考えます。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
353	要求水準書 (案)	電気設備設計 監視制御設備	34	第3	2	(4)	イ	(7)	b	(h)	「薬品(硫酸、PAC、次亜)貯留設備、注入設備には、各現場制御盤を設置し、監視制御設備によらず現場制御盤単独での手動操作及び自動制御も行えるものとする。」とありますが、現場制御盤単独での自動制御とは注入量の手動入力による自動制御と考えて宜しいでしょうか。	各現場制御盤単独で行う自動制御は、要求水準書(案)別紙20 薬品の種類及び注入点等【参考】に記載の制御方式です。
354	要求水準書 (案)	受変電・配電設備	35	第3	2	(4)	イ	(イ)	a		本施設内の予備受電点について、別紙37の図及び別紙38の施工ステップでは撤去・新設(更新)をしないように読み取れますが、本文に記載のとおり、本工事にて撤去・新設(更新)をすとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
355	要求水準書 (案)	受変電・配電設備	35	第3	2	(4)	イ	(イ)	a		別紙37の斜線範囲内の引込柱、引込ビラー盤は、本工事の対象外との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
356	要求水準書 (案)	受変電・配電設備	35	第3	2	(4)	イ	(イ)	a		別紙38施工ステップのStep3、Step4において、排水処理施設側の「新設」及び「撤去」となっている設備がありますが、これらの設備については、本工事の対象外との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
357	要求水準書 (案)	受変電・配電設備	35	第3	2	(4)	イ	(イ)	b		「電気を供給するための受変電・配電設備を、受電所及び本施設内各所の電気室に新設する」とありますが、電気室は、施設に隣接していれば本施設内と扱えるとの理解でよろしいでしょうか。	電気室と各施設は、適切な動線の確保等の運転・維持管理性を考慮した上で、隣接の設置を認めます。ただし、電気室から各機器までのケーブル延長が長くなるため、選定ケーブルが太くなりすぎないように考慮してください。また、各施設内の設備と監視制御設備を設置するステーション(現場側での監視操作の拠点)が離れすぎた位置とならないようにしてください。
358	要求水準書 (案)	受変電・配電設備	35	第3	2	(4)	イ	(イ)	b		「電気を供給するための受変電・配電設備を、受電所及び本施設内各所の電気室に新設する」とありますが、各施設を隣接した配置とした場合、各施設の電気室を合棟にしても良いとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には要求水準書(案)別紙6整備内容に示す建屋新設を満足し、各施設に隣接していれば、合棟としてもかまいません。
359	要求水準書 (案)	非常用自家発電 設備	36	第3	2	(4)	イ	(ウ)			同期運転に伴い、既設非常用発電機設備の改造が発生する場合は、本工事対象外でよろしいでしょうか。	同期運転に伴い、既設非常用発電機設備の改造が必要となる場合は、請負人の負担で実施してください。
360	要求水準書 (案)	非常用自家発電設備	36	第3	2	(4)	イ	(ウ)	a		発電機の台数は、停電時での対象負荷の稼働を確保できれば、事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	非常用自家発電設備は、本体の点検時や故障時の発災に備え、2台とします。
361	要求水準書 (案)	非常用自家発電設備	36	第3	2	(4)	イ	(ウ)	a		発電機の台数について、2台が要求水準の場合、必要稼働容量は2台合算で考えればよろしいでしょうか。または1台ずつ必要稼働容量が必要でしょうか(1台はバックアップの考え方)。	非常用自家発電設備は、要求水準書(案)に記載の対象負荷を2台で賄える発電能力としてください。予備機を設ける必要はありません。
362	要求水準書 (案)	非常用自家発電設備	37	第3	2	(4)	イ	(ウ)	b		(a) 非常用自家発電設備の対象負荷について、「粒状活性炭吸着池及び急速ろ過池の補機類は、各群に1池分の運転とする」とは、どういう意味でしょうか。 (補器類とは吸着池及びろ過池廻りの自動弁類のことで、吸着池及びろ過池は複数池が同時に洗浄工程に入らない(複数池の自動弁類が同時に開閉することがない)ことから、各群につき1池分の自動弁類だけの負荷容量を対象とすればよいということでしょうか。)	そのとおりです。 なお、No. 363の回答も参照してください。
363	要求水準書 (案)	非常用自家発電電気設備	37	第3	2	(4)	イ	(ウ)	b	(a)	非常用自家発電電気設備の対象負荷について、粒状活性炭吸着池および急速ろ過池の補機類は各群につき1池分の運転とするとありますが、補機類とは洗浄に用いる洗浄ブロワなどを指すとの理解でよろしいでしょうか。	粒状活性炭吸着池及び急速ろ過池の補器類は、電動弁やポンプ、ブローア、コンプレッサーなど施設の運転に必要な機器類を指します。
364	要求水準書 (案)	無停電電源設備	38	第3	2	(4)	イ	(エ)	a		本工事対象外設備(p38の(エ)a(b)(c)(d)(h))の無停電電源容量が不明です。対象負荷容量が計算できませんので、無停電電源容量をご提示ください。	本工事対象外設備の負荷容量については、次のとおりです。 (b) 川井浄水場監視制御設備 2.6kVA (c) 工業用水道監視制御設備 0.7kVA (d) 水運用計算機設備 60kVA (h) その他既設負荷設備 400MHz帯無線設備(0.5kVA)、ITV設備(不明)、複合火災受信機(不明)、電動門扉(不明)等

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
365	要求水準書 (案)	配管仕様の準拠仕様書について	39	第3	2	(4)	ウ	(ア)	a	配管仕様の詳細については、「第1 総則 2 (8) ウ」記載の要綱、指針等に留意すると理解しますが、適用範囲について確認します。活性炭設備や急速ろ過池設備、ポンプ設備の付属配管（すなわち躯体内配管）については機械設備工事と解釈され、「(ネ) 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）」に基づき、RF、GF、FF等のフランジ形式は機能を満足した上で事業者の選定と解釈してよろしいでしょうか。	活性炭設備、急速ろ過池設備、ポンプ設備の付属配管（躯体内配管）については、機械設備工事となります。フランジ形式は、横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）を参照してください。
366	要求水準書 (案)	配管仕様の準拠仕様書について	39	第3	2	(4)	ウ	(ア)	a	配管仕様の詳細については、「第1 総則 2 (8) ウ」記載の要綱、指針等に留意すると理解しますが、適用範囲について確認します。活性炭設備や急速ろ過池設備、ポンプ設備の付属配管（すなわち躯体内配管）については機械設備工事と解釈され、「(ナ) 横浜市水道局水道工事標準仕様書」は適用されないと解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）、横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）を参照してください。
367	要求水準書 (案)	配管仕様について	39	第3	2	(4)	ウ	(ア)	a	「新設配管は耐震管とする」と記載がありますが、ダクタイル鋳鉄管、及び鋼管それぞれについて、耐震管の具体的な定義をご教示ください。	ダクタイル鋳鉄管については、伸縮性や可とう性、離脱防止機能を有する鎖構造接手を指します。鋼管については、溶接接手を指します。
368	要求水準書 (案)	電磁流量計	39	第3	2	(4)	イ	(オ)	i	「電磁流量計は、更新を考慮してバイパス管及び弁を設置する」と記載ありますが、急速ろ過池の処理水流量計に適用する場合、ろ過池を池毎に停止すれば更新可能であることから、バイパス管及び弁の設置は不要であると解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
369	要求水準書 (案)	電磁流量計	39	第3	2	(4)	イ	(オ)	i	「電磁流量計は、更新を考慮してバイパス管及び弁を設置する」と記載ありますが、別紙23-3の再整備後のフロー図に記載されている、2系統ある主要配管については、電磁流量計のバイパス管及び弁は記載されていません。主要配管については、この記述は適用外という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 (案) 別紙23-3主要配管管路図（再整備後）【参考】に記載の配管は、施設間を結ぶ配管構成や、ポンプ、計器の概要を示すものであり、バイパス管や弁など細部までは表現されておりません。施設の運用や、維持管理（ポンプ、流量計、弁等の更新など）で必要となる連絡管やバイパス管、弁等は整備してください。
370	要求水準書 (案)	計装設備	39	第3	2	(4)	イ	(オ)	f	計器の設置スペースとして控室が利用可能との記載がございますが、監視制御設備を仮置きまたは本設することは可能でしょうか。	控室に監視制御設備を仮置き、または本設しても構いません。しかし、水質計器室の配置は、維持管理性を考慮して監視操作卓のある浄水場管理室近くとしてください。
371	要求水準書 (案)	計装設備	39	第3	2	(4)	イ	(オ)	i	電磁式流量計は、更新を考慮してバイパス管及び弁を設置するとありますが、対象配管は2系統化されているため、流量計更新・点検時も1系統は使用可能な状態となります。バイパス管は不要と考えますが宜しいでしょうか。	1系統の配管で、要求水準書 (案) 第3の2 (2)ア (オ)に示している最低運用水量を通水できれば、1系統は停止できるので、流量計更新や点検は可能であり、バイパス管は不要と考えています。
372	要求水準書 (案)	計装設備	39	第3	2	(4)	イ	(オ)	f	控室の代替スペースの確保場所について、管理棟の1階に確保する必要があるでしょうか。それとも、管理棟内であれば階数は問わないでしょうか。また、管理棟の既存部屋の中で、控室の代替スペースとして利用可能な部屋（なくせる部屋、面積を狭くできる部屋）を教示願います。	前段について、控室の代替スペースは管理棟の1階としてください。 後段については、水質計器が移転後であれば、既存の水質計器室が利用可能です。
373	要求水準書 (案)	計装設備	39	第3	2	(4)	イ	(オ)	f	控室の代替スペースの必要面積を教示願います。	既存の水質計器室と同等程度の広さを確保してください。
374	要求水準書 (案)	計装設備	39	第3	2	(4)	イ	(オ)	h	COD、TN、TP「等」を測定できるものとありますが、COD、TN、TP以外に計器での測定が必要な水質項目を教示願います。	要求水準書 (案) 別紙21水質計器の設置位置及び採水点【参考】を参考に、請負人が浄水処理工程に必要な項目を選定してください。
375	要求水準書 (案)	計装設備	39	第3	2	(4)	イ	(オ)	h	放流水の測定値のみ記録できるものとありますが、放流水とは第1放流口へ放流する排水返送水との理解でよろしいでしょうか。また、切替えにより着水井へ返送する場合は、測定も記録も不要との理解でよろしいでしょうか。	前段及び後段については、そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
376	要求水準書(案)	計装設備	39	第3	2	(4)	イ	(オ)	i	処理施設内に電磁流量計を設置する場合だけでなく、処理施設間を連絡する場内埋設管途中に流量計室を設けて設置する場合も含めて、全ての電磁式流量計にバイパス管及び弁が必要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第3の2(4)ア(7)e、(キ)e及び(ク)hでは、着水量、2号及び3号配水池送水量、薬品制御用は電磁流量計の設置となっています。その他は請負人の提案となります。配管の接続などにより、運用を停止することなく電磁流量計の交換が可能な場合、バイパス配管は不要となります。
377	要求水準書(案)	配管仕様	39	第3	2	(4)	ウ	(7)	a	(a) 管材・弁類について、 鋳鉄管等の水協規格品は水協証明書の提出、鋼管・ステンレス管についてはミルシートの提出でよいと考えてよろしいでしょうか。	管材・弁類の取扱いについては、横浜市水道局水道工事施工要領のとおりとします。 なお、令和3年5月現在、当該資料は、水道工事書類作成要領に変更しています。
378	要求水準書(案)	配管仕様	39	第3	2	(4)	ウ	(7)	a	(b) 管径400mm以上の弁はバタフライ弁としますが、処理施設間を連絡する場内埋設配管だけでなく、埋設でない処理施設内の配管も含めて、全て同様の考えと理解してもよろしいでしょうか。	そのとおりです。
379	要求水準書(案)	計装設備	39	第3	2	(4)	イ	(オ)		電磁流量計は更新を考慮してバイパス管及び弁を設置するとありますが、粒状活性炭吸着池や急速ろ過池の各池に電磁流量計を設けた場合、予備池を考慮することになりますので稼働させながら更新できる場合は、バイパス管及び弁は必ずしも必要では無いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 376の回答を参照してください。
380	要求水準書(案)	配管設計	39	第3	2	(4)	ウ			本項目の配管設計は、各施設を接続する配管を指し、急速ろ過池など各施設内の配管に関する要求では無いとの理解でよろしいでしょうか。	各施設内の配管については、No. 366の回答を参照してください。
381	要求水準書(案)	新設配管	39	第3	2	(4)	ウ	(7)	a	(a) 口径によっては、SUS配管を採用することがLCCの面で有利と考えられる場合、配管材質として、性能要求書で定める仕様を上回るSUS配管の採用は不可でしょうか。	要求水準書(案)に記載しているダクタイル鋳鉄管及び鋼管の性能と同等以上であれば、ステンレス配管の採用は可能です。 なお、要求水準書(案)は修正します。
382	要求水準書(案)	配管仕様	40	第3	2	(4)	ウ	(7)	a	(e) 伸縮可とう管について、 継ぎ輪の使用によって対応できる相対変位については、継ぎ輪を用いて構わないでしょうか。	埋設配管と躯体埋込管との境界部は、伸縮可とう管を用いてください。
383	要求水準書(案)	配管仕様	40	第3	2	(4)	ウ	(7)	a	(h) 工業用水配管について、 電動弁を設置するのは新設する集水渠出口(2系)だけで、既設の集水渠出口(1系)には電動弁の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	既設の集水渠出口(1系)の電動弁の設置は、更新(撤去・新設)となります。
384	要求水準書(案)	新設配管	40	第3	2	(4)	ウ	(7)	a	(f) 「躯体貫通部を含めて更新」と記載されていますが、既設躯体を流用して既存配管を更新する対象はどこが該当するでしょうか。それとも「更新」は既存配管の撤去・更新ではなく、新設躯体への「設置」の意味合いでしょうか。	「躯体貫通部を含めて更新」の記載は、3号配水池流入部を指しています。
385	要求水準書(案)	新設配管	40	第3	2	(4)	ウ	(7)	a	(h) 「集水渠出口(沈でん池)に電動弁」と記載されていますが、活性炭吸着池への導水管途中から電動弁を使用して分岐することは可能でしょうか。それとも、活性炭吸着池への導水管とは別に工業用水配管を沈でん池流出部から敷設することが求められているのでしょうか。	工業用水配管は、沈でん池流出部から布設してください。
386	要求水準書(案)	返送水管の断水	40	3	2	(4)	ウ	(ア)	b	別紙23-2のうち配水池返送水管接合位置で、排水処理施設側着水井返送水管が管栓状態と読めますが、返送水管は一時期断水状態としても良いとの理解で宜しいでしょうか。また、断水でよいとしたらその期間をご教示ください。	既設返送水管は、原則、断水することはできません。
387	要求水準書(案)	2号配水池流入管接続位置及び接続時期	40	3	2	(4)	ウ	(ア)	b	別紙23-3, 別紙24とも(仮称)2号配水池流入管工事にて管栓部から2-1号配水池に連絡する。管栓部の位置については水道局と調整するとありますが、計画立案上及び数量算定上重要となりますので、接続位置の詳細な位置及び接続時期をご教示ください。	接続位置の想定は、要求水準書(案)別紙24配管連絡予定位置図【参考】に示す敷地境界部としています。 接続位置の詳細については、契約締結後に水道局から提示します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
388	要求水準書(案)	不断水接続位置	40	3	2	(4)	ウ	(ア)	b	別紙24では「既設仏向系からの洗浄水槽までの流入管は、不断水接続にて施工する。」とありますが、図示の位置では、仏向系と接続できないと推察します。図示の位置が異なっているという判断で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)別紙24配管連絡予定位置図【参考】に図示する位置に仏向系の給水管が布設されています。詳細は、要求水準書(案)別紙14 浄水処理施設既設配管図【参考】を参照してください。
389	要求水準書(案)	布設対象管路	41	第3	2	(4)	ウ	(ア)	b	表 主要な新設配管一覧表 ※2で2号配水池へ197,000m3/日を送水できる口径とあります。別紙17の水収支フロー図では、④2号配水池への流入量は現状、再整備後とも55,674m3/日となっていますが、197,000m3/日を送水できる口径が必要でしょうか。	そのとおりです。 No. 390の回答を参照してください。
390	要求水準書(案)	布設対象管路	41	第3	2	(4)	ウ	(ア)	b	2号配水池への送水量を1系列当たり197,000m3/日としていますが、3号配水池を停止した場合、全量を2号配水池に送水するという理解でよろしいでしょうか。また、想定される3号配水池の停止する状況をご教示ください。	前段については、そのとおりです。 後段については、3号配水池の停止は災害、事故(躯体、配管の損傷、送水ポンプの全台停止等)による送水停止を想定しています。
391	要求水準書(案)	布設対象管路	41	第3	2	(4)	ウ	(ア)	b	3号配水池への送水量を1系列当たり197,000m3/日としていますが、2号配水池を停止した場合、全量を3号配水池に送水するという理解でよろしいでしょうか。また、想定される2号配水池の停止する状況をご教示ください。	前段については、そのとおりです。 後段については、2号配水池の停止は災害、事故(躯体、配管の損傷等)による送水停止を想定しています。
392	要求水準書(案)	配管番号と区間の図示	41	3	2	(4)	ウ	(ア)	b	表 主要な新設配管一覧表での区間は別紙23-3 主要配管管路図(再整備後)に基づくのであれば、E1やE2の到達側は再凝集池ではなく、粒状活性炭吸着池のため、名称が変わると思われます。本工事で再整備途中段階の水運用があるため、齟齬が無いよう配管番号とその区間を図示していただけないでしょうか。	基本計画報告書の施工手順に沿って名称を設定しているため、原文のとおりとします。
393	要求水準書(案)	主要配管管路図	42	第3	2	(4)	ウ	(ア)	c	「連絡工事は、別紙23-1~24に示す通り行う。」と記述されています。このうち、「別紙23-3 主要配管管路図(再整備後)【参考】」に示されている各施設の配置、粒状活性炭吸着池の池数、管路の連絡箇所は、あくまでも参考という理解で、施設配置、池の数、連絡箇所などは請負人提案でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、排水管の連絡については、No. 184の回答を参照してください。
394	要求水準書(案)	排水管放流先	42	第3	2	(4)	ウ	(イ)	d	「新設放流管は、別紙26 新設放流管布設図【参考】に示す、休止中の24インチ管を管きよ更生工法により、転用できるものとする。」と記述されています。この排水放流先として、休止中の24インチ管を転用せず、No.1放流口に放流する、あるいは既設共同溝排水渠を介して排水処理施設に放流することは、可能でしょうか。	新設放流管の排水先は、要求水準書(案)別紙26新設放流管布設図【参考】に示す坂本雨水幹線としています。
395	要求水準書(案)	主要配管管路図	42	第3	2	(4)	ウ	(ア)	c	「連絡工事は、・・・、別紙23-3 主要配管管路図(再整備後)【参考】・・・に示すとおり行う。」と記述されています。 ・別紙23-3にある各施設の配置、粒状活性炭吸着池の池数、管路の連絡箇所等が示されていますが、図はあくまでも参考という理解で、配置・池数・連絡箇所は請負人提案でよろしいでしょうか。	前段については、No. 397の回答を参照してください。 後段については、そのとおりです。
396	要求水準書(案)	排水管放流先	42	第3	2	(4)	ウ	(イ)	e	「新設放流管と別紙26 新設放流管布設図【参考】に示す、雨水幹線との接続については、関係機関との協議の上、適切に行うものとする。」と記述されています。 排水の放流先は、別紙26に記されている「坂本雨水幹線」との考えでしょうか。それとも、排水の放流先は請負人提案でよろしいでしょうか。	No. 394の回答を参照してください。
397	要求水準書(案)	連絡工事等	42	第3	2	(4)	ウ	(ア)	c	連絡工事は、別紙23-1、23-2、23-3、24に示すとおり行うとありますが、別紙の図面は【参考】であり、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、排水管の連絡については、No. 184の回答を参照してください。
398	要求水準書(案)	排水管等	42	第3	2	(4)	ウ	(イ)	b	各施設の排水管は、別紙23-1、23-2、23-3、24に示すとおり接続するとありますが、別紙の図面は【参考】であり、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	No. 184の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答	
399	要求水準書(案)	土木構造物設計	42	第3	2	(4)	エ	(ウ)		水道施設耐震工法指針・解説が改訂された場合は、…取り扱いについて水道局と協議するとありますが、改訂により施設、設備の仕様がアップする場合には、設計変更対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 4の回答の後段を参照してください。	
400	要求水準書(案) 令和3年2月	コンクリート構造物 の防水要求性能	42	第3	2	(4)	エ	(ア)	-	-	粒状活性炭吸着池ではモルタル防水の指定がされておりますが、他の構造物(池)での防水の指定がございません。また、コンクリート構造物のうち、池状構造物には内面塗装を行わないものとするに記載されておりますが、防水に関して要求性能をご教示願います。	粒状活性炭吸着池以外の防水は、行わないものとします。
401	要求水準書(案)	新設配管	42	第3	2	(4)	ウ	(ア)	c	(b)	「道路」とは、正門前、排水処理との境にある道路と理解しますが、「横断部」は道路下を意味しており、別紙2で示される工事範囲外と思われます。一方、別紙24では排水処理施設の敷地内で取り合うことが示されておりますが、別紙2との齟齬について、どちらを正とすべきかご教示ください。また、排水処理側との調整により、提案した取合点と大きく異なり、費用の吸収が困難と提案者が判断する場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	前段については、No. 25の回答を参照してください。後段については、No. 4の回答の後段を参照してください。
402	要求水準書(案)	連絡工事の施工条件	42	3	2	(4)	ウ	(ア)	c		道路横断部の設計施工計画、工事費算出のため、施工条件や制約条件、道路埋設物等の情報のご提供をお願いします。	着水井返送水配管の道路横断部については、既設共同溝内に布設します。 資料閲覧No. 43を参照してください。
403	要求水準書(案)	新設放流管管きょ更生 工法のための既設管 情報	42	3	2	(4)	ウ	(イ)	d		新設放流管は、別紙26新設放流管敷設図【参考図】に示す、休止中の24インチ管を管きょ更生工法により、転用できるものとする。とありますが、計画立案数量算定上重要なため、既設管の管情報(管種、管割、路線図等)を、開示願います。	資料閲覧No. 140を参照してください。 なお、当該既設管の資料はこれ以外ないため、お示しすることができません。
404	要求水準書(案)	新設放流管雨水幹線 との接続工事	42	3	2	(4)	ウ	(イ)	e		雨水幹線との接続工事の設計施工計画、工事費算出のため、図面等の情報のご提供をお願いします。また入札までに関係機関への事前確認は可能でしょうか。	前段については、No. 403の回答を参照してください。 後段については、事前確認は可能です。 ただし、契約締結後の設計、施工段階で改めて関係機関との協議をお願いします。契約締結前の確認をもって、事前協議に代えることのないよう、十分に留意してください。
405	要求水準書(案)	新設放流管雨水幹線 との接続工事	42	3	2	(4)	ウ	(イ)	e		既設放流管と別紙26新設放流管敷設図【参考】に示す、雨水幹線との接続については、関係機関との協議の上、適切に行うものとする。とありますが、計画立案、数量算定上重要なため、既設雨水幹線の管情報を開示願います。	No. 404の回答を参照してください。
406	要求水準書(案)	休止中24インチ管の 管栓工	42	3	2	(4)	ウ	(イ)	d		「新設放流管は、別紙26新設放流管敷設図【参考図】に示す、休止中の24インチ管を管きょ更生工法により、転用できるものとする。」とありますが、閲覧資料140_工業用水道坂本町Φ400配水管布設工事の図番2/16及び4/16に管栓工Aと記載があります。管栓されているか否かは新設放流管の施工計画に大きく影響しますので、この管栓工のより詳細な情報と現在の状況の情報をご提示頂けないでしょうか。	No. 404の回答を参照してください。
407	要求水準書(案)	昇降設備の防錆仕様	42	3	2	(4)	エ	(イ)			土木構造物の維持管理上必要となる昇降設備については、長期的に防錆機能を有する材質を用いると記載がありますが、具体的な仕様・材質(塗装、メッキ、SUS、アルミ等)をご提示ください。保守の考えにより、仕様が変わってくると考えています。	日常的な保守を要さないよう、維持管理性にも配慮して、昇降設備の仕様を請負人にて検討してください。
408	要求水準書(案)	水道施設耐震工法指 針の改訂の取り扱い	42	3	2	(4)	エ	(ウ)			「水道施設耐震工法指針・解説の最新版」の最新版とは、第1回質問に対する回答書No. 3のとおり、技術提案時においては、調達公告時点の「最新のもの」という理解で宜しいでしょうか。仮に調達公告から入札までの間に改定があった場合には、入札時の提案積算は改訂前の基準で行い、事業者決定後の詳細設計業務で改定内容の取扱いについて水道局と協議するという考えで宜しいでしょうか。その際、準拠基準改定に伴う費用増額は、全て水道局負担という考えで宜しいでしょうか。	前段については、そのとおりです。 中段については、そのとおりです。 後段については、請負人の負担とします。 なお、No. 596の回答もあわせて参照してください。
409	要求水準書(案)	建築設計 建築	43	第3	2	(4)	オ	(ア)	g		第1の2(9)ア(イ)及びウ(イ)に基づき、見学者等、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分に、木材を利用する。とありますが、(9)が見当たりません。第1の2(8)ア(イ)及びウ(イ)と読み替えることでよろしいでしょうか。	そのとおりです。要求水準書(案)を修正します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
410	要求水準書(案)	I T V設備	43	第3	2	(4)	カ	(7)		「危機管理の観点から可能な限り死角を無くし、施設全域と各施設の運転状況が監視できるものとする」と記載がありますが、ITV設備による監視対象のプラント設備は既設同様(別紙45 既設ITV設備システム構成図)、地下魚類監視及び着水井設備と考えてよろしいでしょうか。	I T V設備による監視対象のプラント設備は、請負人の提案としています。現状の設備を参考に設定してください。
411	要求水準書(案)	I T V設備	43	第3	2	(4)	カ	(7)		「危機管理の観点から可能な限り死角を無くし、施設全域と各施設の運転状況が監視できるものとする」と記載がありますが、既設ITV設備と同等程度の死角が生じる範囲は許容されるという理解で宜しいでしょうか。	新設I T V設備は、既設I T V設備と同等以上とし、可能な限り死角を生じることの無い位置に設置してください。
412	要求水準書(案)	I T V設備	43	第3	2	(4)	カ	(7)		「危機管理の観点から可能な限り死角を無くし、施設全域と各施設の運転状況が監視できるものとする」と記載がありますが、設計上許容されるITV設備の死角範囲の考え方が不明であるため、設計が困難です。構内監視カメラの設置基準をご教示願います。	I T V設備は、建屋内(自動水質監視を除く)除き、事業範囲で示した平面図上において、死角をなくすものとします。
413	要求水準書(案)	木材利用	43	第3	2	(4)	オ	(ア)	g	「第1の2(9)ア(イ)及びウ(ヒ)に基づき」とあるのは、「第1の2(8)ア(イ)及びウ(ヒ)に基づき」の誤植でしょうか。	No. 409の回答を参照してください。
414	要求水準書(案)	建築設計	43	第3	2	(4)	オ	(7)		地下構造物が土木構造物、地上部が建築構造物という理解でよろしいでしょうか。	No. 211の回答を参照してください。
415	要求水準書(案)	建屋の耐候性・防食仕様	43	3	2	(4)	オ	(ア)	c	「全ての建屋の鉄部・鋼製建具等については、塩素等の薬品及び雨水等による耐候性及び防食性に配慮する」ありますが、塩素環境下での具体的な仕様、雨水環境下の具体的な仕様をご提示ください。また、塩素環境下・雨水等の環境下かどうかの判断は、事業者提案の範囲と考えて良いですか。	前段については、塩素や雨水環境下でも耐候性や防食性を有する仕様を請負人にて提案してください。後段については、そのとおりですが、その根拠も含めて提示してください。
416	要求水準書(案)	屋内照明設備の必要照度	43	3	2	(4)	カ	(エ)		「屋内照明設備は、各施設の運転・維持管理に必要な箇所に設置し、必要となる照度を確保する」とありますが、必要な照度については、関係基準類から、事業者提案の範囲として、設定して良いですか。	そのとおりです。
417	要求水準書(案)	付帯設備設計	44	第3	2	(4)	カ	(ク)		第1回質疑回答No269では、「本工事期間中において、小学生等の一般見学者の受け入れは実施しません。ただし、本工事への理解を深めていただくために、施工現場等の見学を実施することがあります」という記載があり、齟齬があるように思われました。どちらを正として考えたらよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第3の2(4)カ(ク)に示す見学者の記載は、工事完了後についてです。なお、No. 423の回答も合わせて参照してください。
418	要求水準書(案)	国登録有形文化財	44	第3	2	(4)	カ	(ク)(ケ)		水道記念館や水道資料館撤去後～本設置まで期間の、見学対応をする場合、着水井、沈でん池、粒状活性炭吸着池、急速ろ過池等が対象であると考えてよろしいでしょうか。 また、駐車スペースの整備場所は、構造物ではないため、14頁(6)永久構造物を配置できない範囲に整備することは可能でしょうか。	前段については、そのとおりです。 後段については、No. 66の回答を参照してください。
419	要求水準書(案)	バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応について	44	第3	2	(4)	カ	(ク)		「見学者の対象施設は、着水井、沈でん池、粒状活性炭吸着池、急速ろ過池等とする。」とありますが、受注後の関係機関協議によってバリアフリーやユニバーサルデザインに対する対応(『横浜市福祉のまちづくり条例』への適合などが想定される)が対象施設ではない既存建物や既存施設にまで遡求した場合は、設計変更及び所要の契約変更(契約金額、契約工期を含む)の対象になると考えて宜しいでしょうか。	本工事対象施設以外の既存建築物や既存施設において改修等が必要となった場合は、原則水道局にて対応します。
420	要求水準書(案)	屋外照明設備	44	第3	2	(4)	カ	(オ)		屋外照明設備について、別紙45で示された本施設(浄水処理施設)内の既設の外灯及び分電盤を本工事にて撤去・新設(更新)する(排水処理施設内の外灯分電1、2及び外灯は本工事に含まない)との理解でよろしいでしょうか。 また、2号配水池分電盤及び外灯は本工事に含まれるでしょうか。	排水処理施設内の外灯分電盤1、2及び外灯は、本工事に含まれません。また、2号配水池の外灯分電盤及び外灯は、本工事に含まれません。 ただし、2号配水池の外灯分電盤までのケーブルは、本工事でも更新します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
421	要求水準書(案) 令和3年2月	発生土の措置	44	第3	2	(4)	カ	(ス)	—	—	「場内の埋戻し」は、本工事のすべての土工(躯体部、配管部)を対象としていますでしょうか。また「工事間の流用」とは「本工事内各施設池工事間での流用」との認識でよろしいでしょうか。本工事の掘削土量と基本計画で計画されている仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。公告時には、残土場外運搬費、処分費、購入土による埋戻し費について、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	前段については、本工事のすべての土工(躯体部、配管部)を対象としています。 中段についての「工事間の流用」の工事間とは、横浜市発注工事の全てを指しています。 なお、建設副産物(建設発生土等)の処分については、本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領(横浜市ホームページ公表)を参照してください。 後段については、そのとおりです。
422	要求水準書(案)	付帯設備設計	44	第3	2	(4)	カ	(ク)			「急速ろ過池等」と記載がありますが、既存管理棟～共同溝～急速ろ過池」をバリアフリーとすることでよろしいでしょうか。	見学の対象施設は、請負人の提案のため、関係機関と協議の上、必要な箇所をバリアフリーとしてください。 なお、No. 418の回答を合わせて参照してください。
423	要求水準書(案)	整備工事中の施設見学	44	3	2	(4)	カ	(ク)			「見学の対象施設は、着水井、沈でん池、粒状活性炭吸着池、急速ろ過池等とする」とありますが、これは整備完了後ということによいのですか。また、整備工事中も見学者を受け入れることを想定していますか。その場合、見学施設と見学ルートの設定は、事業者提案の範囲と考えて良いのですか。	前段については、原則そのとおりです。 後段については、再整備事業への理解向上等を目的として、見学者を受け入れる場合があります。 なお、整備工事期間中の見学施設や見学ルートについては、請負人の提案範囲ではなく、協議にて決定します。
424	要求水準書(案)	整備工事中的の見学者用駐車スペース	44	3	2	(4)	カ	(ケ)			見学者用の大型観光バス4台分の駐車スペースを確保するとありますが、これは整備完了後ということによいのですか。また、整備工事中も見学者を受け入れる場合は、駐車スペースについては、事業者提案の範囲と考えてよいのですか。	前段については、そのとおりです。 後段については、No. 423の回答の後段を参照してください。駐車スペースについても協議にて決定します。
425	要求水準書(案)	埋戻し土の流用	44	3	2	(4)	カ	(ス)			「埋戻し土が不足する場合については、工事間の流用を基本とし、・・・」とありますが、工事間の工事とはどの工事を指しているのでしょうか。	No. 421の回答の中段を参照してください。
426	要求水準書(案)	国登録有形文化財	45	第3	2	(4)	キ	(7)	a, b, c, d		将来的に水道局にて実施予定の水道記念館等の計画に合わせて、水道局が次の点を考慮して最終的な本設位置に移設するため、請負人は、仮置き位置に配慮する。とありますが、a, b, c, dを配慮するのは、最終的な本設位置の際のみと読み取れます。仮置き時に配慮すること(a, b, c, dの中)があれば示してください。	No. 429の回答を参照してください。
427	要求水準書(案)	国登録有形文化財	45	第3	2	(4)	キ	(7)			水道記念館等の計画は、別紙3新設対象施設配置に配置が無いため、今回の工事対象外と考えてよろしいでしょうか。また、浄水場内の見学を考える上で配慮が必要になると考えますが、将来的な水道記念館の計画・構想は、いつ頃具体的にになりますでしょうか。	前段については、そのとおりです。 後段については、水道記念館の将来構想は、現在計画が未定のため、具体的な時期は提示することはできません。
428	要求水準書(案)	国登録有形文化財	45	第3	2	(4)	キ	(7)			「将来的に水道局にて…最終的な本設位置に移設するため、」という記載があります。第1回質疑回答No228では、「復元方法及び復元場所は、請負人の提案によります。」と記載があり、齟齬があるように思われました。本設位置については、請負人の提案の範囲になりますでしょうか。	要求水準書(案)第3の2(4)キ(7)に示す、国登録有形文化財については、将来的に水道局が本設位置に移設しますので、請負人にて水道記念館敷地内に移設し、仮置きを行ってください。 なお、仮置きについては、No. 429の回答を参照してください。 第1回質問に対する回答No. 228は、要求水準書(案)第3の2(4)キ(7)に示す、1号配水池中央通路出入口に対する回答であり、解体後のイメージ復元や部材保存等は請負人の提案によります。
429	要求水準書(案)	国登録有形文化財	45	第3	2	(4)	キ	(7)			仮置き場所及びルートは、110_西谷浄水場内歴史的建造物基礎調査報告書-本編を加味した上で、請負人の提案による範囲と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、最終的に要求水準書(案)第3の2(4)キ(7)のaからdまでに示す条件に基づき、水道局にて国登録有形文化財の配置を行いますので、仮置きした各棟の周辺に一定のスペースを確保するなど、本設位置への移設を行いやすい配置計画を検討してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
430	要求水準書(案)	歴史的建造物移設に関する設計	45	第3	2	(4)	キ			浄水場整備とは別に、設計協議対応先も異なると考えられるため、設計業務としては独立した設計と理解しております。そのため、本設計については、浄水場整備の基本設計及び詳細設計を切り離して、独自の設計業務として、その成果を浄水場の詳細設計に反映しても良いと考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。設計業務の区分は請負人の提案によります。
431	要求水準書(案)	国登録有形文化財	45	第3	2	(4)	キ	(7)		「建屋の耐震補強及び劣化補修を行い、長期の仮置きを考慮し、建屋に基礎を設けるなど適切な対応を行う。」と有りますが、「適切な対応」の詳細内容がありましたらご教示ください。もしくは該当する6棟の現地調査の許可を頂き、事業者提案から変更する場合設計変更の対象とさせて頂けないでしょうか。	設計段階における現地調査の結果を踏まえて、劣化状況に応じた耐震補強及び劣化診断を行ってください。 また、No.18の回答のとおり、現地調査は認めませんので、資料閲覧No.110を参考にしてください。
432	要求水準書(案)	国登録有形文化財	45	第3	2	(4)	キ	(7)		「水道局が次の点を考慮して最終的な本設位置に移設するため、請負人は、仮置き位置に配慮する。a現在の位置関係(建屋の配置や距離感) b建屋が一体的に見えるような景観 c市民への公開性 d建屋を損傷することのないように、十分に配慮した移設を行う」と有りますが、具体的な計画がございましたら本設位置をご教示ください。	現時点で具体的な計画はありません。 なお、No.429の回答も参照してください。
433	要求水準書(案)	その他の歴史的建造物 1号配水池	45	第3	2	(4)	キ	(イ)	a	解体時に記録調査を行い、工事報告書を水道局に提出する。」と有りますが、具体的な調査方法をご教示ください。 また1号配水池解体後の新築工程に係るため可能な限り工程に支障が出ない場所でのサンプリング調査とさせて頂けないでしょうか。	前段及び後段について、調査方法は請負人の提案によりますが、水道局では1号配水池全体の図面作成と写真による記録等を想定しています。
434	要求水準書(案)	その他の歴史的建造物 1号配水池	45	第3	2	(4)	キ	(イ)	a	解体時に記録調査を行い、工事報告書を水道局に提出する。」と有りますが、調査工事報告書の提出を待たず、調査終了後速やかに解体工事に着手させて頂く提案とさせて頂く考えで宜しいでしょうか。	そのとおりです。
435	要求水準書(案)	付帯設備設計	45	第3	2	(4)	カ	(七)		散水に使用する場内給水配管は、どこから分岐することを想定されているでしょうか。また、散水に使用できる流量および場内給水配管の圧力についてご教示ください。	新設洗浄水槽系配管から分岐し、緊急時バックアップのため仏向系配管と連絡する形を想定しています。使用可能水量及び圧力については、新設洗浄水槽水位と、散水栓までの配管経路によって決定するため、請負人の提案となります。
436	要求水準書(案)	歴史的建造物移設に関する設計	45	3	2	(4)	キ			歴史的建造物移設に関する設計については、浄水場整備に直接関係なく、設計協議対応先も全く異なることが想定され、設計業務とは全く独立した設計と考えられます。そのため、当該設計については、浄水場整備の基本設計及び詳細設計と切り離して、独自の設計業務として、その成果を浄水場の詳細設計に反映しても良いでしょうか。	No.430の回答を参照してください。
437	要求水準書(案)	1号配水池の資料	45	3	2	(4)	キ	(イ)	a	1号配水池は解体工事を行います。閲覧資料をみても構造図等の詳細な資料が見つかりません。安全で合理的な解体工事を計画するためにも資料をご提示頂けないでしょうか。	1号配水池については、資料を提示できません。
438	要求水準書(案)	1号配水池解体記録調査の主体	45	3	2	(4)	キ	(イ)	a	1号配水池は、「解体時に記録調査を行い」とありますが、調査は事業者が主体で実施することで良いですか。 もしくは、公的機関(教育委員会等)の調査が必要ですか、後者の場合、その費用と期間を見積もることができません。	1号配水池の解体時記録調査は、請負人が主体で実施してください。公的機関の調査は必要ありません。
439	要求水準書(案)	1号配水池のイメージ復元・部材保存	45	3	2	(4)	キ	(イ)	b	1号配水池中央通路出入口は、「解体後、イメージ復元や部材保存等を行う」とありますが、解体方法は人力・手はつりによるものとし、ある程度の破損は致し方ないという考えで良いですか。また、イメージ保存についても、できるだけ現部材を使う前提とするが、工法・復元方法は、文化財に準じずに、任意として良いですか。	前段について、イメージ復元や部材保存、設置場所等の詳細は請負人の提案によります。 後段について、そのとおりです。
440	要求水準書(案)	施設撤去設計	46	第3	2	(4)	ク	(7)	i	撤去をする硫酸注入設備とは、別紙6整備内容における、①着水井の硫酸注入設備ではなく、③硫酸貯留棟と読み替えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。 要求水準書(案)第3の2(4)ク(7)i既設硫酸注入設備は、既設硫酸貯留棟に修正します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答	
441	要求水準書 (案)	撤去対象構造物について	46	第3	2	(4)	ク	(エ)		撤去対象となる構造物の埋設部分は全て撤去するとされていますが、工事用の土留めや基礎の一部として、構造的な安定性を確認したうえで、既設構造物の側壁・底版の一部を残置することは可能でしょうか。	第1回質問に対する回答No.372のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則全て撤去してください。 ただし、地中構造物を撤去することで周辺の地盤の安定性を損なう場合などは、残置も認められることがあります。その場合については、請負人が十分な検討をし、関係機関と調整の上、水道局と協議をしてください。	
442	要求水準書 (案)	施設撤去設計 詳細な費用	46	第3	2	(4)	ク	(7)		「施設撤去に係る詳細な費用を書面により明確にし」と有りますが、事業者提案時は杭や基礎等不明な部分が発生します。、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	No.4の回答を参照してください。	
443	要求水準書 (案)	施設撤去設計 施設と機器	46	第3	2	(4)	ク	(7)	a~p	撤去対象についてa~pのほか、旧水質計器室、水道技術資料館近傍物置の2カ所も該当しますでしょうか。	要求水準書(案)別紙5既設利用施設に示すとおり、旧水質計器室に隣接した物置については、撤去の対象外です。水道技術資料館に隣接した物置については、令和3年度に水道局にて撤去を予定しているため、要求水準書(案)別紙6整備内容を修正します。	
444	要求水準書 (案)	施設撤去設計 施設と機器 その他	46	第3	2	(4)	ク	(7)	q	撤去対象についてqその他(使用しない施設・配管・設備等)を具体的にご教示ください。 工事期間中に事業者の提案では予測できない変更部分については、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	前段については、使用しなくなった弁室、配管、弁、電線管、ハンドホール、排水ポンプ、作業分電盤、電気ケーブル等です。 後段については、No.4の回答を参照してください。	
445	要求水準書 (案)	既設実験プラント	46	第3	2	(4)	ク	(7)		「管理棟から実験プラントまでの電気ケーブル撤去は本工事で撤去」と有りますが、ケーブルの種類等を具体的にご教示ください。	完成図書には、次のケーブルの記載があります。 ・CV 150sq-1C×3 ・CV 60sq-1C×3 ・CVVS 2sq-2C×3 このほかにも接地線等のケーブルも布設されている可能性があるため、現場調査を行い、撤去を実施してください。	
446	要求水準書 (案)	施設撤去設計 埋設部分	46	第3	2	(4)	ク	(エ)		前述、建屋毎の質疑に 閲覧資料に建屋の地下躯体や杭などの記載がない施設がございます。調査により明らかになった地下構造物や杭については、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	No.4の回答を参照してください。	
447	要求水準書 (案)	施設撤去設計 開口部の措置	46	第3	2	(4)	ク	(オ)		「開口部等は、適切な養生」と有りますが、工事期間中の養生は仮設資材による手摺と考えて宜しいでしょうか。床の覆工が必要な箇所がありましたら、ご教示ください。	設備を撤去した際に開口部等が発生する場合は、転落を防止するため塞ぎ板を設置することや、防火又は構造等の関係法令に従い養生を行ってください。	
448	要求水準書 (案)	施設撤去設計	46	第3	2	(4)	ク	(7)	q	その他(使用しない施設・配管・設備等)として、現時点で想定されている施設・配管・設備について教示願えないでしょうか。	No.444の回答を参照してください。	
449	要求水準書 (案)	施設撤去設計	46	第3	2	(4)	ク	(エ)		埋設部分(地下構造物や既設杭等)は、全て撤去するとありますが、残置することで構造的に有利になると判断する場合等には、残置する提案も認められるでしょうか。	No.441の回答を参照してください。	
450	要求水準書 (案) 令和3年2月	撤去時の引き渡し状態	46	第3	2	(4)	ク	(ア)	-	-	水道記念館、水道技術資料館、既設自家発棟、車庫、北側屋外便所、北側物置、工場、総合倉庫等の撤去建物内の「事務用品、什器、備品」類に関しては、廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により発注者様が排出事業者となります。従って、当該建物撤去前には「事務用品、什器、備品」類は撤去済みの状態であるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
451	要求水準書(案) 令和3年2月	撤去時の残渣物の量	46	第3	2	(4)	ク	(ア)	-	-	撤去時の既設着水井、既設急速ろ過池、1号配水池に残る残渣物、及び既設急速ろ過池のフィルター材の量をご提示願います。又、当該残渣物、及びフィルター材の処理費用は、公告時の予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	前段については、既設着水井、1号配水池の残渣物はないと想定しており、既設急速ろ過池のフィルター材の量は約2,640㎡です。後段については、No.679の回答を参照してください。
452	要求水準書(案) 令和3年2月	撤去ケーブル	46	第3	2	(4)	ク	(ウ)	-	-	管理棟から既設実験プラントまで、撤去をする電気ケーブルの詳細(延長、埋設深さ、ケーブルの仕様、本数など)をご提示願います。	No.445の回答を参照してください。
453	要求水準書(案)	施設撤去設計	46	第3	2	(4)	ク	(7)			水道記念館、水道技術資料館内の資料については、建物撤去の事前に貴市にて移動または廃棄する理解でよろしいでしょうか。また、管理棟B2F薬品貯蔵槽付近にも書類が保管されておりましたが、同様に貴市にて対応する理解でよろしいでしょうか。	原則、そのとおりです。詳細については、要求水準書(案)に追記します。
454	要求水準書(案)	施設撤去設計	46	第3	2	(4)	ク	(エ)			躯体埋設部分について、調査の結果、新設躯体の一部として利用できることが確認された場合(請負人にて調査・評価し、発注者に承諾を得た場合)には、撤去せずに再利用することは認められるでしょうか。	No.441の回答を参照してください。
455	要求水準書(案)	施設撤去設計	46	第3	2	(4)	ク	(イ)			「令和5年度(令和6年3月末)までに撤去し、新設又は一時仮設後に新設とするかは、請負人の提案による。」とありますが、新設とする場合、契約後、実質2年間で設計、施工を行う必要があります。新規建設を行う硫酸設備(建屋含む)のみ先行して詳細設計を行い、承認後、施工を行う事が可能との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
456	要求水準書(案)	施設撤去設計	46	第3	2	(4)	ク	(イ)			「令和5年度(令和6年3月末)までに撤去し、新設又は一時仮設後に新設とするかは、請負人の提案による。」とありますが、一時仮設とする場合、仮設タンク容量、設置場所、機器仕様について事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。No.322の回答も合わせて参照してください。
457	要求水準書(案)	残存薬品類・残存汚泥の処分	46	3	2	(4)	ク	(ア)			施設撤去設計について、既存設備や既存施設を撤去する前の、残存薬品類、および残存された汚泥は、見積数量の算出が困難なことから、発注者で処分される想定で良いですか。	既存設備や既存施設を撤去する前の残存薬品類及び残存された汚泥は本工事で処分してください。
458	要求水準書(案)	急速ろ過施設のろ材の処分	46	3	2	(4)	ク	(ア)	b		施設撤去設計について、急速ろ過施設のろ材は、発注者で処分される想定で良いですか。	急速ろ過施設のろ材は、請負人による処分となります。
459	要求水準書(案)	施設撤去設計	47	第3	2	(4)	ク	(イ)			水道記念館敷地内の屋外展示物(別紙46)及び別紙4撤去及び支障移設対象施設(西谷浄水場内)に占めず記念碑ほかについて、施工の支障になる場合、かつ、請負人にて移設を行う場合、保管場所は、別紙13でセキュリティライン(赤線)で示されている範囲(別紙13で永久構造物を配置できない範囲及び㊸3号配水池付近の赤波線囲み)内に設置することは可能でしょうか。また、協議によっては、西谷浄水場敷地外に設置することも可能でしょうか。	前段については、3号配水池付近やその他関連事業等、運転・維持管理に支障となる場所を除き、設置することを認めます。ただし、工事完了後については、要求水準書(案)別紙46水道記念館屋外展示物に示した展示物については、同別紙に示すとおり対応してください。また、要求水準書(案)別紙4の撤去及び移設対象施設(西谷浄水場)に示した㊸1号配水池北側記念碑ほかについては、既存設置場所の近傍で運転・維持管理に支障がない位置へ移設してください。後段について、西谷浄水場敷地外への設置は、認めません。
460	要求水準書(案)	施設撤去設計	47	第3	2	(4)	ク	(イ)			水道記念館内に保管している展示物は、水道局にて移動及び保管を行うという認識でよろしいでしょうか。また、移動及び保管に伴う費用及び責任は、貴局の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	No.453の回答を参照してください。
461	要求水準書(案)	施設撤去設計 支障となる場合	47	第3	2	(4)	ク	(イ)			「既設施設及び設備が支障となる場合は、代替施設の整備や移設等について検討した上で、水道局と協議」と有りますが、事業者の提案では予測できない変更のため、別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。	既設施設及び設備が支障となる場合において、代替施設の整備や移設等については、本工場の範囲内で施工してください。また、No.4の回答も合わせて参照してください。
462	要求水準書(案)	施設撤去設計 記念館、資料館の養生	47	第3	2	(4)	ク	(イ)	(7)		「d 水道記念館及び e 水道技術資料館については、施工期間中の一時利用の有無を問わず、請負人の責任と負担にて、撤去まで適切な養生」と有りますが、養生の対象目的などご教示ください。	施設が老朽化していることから、水道記念館及び技術資料館の施設を撤去するまでの期間に稼働中の浄水処理施設や近隣の住宅及び道路に部材等が飛散し、影響を及ぼすことがないように配慮を求めるものです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
463	要求水準書(案)	水道記念館敷地内の 屋外展示物 別紙46	47	第3	2	(4)	ク	(#)			別紙46 ⑥ 創設記念噴水保存棟 について、凡例に処分と移設のどちらにも該当しております。どちらが正かご教示ください。	要求水準書(案)別紙46水道記念館屋外展示物の⑥創設記念噴水保存棟については、既存と同程度の仕様にて水道記念館敷地内に移設が正しく、処分は誤りです。 要求水準書(案)別紙46水道記念館屋外展示物を修正します。
464	要求水準書(案) 令和3年2月	水道記念館閉館時期	47	第3	2	(4)	ク	(ク)	-	-	水道記念館を現場事務所として使用開始できる時期は、水道記念館が閉館となる令和4年4月と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
465	要求水準書(案)	施設撤去設計	47	第3	2	(4)	ク	(ク)			水道記念館について、施工期間中の現場事務所などの一時利用を認めるとあるが、無償で貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 建屋竣工後にレイアウト等が一部変更されていることから、追加で資料閲覧します。詳細については、5月公表の横浜市のホームページを参照してください。
466	要求水準書(案)	屋外展示物等の移設先	47	3	2	(4)	ク	(サ)			「記念碑ほかについては、施工の支障となる場合は、請負人の責任と負担にて適切に移設する」との記載があり、【別紙46】「水道記念館屋外展示物には、水道記念館敷地内に移設」、「水道記念館敷地については【別紙13】を参照」との記載があります。しかし、【別紙13】に示す水道記念館敷地は、永久構造物を配置できない範囲と記載されていますので、恒久保存する記念碑ほかは移設が不可とも理解でき、矛盾しているように思います。趣旨をご教示ください。	No.66の回答を参照してください。
467	要求水準書(案)	3号配水池流入管連絡 施工ステップ (案)【参考】	48	第4	1	(2)					別紙25 3号配水池流入管連絡施工ステップ(案)【参考】に関して、既設3号配水池の流入弁室内の配管及び設備状況がわかる図面を提供願います。	資料閲覧No.44を参照してください。
468	要求水準書(案)	排水条件	48	第4	1	(3)					表 排水条件 排水先が排水処理施設となる排水については、排水処理施設で処理した後の水(排水池で沈降分離した後の上澄水等)が別紙44の排水基準を遵守すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、高濁度水を排水することにより、排水処理施設の運転に影響を与えないものとします。
469	要求水準書(案)	施行に関する 要求水準	48	第4	1	(1)					「新設施設は、洗浄、試運転を行った上で新旧施設を切り替え、水道局に引き渡す」とあります。施工終了後から試運転開始までの期間は制限がありますか。(例：活性炭設備施工終了 ⇒ 1年後に試運転・切替・引渡し)	工区内であれば、期間に制限はありません。
470	要求水準書(案)	施工に関する要求水準	49	第4	1	(6)					「再生材は使用不可とする。」とありますが、「再生材料を使用した建築用製品」を使用することは可能と考えて宜しいでしょうか。 建設廃棄物を可能な限り削減し、再生材料を使用しリサイクルを徹底して推進することを、事業者提案に盛り込ませて頂きたい。	そのとおりです。 「再生材は使用不可とする」とは、撤去した材料をそのまま使用することは不可とする。という意味です。
471	要求水準書(案)	住民対応	49	第4	1	(5)					「住民向けの工事説明会資料の作成及び説明会への出席を行う。」とありますが、貴市が行う地元説明や関係自治体への説明等の内容が、要求水準を超過した苦情等に基づくものである場合、係る対応費用は貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)別紙49リスク分担表の住民対応No.9及びNo.10のとおりとします。
472	要求水準書(案)	周辺影響調査等	49	第4	1	(5)					「請負人は、施工に先立ち、周辺影響調査等を十分に行い」と有りますが、周辺影響調査等の内容について具体的に教示ください。	No.84の回答を参照してください。
473	要求水準書(案)	工事説明会	49	第4	1	(5)					「住民向けの工事説明会資料の作成及び説明会への出席を行う。」と有りますが、対象範囲などをご教示ください。	西谷浄水場の近隣住民等を想定しています。
474	要求水準書(案)	近隣協議	49	第4	1	(5)					解体時の解体機械の選定について、各建屋、構築物の解体については、特定建設作業の規制基準に則り油圧ブレイカーの使用を想定いたします。 近隣協議等で 静的破砕(ワイヤーソー等)での解体となった場合、別途設計変更協議と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)第2の4(9)では、周辺環境に配慮して設計及び施工することを条件としています。したがって、調査範囲及び施工方法は請負人の技術提案によることから、工事請負契約約款(設計・施工一括)第19条に規定する条件変更の対象外です。
475	要求水準書(案)	施設北側住居	49	第4	1	(5)					「本施設北側の住居は、工事範囲に近接していることから、プライバシー等に十分配慮」と有りますが、具体的にこれまでの経緯や想定される事象はございましたら、ご教示ください。	要求水準書(案)別紙2本施設の工事範囲に示す工事対象の敷地の北側に、2階建て現場事務所を設置したことで、近隣住民へ不快感を与えてしまった事例があります。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答	
476	要求水準書 (案)	調査等	49	第4	1	(7)					「上記のほか、施工の実施に際して必要とされる調査等を実施」と有りますが、具体的にございましたら、ご教示ください。予測不可能な事象により発生した調査については、別途設計変更協議と考えて宜しいでしょうか。	前段については、No. 94の回答を参照してください。後段については、No. 4の回答の後段を参照してください。
477	要求水準書 (案)	監理技術者又は主任技術者	49	第4	1	(8)					本工事の業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任配置と有りますが、土木、建築など該当する業種の施工の工事が発生する期間について専任と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
478	要求水準書 (案)	住民向け説明会	49	第4	1	(5)					住民向け説明会を実施する際、説明会の開催及び住民への説明は水道局が主体となっていくとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
479	要求水準書 (案)	本施設北側の住居	49	第4	1	(5)					工事範囲に近接している本施設北側の住居について、工事対象敷地のどの範囲かを教示願います。	要求水準書 (案) 別紙2 本施設の工事範囲に示す工事対象の敷地の北側全てになります。
480	要求水準書 (案) 令和3年2月	使用材料	49	第4	1	(6)	-	-	-	-	使用材料については「新品に限る」と記載されていますが、横浜市 (水道局) の基準を満足した材料を使用する際、本設の舗装材料 (アスファルト合材、路盤材) 及び基礎砕石は、再生材を使用することは可能でしょうか。	要求水準書 (案) 別紙7 特記仕様書一覧に示す「建設副産物の処理及び再生材の使用に関する特記仕様書」のとおり、本設の舗装材料 (アスファルト合材、路盤材) 及び基礎砕石は、原則、再生材を使用してください。 なお、その他再生材の使用に当たっては、要求水準書 (案) 第1の2 (8)ウ(ス)横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針及び(セ)横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針も参照してください。
481	要求水準書 (案)	基本事項	49	第4	1	(11)					工事車両の出入口は、正門および水道記念館正門以外への仮設設置は認められないでしょうか。	工事車両等の出入口は、仮設設置を認めます。ただし、仮設も含めて南側バス通りからとします。
482	要求水準書 (案)	各施設の洗浄水	50	第4	2						各施設の洗浄水として使用する原水、沈でん処理水、上水は、無償で提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、各洗浄水 (原水、沈でん処理水、上水) の使用量に制約があれば教示願います。	前段については、そのとおりです。 後段については、要求水準書 (案) 第4の3 (4)イ、第4の3 (6)イを参照してください。その他の水量は、浄水場の運用によることから協議となります。
483	要求水準書 (案)	活性炭投入時の洗浄排水	50	第4	2	(4)	ウ				活性炭投入時の洗浄排水は、特に濁度に注意し、適切に処理し、排水するとありますが、粒状活性炭処理施設を導入した際、活性炭投入時の洗浄排水 (活性炭の初期洗浄排水) については、既存の排水処理施設 (排水池) に受け入れて処理するのが一般的と考えられます。このことから、活性炭の初期洗浄排水は排水処理施設に受け入れていただけないでしょうか。	活性炭投入時の初期洗浄排水を、排水処理施設に排出することは可能ですが、洗浄排水は高濁度が想定されるため、できる限り濁度を低減する提案を期待します。ただし、処理状況により、排出量が制限されることがあります。 なお、ろ過池のろ材投入時においても同様とします。 これ以外の排水については、要求水準書 (案) 別紙44公共用水域への排水基準【参考】に示す基準を遵守してください。
484	要求水準書 (案)	洗浄方針	50	第4	2						各種洗浄に使用する水 (原水・沈殿処理水・上水) は、貴局から無償支給される理解でよろしいでしょうか。	No. 482の回答を参照してください。
485	要求水準書 (案)	各施設の洗浄方針	50	第4	2	(4)	イ				本項で記載されている洗浄とは、試運転期間中の各種洗浄の意味であり、設備稼働後の通常運転中の洗浄 (逆洗や表洗) とは異なる認識でよろしいでしょうか。 また、(4)～(7)の各設備の洗浄水として上水と記載されていますが、急速ろ過設備で処理された水という理解でよろしいでしょうか。	前段については、そのとおりです。 後段については、急速ろ過池で処理した水を指しています。
486	要求水準書 (案)	各施設の洗浄方針	50	第4	2	(4)	イ				洗浄水として上水との記載がありますが、上水での洗浄箇所は粒状活性炭吸着池の処理水部分の初期洗浄を目的としたものであり、活性炭投入時に行う活性炭の洗浄は粒状活性炭吸着池の原水 (沈殿処理水) による洗浄で良いとの理解でよろしいでしょうか。	活性炭投入時に行う活性炭の洗浄は上水とします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
487	要求水準書 (案)	各施設の洗浄方針	50	第4	2	(4)	ウ			施工時の各施設の洗浄方針について、粒状活性炭吸着池の活性炭投入時の洗浄排水の排水先は、排水処理設備の排水池との理解でよろしいでしょうか。	排水先は、要求水準書 (案) 第4の1(3)表 排水条件となります。排水処理施設とする場合は、No. 483の回答を参照してください。
488	要求水準書 (案)	試運転と切り替え条件	52	第4	3					「新旧切替え手順を含む試運転計画書を作成し、水道局が定める期日までに水道局へ提出し」とありますが、時期の目安(試運転開始希望日の○日前等)をご教示願います。	試運転計画書の提出の時期については、試運転開始希望日の30日前(閉庁日を除く)を想定しています。ただし、浄水場の運転に影響を及ぼす可能性があるため、提出日に関わらず、早い段階から事前の協議をお願いします。
489	要求水準書 (案)	試運転で使用する水	52	第4	3					各施設及び薬品注入設備の試運転で使用する原水、沈でん処理水、ろ過水、上水は、無償で提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、各試運転用水(原水、沈でん処理水、ろ過水、上水)の使用量に制約があれば教示願います。	前段については、そのとおりです。後段については、要求水準書 (案) 第4の3(4)イ供給水、第4の3(6)イ供給水を参照してください。その他の水量は、浄水場の運用によることから協議となります。
490	要求水準書 (案)	粒状活性炭吸着池 試運転内容	53	第4	3	(4)	ア			表 試運転内容等(参考)に記載されている事項は(参考)とありますが、書かれている項目はすべて要求事項との理解でよろしいでしょうか。	水道局が試運転として想定している項目を記載しています。詳細については、この項目を基本とし、請負人との協議により決定します。
491	要求水準書 (案)	活性炭投入及び洗浄 時の洗浄排水	53	第4	3	(4)	ア			表 試運転内容等(参考) 活性炭投入及び洗浄時の洗浄排水(初期洗浄排水)は濁水処理後、排水するとありますが、粒状活性炭処理施設を導入した際、活性炭投入時の初期洗浄排水については、既存の排水処理施設(排水池)に受け入れて処理するのが一般的と考えられます。このことから、活性炭の初期洗浄排水は排水処理施設に受け入れていただけないでしょうか。	No. 483の回答を参照してください。洗浄排水の濁水処理は、排水処理施設に排出しない場合を想定しています。要求水準書(案)を修正します。
492	要求水準書 (案)	粒状活性炭吸着池の 切替作業	53	第4	3	(4)	ア			表 試運転内容等(参考) 1系毎の切替作業とありますが、p54のイ供給水において、試運転の供給水量が最大約100,000m3/日となっています。1系毎に試運転をするには供給水量が不足するため、1群毎に切替えて試運転を行うことになると思いますが、このような理解でよろしいでしょうか。	1系毎の切替作業とは、水道法第13条の規定に基づく、給水開始前の水質検査に合格した後、運用に入る切替を指しています。ご指摘のとおり、供給水量から、1系毎の運転確認は運用しながら行うことを想定しています。したがって、切替前に1群毎の試運転が必要となります。
493	要求水準書 (案)	粒状活性炭吸着池の 切替作業	53	第4	3	(4)	ア			表 試運転内容等(参考) 粒状活性炭吸着池の切替作業として具体的にどのような確認内容を想定されているか、教示願えないでしょうか。	No. 492の回答を参照してください。
494	要求水準書 (案)	試運転内容 (案)	53	第4	3	(4)	ア	表		活性炭投入時の洗浄排水は濁水処理後に排水するとありますが、濁水処理を行うためには洗浄排水を一旦受け入れる水槽が必要となります。粒状活性炭吸着池は水位高低上、地下構造物となり活性炭投入時の洗浄のための仮設水槽の設置は現実的ではありません。排水処理設備の排水池を1池使用することは可能でしょうか。 公平性の点より、排水処理設備の事業者以外においても使用できるようにしていただけないでしょうか。	No. 483の回答を参照してください。
495	要求水準書 (案)	粒状活性炭層の施工	54	第4	3	(4)	ウ	(7)		粒状活性炭は、「水道施設の技術的基準を定める省令」に定められた基準に適合とありますが、省令の第1条第17号ハに適合することとの理解でよろしいでしょうか。	粒状活性炭の「水道施設の技術的基準を定める省令」に定められた基準に適合とあるのは、省令第5条第6項に適合することとしています。
496	要求水準書 (案)	粒状活性炭層の施工	54	第4	3	(4)	ウ	(7)		粒状活性炭の敷き均しで行う水締めとは、どのようなことでしょうか。	活性炭投入後、層の安定を図るため湿潤させ、投入量を確認、検収します。
497	要求水準書 (案)	粒状活性炭吸着池の 試運転排水	54	第4	3	(4)	エ			粒状活性炭吸着池の試運転排水は、排水処理施設に受け入れていただけるでしょうか(受け入れ可能な排水量の範囲内において)。	排水先は、要求水準書(案)第4の1(3)表 排水条件となります。排水処理施設とする場合は、No. 483の回答を参照してください。
498	要求水準書 (案)	試運転内容	54	第4	3	(4)	エ			排水先である排水池は、16m×16m×4.5m=1152m3/池であり、p18で示される合計排水量以下となっています。したがって、活性炭と急速ろ過池を同時に洗浄することはできない理解でよろしいでしょうか。その考え方で試運転計画を立案すればよろしいでしょうか。	試運転排水の排水処理施設への受け入れ水量は、要求水準書(案)第3の2(2)ア(イ)表 水質悪化時の洗浄条件(水量及び時間間隔)(最大値)となります。ただし、処理状況により排出量が制限される場合があります。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
499	要求水準書(案)	粒状活性炭層の施工	54	第4	3	(4)	ウ	(エ)		微粉炭の流出による濁度上昇がみられない、と記載がありますが、洗浄直後など、完全に微粉炭に起因する濁度上昇をなくすことは困難なものと思われます。濁度上昇へ対応できる機能を具備させることでよろしいでしょうか。	この濁度上昇は、通水(運転)状態で微粉炭の流出による濁度上昇がないことを指しています。通常の洗浄後の濁度上昇ではありません。洗浄直後の濁度上昇への対応は、要求水準書(案)第3の2(4)ア(エ)1を参照してください。
500	要求水準書(案)	急速ろ過池 試運転内容	55	第4	3	(6)	ア			表 試運転内容等(参考)に記載されている事項は(参考)とありますが、書かれている項目はすべて要求事項との理解でよろしいでしょうか。	水道局が試運転として想定している項目を記載しています。詳細については、この項目を基本とし、請負人との協議により決定します。
501	要求水準書(案)	ろ層	55	第4	3	(6)	ウ	(7)		「日本水道協会のJWWA規格 水道用ろ過砂試験方法に準拠した試験を立会いのもとに行うものとする」とありますが、試験はろ過砂製造メーカーで実施するとの理解でよろしいでしょうか。	JWWA規格、水道用ろ過砂試験方法に準拠した試験を行い、規格に適合することを証明する成績表を提出するものとします。要求水準書(案)を修正します。
502	要求水準書(案)	ろ層	55	第4	3	(6)	ウ	(7)		「日本水道協会のJWWA規格 水道用アンスラサイト試験方法に準拠した試験を立会いのもとに行うものとする」とありますが、試験はアンスラサイト製造メーカーで実施するとの理解でよろしいでしょうか。	JWWA規格、水道用アンスラサイト試験方法に準拠した試験を行い、規格に適合することを証明する成績表を提出するものとします。要求水準書(案)を修正します。
503	要求水準書(案)	ろ層の検収	55	第4	3	(6)	ア			表 試運転内容等(参考) 各池にろ材投入後浸漬し各層の検収(投入量、ろ層高)とありますが、検収はろ材を投入し、初期洗浄を行った後に行うとの理解でよろしいでしょうか。	各層を構成するろ材を投入し、各層毎に検収します。その後、ろ過池の洗浄を行うことを想定しています。
504	要求水準書(案)	ろ材の初期洗浄排水	55	第4	3	(6)	ア			表 試運転内容等(参考) 1池毎の洗浄排水(初期洗浄排水)は濁水処理後、排水するとありますが、ろ材投入時の初期洗浄排水については、既存の排水処理施設(排水池)に受け入れて処理するのが一般的と考えられます。このことから、ろ材の初期洗浄排水は排水処理施設に受け入れていただけないでしょうか。	No. 483の回答を参照してください。
505	要求水準書(案)	急速ろ過池の切替作業	55	第4	3	(6)	ア			表 試運転内容等(参考) 1系毎の切替作業とありますが、イ供給水において、試運転の供給水量が最大約100,000m ³ /日となっています。1系毎に試運転をするには供給水量が不足するため、1群毎に切替えて試運転を行うことになると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	1系毎の切替作業とは、水道法第13条の規定に基づく、給水開始前の水質検査に合格した後、運用に入る切替を指しています。ご指摘のとおり、供給水量から、1系毎の運転確認は運用しながら行うことを想定しています。したがって、切替前に1群毎の試運転が必要となります。
506	要求水準書(案)	急速ろ過池の切替作業	55	第4	3	(6)	ア			表 試運転内容等(参考) 急速ろ過池の切替作業として具体的にどのような確認内容を想定されているか、教示願えないでしょうか。	No. 505の回答を参照してください。
507	要求水準書(案)	供給水	55	第4	3	(6)	イ			供給水量が提示されていますが、水質が確認されるまでは2号および3号配水池に流入させることはできず、ろ過水は排水することが予想されます。その場合、排水処理側の能力を考慮すると100,000m ³ /日での排水は不可能と予想されます。試運転は1池ずつ各種の確認を行い、全ろ過池を使用しての総合試運転は、3号配水池への切替後としてよろしいでしょうか。	前段については、2号及び3号配水池への流入は片槽の運用を停止し、槽を空にして試運転水を受け入れた後、雨水幹線等に排水することを想定しています。したがって、排水基準を遵守する必要があります。後段については、ご指摘のとおり、1系毎の運転確認は運用しながら行うことを想定しています。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
508	要求水準書 (案)	試運転と切替え(新旧)条件 急速ろ過池	55	第4	3	(6)	ウ	(イ)		「ろ過砂及びろ過砂利の、洗浄排水濁度は、30 度以下とする。」とありますが、ろ過砂及びろ過砂利の洗浄排水濁度を30度以下まで落とし、既設排水施設へ排出するとの理解で宜しいでしょうか。又、その際の排水量についての制限はありますでしょうか。	前段については、No. 483の回答を参照してください。 後段については、試運転排水の排水処理施設への受け入れ水量は、要求水準書(案)第3の2(2)ア(イ)表 水質悪化時の洗浄条件(水量及び時間間隔)(最大値)を参照してください。ただし、処理状況により、排出量が制限されることがあります。 前段の項目については、要求水準書(案)を修正します。
509	要求水準書 (案)	試運転と切替え(新旧)条件 急速ろ過池	55	第4	3	(6)	ウ	(オ)		「敷き均し・逆洗浄後のろ過砂及びアンスラサイトは表層から1cmの厚みで削り取りとる。」とありますが、ろ過砂、アンスラサイトそれぞれ分けて洗浄を行い、それぞれを削り取る必要があるとの理解ででしょうか。	アンスラサイトは誤記載です。削り取りはろ過砂のみとなります。 要求水準書(案)を修正します。
510	要求水準書 (案)	ろ層の施工	56	第4	3	(6)	ウ	(エ)		ろ材の敷き均しで行う水締めとは、どのようなことでしょうか。	ろ材投入後、層の安定を図るため湿潤させ、投入量を確認、検収します。
511	要求水準書 (案)	急速ろ過池の試運転 排水	56	第4	3	(6)	エ			急速ろ過池の試運転排水は、排水処理施設に受け入れていただけるでしょうか(受け入れ可能な排水量の範囲内において)。	排水先は、要求水準書(案)第4の1(3)表 排水条件となります。排水処理施設とする場合は、No. 483の回答を参照してください。
512	要求水準書 (案)	ポンプ井の試運転用 水	56	第4	3	(7)	イ			ポンプ井の試運転用水は、急速ろ過池の供給水(沈でん処理水)ではなく、急速ろ過池の処理水(ろ過水)ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、ポンプ井の試運転用水は、急速ろ過池のろ過水を使用すると想定しています。 要求水準書(案)を修正します。
513	要求水準書 (案)	試運転の薬品	56	第4	3	(8)	イ			試運転で使用する薬品は、水道局より無償で支給していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
514	要求水準書 (案)	ろ層の施工	56	第4	3	(6)	ウ	(オ)		ろ過砂およびアンスラサイトの表層1cmを削り取るとありますが、通常、アンスラサイトはいわゆるヌカ砂が発生しないため、掻き取りは不要と考えますが、よろしいでしょうか。	No. 509の回答を参照してください。
515	要求水準書 (案)	試運転と切替え(新旧)条件 新旧システムの切り 替えについて	57	第4	3	(9)	ウ	(ア)		「本施設の安定稼働を確保するため、システムの新旧切替時に、新設監視制御設備と既設監視制御設備での並列監視を行うものとする。」とありますが、この並列監視とは、既設監視設備の帳票データを欠損させず新監視の機能確認を行うという理解で宜しいでしょうか?	監視制御設備の新旧切替は、新設の機能確認完了後に既設の撤去を行うことを想定しており、帳票データは欠損しません。
516	要求水準書 (案)	新旧システムの切替につ いて	57	第4	3	(9)	ウ	(ウ)		本施設は常に稼働しており、停止させることが出来ない為、水運用に影響を与えることのないよう、既設メーカーにて計画書作成、及び、既設メーカー立会のもと切替を実施するとありますが、公平性を確保する為には、その費用は横浜市水道局様にて負担と考えて宜しいでしょうか。	既設メーカーの施工や試験、立会い、打合せ等が必要となる場合は、別途水道局発注工事を発注し、対応します。しかし、予算確保や発注・契約手続き等に時間を要することから、既設メーカーの施工や試験、立会い等が必要となる年度から2年度前の6月までに水道局へ情報提供してください。ただし、令和5年度以前に、必要となる場合は、別途協議とします。
517	要求水準書 (案)	機械、電気設備の試 験及び試運転	57	第4	3	(9)	ウ	(ウ)		公平性確保の観点から、既設製作メーカーとの打合せ、技術者立会いに係る費用は、水道局様にて負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 516の回答を参照してください。
518	要求水準書 (案)	作業時間外における 監視条件	57	第4	3	(9)	ウ	(イ)		「作業時間外は、既設監視制御設備による監視制御を行うものとする」とありますが、既設監視制御設備におけるデータ(計測値、運転故障信号、トレンド、帳票等)を欠損させずに、既設監視制御機能を継続させるという理解でよろしいでしょうか。	No. 515の回答を参照してください。
519	要求水準書 (案)	新旧システムの切替 について	57	第4	3	(9)	ウ	(ウ)		新旧システムの切替について、既設製作メーカーの技術者立会いのもと切替を実施することとなっています。既設メーカーに依存せざるを得ない事項となっており、このままでは公平性が保たれません。既設メーカー技術者立会いを別途工事としていただければ対応可能ですので、横浜市殿より別途工事として既設メーカーへご発注いただけないでしょうか。	No. 516の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
520	要求水準書(案)	新旧システムの切替	57	4	3	(9)	ウ	(イ)		「作業時間外は、既設監視制御設備による監視制御を行うものとする」と記載がありますが、切替期間中は、新監視の機能確認が終わるまでは、旧監視における監視制御機能は継続させるものと理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
521	要求水準書(案)	監視制御設備	58	第3	4	(1)				「本工事で行う監視制御設備は、令和8年度までに新設する」とありますが、監視制御設備の更新は、令和8年度末(令和9年3月31日)までに更新完了すればよいという理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
522	要求水準書(案)		58	第4	3	(9)	ウ	(ウ)		場外施設の配水池やポンプ場計装設備との実機対向試験時、場外施設の既設製作メーカーの立会のもと試験を行う必要がありますか。No.1の質問でも記入させて頂きましたとおり、公平性を確保する為には、その費用は横浜市水道局様にて負担と考えて宜しいでしょうか。	No. 516の回答を参照してください。
523	要求水準書(案)	機械、電気設備の試験及び試運転	58	第4	3	(9)	エ	(ウ)		公平性確保の観点から、既設製作メーカーとの組合せ、実機対向試験に係る費用は水道局様にて負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 516の回答を参照してください。
524	要求水準書(案)	教育訓練	59	第4	7					「部分引き渡し対象施設について、個別の運転管理マニュアル及び操作マニュアルを作成するとともに、水道職員に対し習熟に必要な教育訓練を行わなければならない」とありますが、具体的な対象人数及び教育期間(合計時間)をご教示ください。	浄水場に在籍する約80名程度の職員への教育訓練を想定しております。教育期間については、各施設の規模や訓練内容により必要とする期間は異なりますが、浄水場管理室オペレータが交替制であることから、1施設につき最低3回は実施することになります。これらのことを考慮した上で提案してください。
525	要求水準書(案)	部分引渡し	59	第4	5					設計及び施工の成果物は、工事請負契約等に基づき、完成した施設毎に引き渡すものとする。とありますが、この引き渡し日から瑕疵担保等が発生すると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
526	要求水準書(案)	部分引渡し	59	第4	5					「設計及び施工の成果物は、工事請負契約等に基づき、完成した施設毎に引き渡すものとする。請負人は、指定部分が完成後、速やかに水道局へ報告し、指定部分に係る工事の完成を確認するための検査等を受けなければならない。」と記述されています。 ・建築物については、建築基準法第18条第24項に規定する仮使用認定を受け、約款に定める検査のほか、試運転及び水道法第13条の規定に基づく、給水開始前の水質検査及び施設検査に合格したものであれば、耐震性能や機能面に支障はない状態で成立させることを前提に、急速ろ過池4群のうち3群までの完成検査を受け、引き渡すことは可能でしょうか。	部分引渡しは、要求水準書(案)別紙47指定部分の対象施設のとおり、対象施設ごとに実施します。そのため、4群のうち3群までといった単位で引渡しを受けることはできません。
527	要求水準書(案)	部分引渡し	59	第4	5					「設計及び施工の成果物は、工事請負契約等に基づき、完成した施設毎に引き渡すものとする。請負人は、指定部分が完成後、速やかに水道局へ報告し、指定部分に係る工事の完成を確認するための検査等を受けなければならない。」と記述されています。 ・建築物については、建築基準法第18条第24項に規定する仮使用認定を受け、約款に定める検査のほか、試運転及び水道法第13条の規定に基づく、給水開始前の水質検査及び施設検査に合格したものであれば、耐震性能や機能面に支障はない状態で成立させることを前提に、粒状活性炭吸着池4群のうち3群までの完成検査を受け、引き渡すことは可能でしょうか。	No. 526の回答を参照してください。
528	要求水準書(案)	部分引渡し	59	第4	5					「設計及び施工の成果物は、工事請負契約等に基づき、完成した施設毎に引き渡すものとする。請負人は、指定部分が完成後、速やかに水道局へ報告し、指定部分に係る工事の完成を確認するための検査等を受けなければならない。」と記述されています。 ・建築物については、建築基準法第18条第24項に規定する仮使用認定を受け、約款に定める検査のほか、試運転及び水道法第13条の規定に基づく、給水開始前の水質検査及び施設検査に合格したものであれば、耐震性能や機能面に支障はない状態で成立させることを前提に、ポンプ井4池のうち3池までの完成検査を受け、引き渡すことは可能でしょうか。	No. 526の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
529	要求水準書(案)	工事期間中の施設使用	59	第4	8	(2)					次の施設は、請負人にて工事中の使用を認める。「水道記念館および北側・南側屋外便所」についての電力、水道などは個別にメーター等が必要でしょうか	水道記念館の受電は、西谷浄水場とは別に電力会社から高圧受電していましたが、令和4年度より受電停止する予定であり、電気が必要となる場合は、請負人の負担で引込みをしてください。また、水道記念館の水道については、水道記念館単独で引込みをしているため、有償となりますが、使用可能です。北側・南側屋外便所は、職員も使用することから、電力及び水道についても使用料を無償とするため、メーターは不要です。
530	要求水準書(案)	施工期間中の対応	59	第4	8	(1)					施工に必要となる、と記載がありますが、試運転に要する水道は貴局からの無償支給と考えてよろしいでしょうか。	試運転に用いる供給水は、水道局が無償支給します。
531	要求水準書(案)	作業時間	60	第4	8	(4)					「原則、平日8時30分から17時15分まで」と有りますが、打合せ、書類作成、作業後の清掃等を考え、作業員の入場は7時00分から 作業員の退場は19時00分迄可能とさせて頂けないでしょうか。	原則、平日8時30分から17時15分までとします。なお、時間外の作業を要する正当な理由が発生した場合には、協議します。
532	要求水準書(案)	作業時間	60	第4	8	(4)					水道局様の運営や近隣や周辺道路、自然災害対応等を考慮し、時間外での作業が必要となった場合に水道局様と協議とさせて頂けないでしょうか。(バルブ作業を夜間作業とする等) そのほかダンプやトラックの入場待機等個別協議させて頂けないでしょうか。	No. 531の回答を参照してください。
533	要求水準書(案)	関係者以外の立入禁止措置	60	第4	8	(8)					「用地内に関係者以外が容易に立ち入らないよう必要な措置を講ずる。」と有りますが、13ページのフェンス防護対策と同様に考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
534	要求水準書(案)	駐車スペース	60	第4	8	(9)					駐車スペースは分割して台数を満たすことでも宜しいでしょうか	そのとおりです。
535	要求水準書(案)	作業時間	60	第4	8	(4)					「原則、平日8時30分から17時15分まで」と有りますが、配管切り回しやバルブ操作などは送水量が少なくなる夜間に行うのが適正と考えます。このような場合、水道局様と協議のうえ、夜間作業を認めただけるとの認識でよろしいでしょうか。	夜間作業については、近隣への影響や事前説明等も必要と想定されることから、作業要領書等を確認した上で協議します。
536	要求水準書(案)	建築工事監理者	61	5	1						建築工事監理者はコンソーシアムの構成会社に所属している者に限定されますか。それとも資格要件を満たせば、協力会社の者でも可能でしょうか。	建築工事監理者については、コンソーシアム構成会社に限定せず、資格要件を満たせば協力会社とすることも可能です。
537	要求水準書(案)	別紙2 工事範囲									相模湖系導水路工事の搬出入ルート等で想定している動線や車両の頻度等ご教示ください。	昼間の搬出入ルートは、原則、正門から着水井北側の場内道路を経由したルートを想定しています。ただし、本工事により当該ルートの通行が不可の場合は、別のルートを通行するよう協議します。車両の頻度は、現時点でお示しすることはできません。
538	要求水準書(案)	新設対象施設配置	別紙3								別紙3 新設対象施設配置【参考】を見ますと、本事業にて築造する施設は浄水場内に分散されて配置されていますが、施設の目的、構造物の形状、施工性、維持管理性、等を考慮し、施設のいくつかを同一の躯体にて建設することは問題ないでしょうか。	No. 1の回答を参照してください。
539	要求水準書(案) 令和3年2月	支障移設対象施設	別紙4	-	-	-	-	-	-	-	支障移設対象施設において、㊸記念碑とありますが、別紙46に記載されている水道記念館屋外展示物の、どれに該当するかご提示願います。	要求水準書(案)別紙4撤去及び支障移設対象施設(西谷浄水場内)に示す記念碑は、要求水準書(案)別紙46水道記念館屋外展示物の㊸100周年記念タイムカプセルに該当します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
540	要求水準書 (案)	薬品注入配管撤去	別紙4, 6							別紙6 ⑱、㉑、㉒、㉓の既設薬品注入設備に関連し、既設薬注設備の屋外配管及び配管用U字トラフ、蓋などの付属品が撤去に含まれるかご教示ください。	既設薬注設備の屋外配管及び配管用U字トラフ、蓋などの付属品は撤去に含まれます。
541	要求水準書 (案)	撤去対象施設	別紙6, 4							別紙6 2/4ページにある㉑沈でん池_中次亜注入機室と4/4ページにある㉒その他_中次亜注入機室は、同一のものでしょうか。 また、別紙4にある、撤去及び支障移設対象施設（西谷浄水場内）図示の㉒中次亜注入設備が、該当するものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、そのとおりです。要求水準書(案)別紙6整備内容を修正します。 後段についても、そのとおりです。
542	別紙6 整備内容	沈でん池電気設備	2/4	㉑						沈でん池機械設備では撤去更新対象からフロキュレータ、汚泥掻寄機を除くことになっていますが、当該機器を制御する電気設備（配電盤、継電器盤、等）は更新対象であるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 本工事内で撤去、新設をしてください。
543	要求水準書 (案)	別紙6 整備内容	4/4	㉒						㉒その他 ボンベ庫 残塩計・配管 新設、撤去、 と有りますが、詳細をご教示ください。	No. 2の後段の回答を参照してください。
544	要求水準書 (案)	別紙6 整備内容	4/4	㉒						㉒その他 工場～北側物置 各施設 旧水質計器室、 南側屋外便所 は名称に含まれませんでしょうか。	要求水準書(案)別紙6整備内容で旧水質計器室は①着水井に、南側屋外便所は㉒工作場に記載しています。
545	要求水準書 (案)	別紙6 整備内容	4/4	㉒						㉒その他 構内整備 改良 と有りますが、詳細をご教示ください。	構内道路の改良については、施設の配置に合わせた道路整備のほか、施工による既設道路の損傷修復等を想定しています。 給水管、排水管の改良については、施設の配置に合わせた配管の整備のほか、既設管路との接続等を想定しています。 電線路の改良については、既設の配置に合わせた管路の整備のほか、既設管路との接続等を想定しています。
546	要求水準書 (案)	整備内容	別紙6	⑰						対象施設「⑰受配電室（管理棟B1F）」の名称「電気設備」の整備内容が撤去「○」のみ記載がありますが、更新後の管理棟の電源は、新設受電所から低圧送電で給電する考えで宜しいでしょうか。または、新設受電所から高圧送電し、「⑰受配電室（管理棟B1F）」内に降圧変圧器を設置する考えでしょうか。	更新後の管理棟の電源は、請負人の提案とします。 ただし、提案の際は、管理棟地下に電気設備を配置した場合の浸水等の影響を考慮してください。
547	要求水準書 (案)	整備内容	別紙6	⑰						対象施設「⑰受配電室（管理棟B1F）」の名称「電気設備」の整備内容が撤去「○」のみと記載がありますが、更新後の管理棟内設備用の電源分電盤は、本工事の新設（更新）対象でしょうか。	更新後の管理棟内設備用の電源分電盤は、本工事の新設（更新）対象となります。
548	要求水準書 (案)	沈でん池	別紙6	2/4						㉑沈でん池の機械設備において「採水ポンプ、配管等」とありますが、これは別紙21の図にて、沈でん池の集水渠出口にある水質項目測定用のサンプリング用ポンプ及びその配管で、それ以外の排泥管等の更新は一切含まない、という理解でよろしいでしょうか。	沈でん池に設置する、水質項目測定用のサンプリング用ポンプ及びその配管を指しています。排泥管等の更新は含みません。
549	要求水準書 (案)	屋根付き車庫の新設	別紙6							別紙6 4/4ページにある㉒その他の中に、屋根付き車庫の新設があります。駐車予定の自動車の種類（大型車や特殊車両の有無等）、利用者別台数について、ご教示ください。	No. 2の回答の前段を参照してください。
550	要求水準書 (案)	既設設備の耐用年数	別紙12							表記載の「耐用年数到達年度」は参考として扱い、本事業期間中の更新時期を検討する上で、到達年度内の更新を要求するものではない、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
551	要求水準書(案)	永久構造物を設置できない範囲の利用計画	別紙13								図で示された永久構造物を配置できない範囲について、将来的な利用計画はありますでしょうか。浄水場整備計画にも反映したいと思いますので、ご提示ください。	現時点で提示できる利用計画はありません。
552	要求水準書(案)	既設管の位置	別紙14								「別紙14 浄水処理施設既設配管図【参考】」に記載されている、No.1放流口付近から洗浄水槽北部の排水トンネルへ接続する排水管の縦断線形(管心高)をご提示ください。	No.1放流口付近から洗浄水槽北部の排水トンネルへ接続する排水管の縦断線形(管心高)について、提供できる資料はありません。
553	要求水準書(案)	既設管の位置	別紙14								「別紙14 浄水処理施設既設配管図【参考】」に記載されている、1号配水池東側の接続管4本の縦断線形(管心高)をご提示ください。	資料閲覧を実施します。 詳細については、横浜市のホームページを参照してください。
554	要求水準書(案)	既設管の位置	別紙14								「別紙14 浄水処理施設既設配管図【参考】」に記載されている、西谷1号配水池流出管φ1800mmの円形発進立坑内から既存西谷幹線φ2000mmとの連絡部までの縦断線形(管心高)をご提示ください。 ちなみに、上記の円形発進立坑から東側のφ1800mm西谷幹線については、第3回閲覧資料「147_西谷1号配水池流出管φ1800mm・φ1350mm新設管製作及び現場接合工事(その1)」で確認しています。	西谷1号配水池流出管φ1800mmの円形発進立坑内から既存西谷幹線φ2000mmとの連絡部までの縦断線形(管心高)は、資料閲覧No.45を参照してください。
555	要求水準書(案) 令和3年2月	管理棟からの排水経路	別紙16	-	-	-	-	-	-	-	管理棟からの排水経路は南北に延びる赤線の範囲だけと考えてよろしいでしょうか。または、敷地外周部に記載されている赤線も、排水経路となるのでしょうか。	前段については、そのとおりです。 後段については、当該調査を行った範囲を示したものです。
556	要求水準書(案) 令和3年2月	地歴調査報告書	別紙16	-	-	-	-	-	-	-	地歴調査報告書【参考】には汚染のおそれの区分と範囲が明記されておりますが、おそれのない土地(浄水設備にかかる範囲、緑地、体育館、官舎、公園)は調査不要の土地と考えてよろしいでしょうか。又、当該土地の調査費用が含まれていない場合、公告時の予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	前段については、No.98の回答を参照してください。 後段については、No.679の回答を参照してください。
557	要求水準書(案)	水質計器	別紙21								水質計器への送水用としてサンプリングポンプを使用する場合、常用1台に加えて予備としてもう1台必要でしょうか。	水質計器送水用のサンプリングポンプについては常用1台を想定しています。
558	要求水準書(案)	既設管の位置	別紙23-1								「別紙23-1 主要配管管路図(現況)【参考】」に記載されている、返送池より着水井への返送配水管の縦断線形(管心高)をご提示ください。	資料閲覧を実施します。 詳細については、横浜市のホームページを参照してください。
559	要求水準書(案)	既設管の位置	別紙23-1								「別紙23-1 主要配管管路図(現況)【参考】」に記載されている、着水井方面からNo.1放流口へ接続する「既設排水管φ1000」の縦断線形(管心高)をご提示ください。	「既設排水管φ1000」の縦断線形(管心高)については、提供できる資料はありません。
560	要求水準書(案)	不断水連絡	別紙23-2								「別紙23-2 主要配管管路図(南側沈でん池着手前)【参考】」では、沈でん池南側で、既設ろ過池流入管に対し、仮設配管を不断水連絡により接続することが記されています。 一方、「別紙23-3 主要配管管路図(再整備後)【参考】」では、沈でん池南側の1系集水渠から出るE1(1系急速ろ過池流入管)は共同溝へと配管されています。 別紙23-2にある既設ろ過池流入管を別紙23-3のE1(1系急速ろ過池流入管)に切替える際、断水はできないと思われませんが、不断水連絡の表記はありません。 既設ろ過池流入管をE1経路に切替える方法をご教示ください。	沈でん池南側の1系集水渠から出るE1(1系急速ろ過池流入管)の切替えは、新設急速ろ過池が稼働した後、沈でん池南側を断水し、接続することを想定しています。
561	要求水準書(案)	薬品注入方式	別紙28								都岡幹線補給次亜の注入方式が「ポンプ加圧注入方式(インジェクター方式)」と記載ありますが、小出し槽からエジェクターへポンプで送液し、エジェクターで希釈して都岡幹線へ注入する、という解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)別紙28薬品注入設備フロー図【参考】は、参考として記載しています。 要求水準書(案)第3の2(4)ア(イ)fを参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
562	要求水準書 (案)	薬品注入	別紙28								都岡幹線補給次垂の注入量（最大値、平均値）をご教示ください。	都岡幹線補給次垂の注入量について、最大値は74.1 L/日、平均値は33.9 L/日です。
563	要求水準書 (案)	薬品注入	別紙28								3号配水池流出側次垂小出槽まで次垂を移送するように記載されていますが、小出槽の容量及び注入量（最大値、平均値）をご教示ください。	小出槽の容量は1,000 Lが2槽です。次垂注入量の最大値は150.9 L/日、平均値は40.5 L/日です。
564	要求水準書 (案)	既設薬品注入率	別紙29								別紙29では、2014年以降の約6年の水質及び薬品注入率の表を開示していますが、より長期の期間でこの6年間の薬注率を大幅に超える実績があれば設計に組み入れる必要があるため、これより以前のデータについて開示をお願いします。	2014年以前は道志川系統を取水しているため、現在の、浄水場における処理状況と異なることから、2014年以降のデータを参考としてください。
565	別紙31 監視制御設備システム構成図（新設）【参考】	監視制御設備システム構成図									監視制御設備システム構成図（新設）【参考】では、左下部分で既設施設であるろ過池コントローラ、配水池・ポンプ・緊急遮断弁コントローラ、薬注水質コントローラ（メタウォーター（株）製）と、新設システムの制御LANが接続することとなっています。既設設備が新設制御LANと接続するために必要となる改造や養生は、既設メーカーに依存せざる得ません。既設設備との接続箇所や信号伝送方式などはメーカー提案も可能としていただけないでしょうか。	要求水準書（案）別紙31監視制御設備システム構成図（新設）【参考】の左側に記載の【既設施設】は、監視制御設備の新設時点で運用している既設施設を指し、CTRは請負人が新設する監視制御設備になります。よって、既設メーカーに依存することはないと考えます。 なお、既設監視制御設備が監視・操作・制御対象とする各現場機器との信号伝送方式は、4-20mAや1-5V、FL-netなど汎用性の高いものを採用しています。
566	要求水準書 (案) 令和3年2月	水道記念館屋外展示物	別紙46	-	-	-	-	-	-	-	水道記念館屋外展示物において、施工の支障となる場合の対応で、⑥展示物が処分及び移設の両方に記載があります。どちらが正しいかご提示願います。	No. 463の回答を参照してください。
567	要求水準書 (案)	指定部分	別紙47								指定部分としての認定として工事完成時とありますが、工事完成とは各施設ごとの単体試運転をもって工事完成とするとの認識でよろしいでしょうか。異なる場合、工事完成の定義についてご教示ください。	工事完成とは、要求水準書（案）別紙47指定部分の対象施設の各対象施設の表に示す、全ての項目について、完成を確認するための検査を受検し、完成が確認されることを指しています。
568	要求水準書 (案) 令和3年2月	埋設物	別紙49	37	-	-	-	-	-	-	「水道局が事前に示した埋設物」とは、要求水準書(P16-第3-1-ウ. 地下埋設物調査)に示されている埋設物が対象と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第3の1ウの地下埋設物調査のほか、水道局が本工事に付随して入札日までに資料閲覧等の方法で提供した資料に示されている埋設物を対象とします。
569	要求水準書 (案)	別紙49 リスク分担表	1	42							引渡し前の使用に係る損害において、リスク分担は、水道局と請負人との間で協議するとありますが、工事請負契約約款第34条に具体的な取り決めがありますので、その条項に基づくことになるとの理解でよろしいでしょうか。	原則そのとおりですが、請負人の作成した竣工図書及び運転操作マニュアル等に基づき適切な運転・維持管理を行ったにもかかわらず損傷等が発生した場合等については、請負人の負担とします。
570	要求水準書 (案)	別紙49 リスク分担表	1	10							住民対応のリスク分担において、請負人がリスクを分担するとされている「請負人が行う設計（調査を含む）、施工に関する住民反対運動・訴訟・要望等」について、請負人がリスクを負うのは、工事請負契約約款第29条第2項に基づき、工事の実施につき請負人が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものに限るとの理解でよろしいでしょうか。	約款第29条2項は要求水準書（案）別紙49リスク分担表の第三者賠償13及び14を指します。リスク分担表の住民対応10については、請負人が行う設計及び施工に関して、住民反対運動・訴訟・要望等が発生した場合は、請負人のリスクとなります。
571	要求水準書 (案)	既設参考図									要求水準書及び別紙には、各所に「参考」として既設の仕様及び図面等が掲載されていますが、これはあくまで設計の参考とし、この仕様になら拘束があるものではない、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
572	要求水準書 (案)	既設参考図									要求水準書及び別紙には、各所に「参考」として既設の仕様及び図面等が掲載されていますが、これはあくまで設計の参考とし、既設と異なる仕様であることが理由で、技術評価上不利になることはない、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
573	要求水準書 (案)									本書は(案)の位置づけと理解します。後日公開される要求水準書が本書と内容的に異なる場合、後日公開される要求水準書を正とし、本書に記載されている内容は要求事項ではなくなるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
574	特約条項 (案)	設計図書	1	第2条	(1)					要求水準書、技術資料及び設計成果物について、図書の優先順位の設定をしていただけないでしょうか。	技術資料の記載内容のうち、要求水準書の定める基準及び要求水準等を超える部分については、技術資料の記載内容を優先します。設計成果物は、技術資料に基づき作成するため、優先順位を設定することはできません。
575	特約条項 (案)	技術資料の優先順位		2条						技術資料(提案書、添付仕様書、添付図面、その他資料)の中で、万が一、齟齬があった場合の優先順位は、提案書、添付仕様書、添付図面、その他資料の順でよろしいでしょうか。	各資料に齟齬がないように提出してください。
576	特約条項 (案)	調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項 中間前払金の適用除外	1	第3条						調査基準価格を下回った場合に「中間前払金の適用除外」とされる意図について、ご教示願えないでしょうか。	No. 623の回答を参照してください。
577	特約条項 (案)	契約の保証の更新	1	第4						契約保証、組立保険はJVとして締結すれば宜しいでしょうか。または工種毎に締結の必要はありますでしょうか。	JVで契約締結することを想定しています。
578	特約条項 (案)	契約の保証の更新	1	第4条						契約の保証について、以下のような考えでよろしいでしょうか。最初の数年は請負金額全体の1/10以上の契約保証とし、数年経った後は部分引き渡し分を控除した金額の1/10以上の契約保証とする。	そのとおりです。
579	契約に関する特約条項 (案)	契約の保証の更新	1	4	1項、2項					第1項に「…単年度又は複数年単位で更新することができる」、第2項に「…請負代金額から部分引渡しに伴い前会計年度までに支払済みである指定部分に相応する請負金額を控除した額の10分の1以上…」とあります。保証額を更新できるのは、指定部分の部分引渡しが完了してからでしょうか、それとも部分引渡し自体は完了していなくても当該指定部分に係る出来高を部分的にでも認定いただければ、当該認定出来高を請負代金額から控除した金額を根拠に保証額を更新することが可能との理解で宜しいでしょうか。	指定部分の部分引渡しが完了した場合、保証額を更新することができます。
580	契約に関する特約条項 (案)	契約の保証の更新	1	4	1項、2項					上記の場合、新たに保証を付保するための金額根拠は、都度ご提示いただけますでしょうか。	保証を更新するための金額根拠は、その都度提示します。
581	契約に関する特約条項 (案)	契約の保証の更新	1	4	1項、2項					契約の保証について、以下のような考えで良いですか。 【想定】工期が10年、請負金額100億円の工事で、契約後4年末までに、50億円部分の引き渡しが予定されている。 【契約保証の考え方】 1～4年目は、100億円の1/10以上の契約保証 5年目以降は、部分引き渡し分を控除した50億円の1/10以上の契約保証	そのとおりです。
582	契約に関する特約条項 (案)	部分引き渡しの対象	1	4						部分引き渡しの対象は、別紙47を対象と考えてよいですか。	要求水準書(案)別紙47指定部分の対象施設に示す対象施設ごとに部分引渡を行います。
583	契約に関する特約条項 (案)	部分引き渡しの対象	1	4						部分引き渡しの対象には、設計業務や歴史的建造物の仮移設完了も含んで良いですか。	No. 582の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答	
584	特約条項 (案)	契約の保証の更新	1	第4条							「請負人は、約款第5条に規定する契約の保証について、単年度又は複数年度単位で更新することができる。」とありますが、請負人の年度出来高予定に合わせて、請負人が任意に設定できるとの理解で宜しいでしょうか。又、請負代金の支払いに関する特約条項の第1条 各会計年度の支払限度額等では5か年分の記載がありますが、実際は工期内において毎年の出来高の請求が可能との理解で宜しいでしょうか。又、支払限度額は事業者提案による出来高予測によるものとの理解で宜しいでしょうか。その場合、請負代金の支払いに関する特約条項の第1条 2項 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、支払い上限額に0.9を除いた金額との理解で宜しいでしょうか。	前段について、請負人は任意で単年度又は複数年度単位で更新することができます。ただし、保証額の更新については、No. 579の回答を参照してください。中段及び後段については、No. 622の回答を参照してください。
585	特約条項 (案)	契約の保証の更新	1	第4条	2						単年度又は複数年度単位での契約の保証とする場合、当該年度の出来高予定金額の10分の1以上とする理解で宜しいでしょうか	当該年度の出来高予定額ではなく、請負代金額の10分の1以上とします。ただし、前会計年度までに支払済みの指定部分がある場合については、請負代金から指定部分に相応する金額を控除した額の10分の1以上とします。
586	特約条項 (案)	技術提案等に基づく施工	2	第5条	-	-	-	-	-	-	「請負人は技術提案等に基づき施工するものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。」とございますが、請負人の責に帰さない事由によって技術提案等に基づく施工ができない場合は設計変更等の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 4の回答の後段を参照してください。
587	特約条項 (案)	技術提案等に基づく施工	2	第5条							「技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。」とありますが、要求水準書P19(キ)で協議の結果、発注者の指示により提案書から仕様が変わり工事費増大となる場合は、設計変更をして頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 4の回答の後段を参照してください。
588	特約条項 (案)	技術提案等に基づく施工	2	第5条							リスク分担表にあるように、貴局が提示された条件に相違があった場合は、貴市のリスクであり設計変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。理解が間違えていなければ、条文への反映していただけないでしょうか。	No. 4の回答の後段を参照してください。なお、条文の変更は行いません。
589	契約に関する特約条項 (案)	技術提案等に係る設計変更	2	5							技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないとありますが、入札日までに技術提案は行うため、入札日後の要綱等の改正により、請負人の提案に瑕疵がなくても技術提案を変更せざるを得ない場合があると予想されます。このリスクは請負人だけが負担するものではないと考えますが、いかがでしょうか。	No. 596の回答を参照してください。
590	特約条項 (案)	法令等、要綱等の活用基準日	2	第6条	1						「ただし、別途法令等に定めるものについては、その限りでない」の意図するところは、経過措置がある場合を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	特約条項 (案) 第6条第1項のただし書きは、法令等や要綱等の条文に適用する基準日が別途定められているものについて、規定したものです。法令等や要綱等の経過措置については、特約条項 (案) 第6条第2項の規定に基づき、協議し、決定します。
591	特約条項 (案)	要綱等の変更	2	第6条	2						要綱等の変更の内、発注者起因のものは発注者負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 596の回答を参照してください。
592	特約条項 (案)	法令等、要綱等の改正等に伴う費用負担	2	第8条							第6条及び第8条について、以下の解釈でよろしいでしょうか。 法令等の改定等の場合：詳細設計着手日までに生じた法令等の改定等については、当該対応により生じた費用は発注者である貴局負担となる。詳細設計着手後に生じた法令等の改定等のうち、貴局がこれに基づく設計変更をご指示した場合、当該対応により生じた費用は貴局負担となり、それ以外は対応の要否及び費用負担について、契約変更協議事項となる。 要綱等の改定等の場合：詳細設計着手日までに生じた要綱等の改定等については、当該対応により生じた費用は受注者負担となる。詳細設計着手後に生じた要綱等の改定等のうち、貴局がこれに基づく設計変更をご指示した場合、当該対応により生じた費用は貴局負担となり、それ以外は対応の要否及び費用負担について、契約変更協議事項となる。	詳細設計着手日までの対応及び詳細設計着手後に水道局が指示した場合の対応については、そのとおりです。なお、それ以外の対応については、協議とします。No. 596の回答もあわせて参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答	
593	特約条項 (案)	法令等、要綱等の改正等に伴う費用負担	2	第8条	2						「法令等」と「要綱等」は、同じ性質のものであって、それらの変更は請負人において予見できないものであることから、第8条第1項と同様に、要綱等の変更リスクは貴局にてご負担いただけないでしょうか。 また、以下の修正案をご参考に修正いただけないでしょうか。 (修正案) 「第8条 発注者は、入札日以降において法令等、 <u>要綱等</u> が制定、改正・・・ (以下変更なし) <u>2 (条項削除)</u> <u>2-3 (変更なし)</u> 」	No. 596の回答を参照してください。
594	特約条項 (案)	法令等、要綱等の改正等に伴う費用負担	2	第8条	2						「入札日以降において要綱等が制定、改正又は廃止された場合、制定・改正等がされた後の要綱等を適用することにより生じた費用は請負人負担とする」旨の記載がございますが、要綱等の制定改廃は請負人側では予見が困難であるため、当該費用は発注者側にてご負担いただけませんかでしょうか。	No. 596の回答を参照してください。
595	特約条項 (案)	法令等、要綱等の改正等に伴う費用負担	2	第8条	2	-	-	-	-	-	「入札日以降、要綱等が制定、改正又は廃止された場合、第6条の規定に基づき要綱等を適用することにより生じた費用」について、請負者の負担とございますが、入札時には予見し得ない要綱等の制定、改正又は廃止に伴う工事費を全て請負人に負担させることは請負人にとってあまりにも不利な条項であると思料いたします。したがって、本項については貴市事業計画の根幹にかかわる要綱等の制定、改正又は廃止があった場合、またはこれに伴い過分の費用増加が見込まれる場合は本条項を適用除外とし、費用負担について貴市と協議のうえ決定するなど、条件を緩和していただきたく、お願いいたします。	No. 596の回答を参照してください。
596	特約条項 (案)	法令等、要綱等の改正等に伴う費用負担	2	第8条	2						「請負人は、入札日以降において要綱等が制定、改正又は廃止された場合、第6条の規定に基づき要綱等を適用することにより生じた費用を負担するものとする」とありますが、入札日以降、詳細設計に着手するまでの期間に要綱等に変更が生じた場合のみ事業者負担との理解で宜しいでしょうか。その場合、本事業は長期にわたる工事期間となる為、詳細設計も数年後に行う可能性があります。その為、要綱等が制定、改正又は廃止を想定することが困難であり、発注者負担である本条1項の法令等が制定、改正又は廃止された場合と同様に、要綱等が制定、改正又は廃止された場合も発注負担として頂く事は可能でしょうか。	工事期間が長期になることを考慮し、ご質問いただいた内容を踏まえて、検討します。 なお、特約条項は、調達公告時に示します。
597	特約条項 (案)	法令等、要綱等の改正等に伴う費用負担	2	第8条	3						工期にも影響を及ぼす可能性がありますので、必要と認められる工期の延長についても、以下の修正案をご参考に追記いただけないでしょうか。 (修正案) 「・・・負担するとともに必要と認めらる工期の延長を行うものとする。」	法令等、要綱等の改正等に伴う工期の延長については、約款第20条の規定によります。
598	契約に関する特約条項 (案)	要綱等の改正に伴うリスク	2	8							入札日以降に要綱等が改正された場合、改正に適用することにより生じる費用は請負人が負担するとの記載がありますが、このリスクは請負人だけが負担するものではないと考えます。要綱等は入札金額に大きな影響を与えるため、その変更のリスクは、法令等と同様の扱いで原則的には発注者が負うリスクと考えますが、いかがでしょうか。	No. 596の回答を参照してください。
599	特約条項 (案)	技術革新による代替技術		11条							「契約締結時に提案された技術が技術革新に伴い最新のもでなくなった場合等について」とあります。最新の定義をご教授ください。	「契約締結時に提案された技術が技術革新に伴い最新のもでなくなった場合」とは、技術革新された技術を採用することが望ましい状態となった場合を指します。
600	特約条項 (案)	税制度の新設・変更	2	第11条	1						「消費税を除く既存の租税税率の変更や新たな税の設置により契約の実施に係る費用が増加するときは請負人が負担する」旨の記載がございますが、本工事は非常に長期の工事期間であるところ、増税や税制の新設については予見することが困難です。従って、そのような事態が発生した際に、費用負担について別途協議とさせていただきませんかでしょうか。	消費税等率に変動が生じた場合は、水道局が費用を負担します。それ以外のものについては、請負人の負担とします。
601	特約条項 (案)	税制度の新設・変更	2	第11条	1						既存の租税税率の変更又は新たな税の設立に関して、具体的にどのような税制を想定されているのかご教示願います。	法人税や自動車税等を想定しています。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
602	特約条項 (案)	税制度の新設・変更	2	第11条	1	-	-	-	-	-	消費税を除く既存の租税税率の変更や新たな税が実施され、この契約の実施に係る費用が増加すると認められるときは請負人が負担する旨の記載がございますが、増税や税制の新設については予見できないため、そのような事態が発生した場合は費用負担について別途ご協議いただきたく、お願いいたします。	原文のとおりとします。
603	特約条項 (案)	約款第26条の取扱い等	2	12条	1						「本工事の契約締結後、変更時期に適用する単価等について、基準とする金額、基準日その他必要な事項を協議し、決定するものとする」と記載がありますが、契約締結後に設計業務開始の際、協議を行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	約款第26条第2項及び第3項に規定する変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の基準日は、それぞれ入札日及び請求のあった日を想定しています。なお、本条を適用するに当たり、詳細な単価や数量、その根拠資料等が必要となるため、請求のあった日とは、詳細設計完了時以降を想定しています。
604	特約条項 (案)	約款26条の取扱い等	2	第12条	1						変更時に適用する「単価等」「必要な事項」と定められていますが、この「等」「必要な事項」としてどのようなものが想定されているのか（具体例または趣旨について）ご教示ください。また、本項は、約款第26条第3項の特則としての位置づけであり、同条第1項、第2項、第4項乃至第8項の各適用を排除するものではないとの理解で相違ございませんでしょうか、この点についてもご教示ください。	前段については、単価や数量、その根拠資料等を想定しています。なお、基準日については、No. 603の回答を参照してください。後段については、そのとおりです。
605	特約条項 (案)	約款26条の取扱い等	2	第12条	1						本項は、約款第26条第3項の特則としての位置づけであり、同条第1項、第2項、第4項乃至第8項の各適用を排除するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
606	特約条項 (案)	約款第26条の取扱い等	2	第12条	1	-	-	-	-	-	賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更について、契約締結後、変更時期に適用する単価等について、基準とする金額、基準日その他必要な事項を協議し、決定するものとしますが、基準とする金額、基準日については、工事請負契約締結日としていただきたく、お願いいたします。	No. 603の回答を参照してください。
607	特約条項 (案)	約款第26条の取り扱い等	2	第12条	1						本項の趣旨は、スライド額算定時に用いる単価を特定し、“変動前”の単価の金額を合意しておくものであるとの理解でよろしいでしょうか。なお、本件は、工期が長期間にわたるが請負金額は契約時に合意するため、“変動前”の単価の金額を合意についても契約後可能な限り早い時期の合意が望ましいと考えます。そのため、合意の時期は工事請負契約約款第26条第3項の規定によらず詳細設計が完了時に合意するものとしていただけないでしょうか。	No. 603の回答を参照してください。
608	契約に関する特約条項 (案)	物価スライド協議	2	12							「本工事の契約締結後、変更時期に適用する単価等について、基準とする金額、基準日その他必要な事項を協議し、決定するものとする」と記載ありますが、契約後、設計に先立って協議するものと考えて良いですか。	No. 603の回答を参照してください。
609	特約条項 (案)	約款第26条の取り扱い等	2	第12条							本件は、工期が20年以上の長期にわたり、負担部分が細かく分けられている（施設ごとに部分引渡が想定されている）案件であるところ、工事開始が契約締結から10年以上経過した後となる負担部分が含まれています。その部分の請負金額は、契約時に合意しますが、工事の着手までに様々な要素が変動することが想定され、工事着手時点で合意した金額は不相当になっている可能性があります。具体的な変動を予測することは困難で、変動リスクを考慮した請負金額を設定するのは困難かつ現実的でないと考えます。そこで、契約から一定期間経過後に着手する負担部分は、着手前に請負代金額が不相当となっていないか協議する場を設けていただき、約款第26条を規定している趣旨に鑑み不相当であると認められたときは、その負担部分の請負代金額を変更していただけないでしょうか。また、そこから12月を経過した後につきましても、第26条に基づく対応をしていただけないでしょうか。また、プラント設備（機械設備・電気設備）については、単価が公的な資料ではなく見積りとなる機器費などがあります。機器費などは金額の変動を公的な資料で示すのが困難と予測されます。このような場合、どのようにして変動前代金額と変動後代金額を算定することを考えられているのか、どのような証憑が必要となるのかを含めてご教示願います。	前段及び中段については、約款の条文に規定するのとおりとします。後段については、発注者が対外的に変更理由や根拠を説明できる資料を提出してください。なお、No. 603の回答も合わせて参照してください。
610	特約条項 (案)	監理技術者等の途中交代	2	第10条							本事業は長期にわたる工事期間となる為、監理技術者は、各構成員の工事期間に合わせて、途中交代が可能との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
611	特約条項 (案)	約款第26条の取扱い等	2	第12条	1					「本工事の契約締結後、変更時期に適用する単価等について、基準とする金額、基準日その他必要な事項を協議し、決定するものとする。」とありますが、初回(変動前)の基準日については、本事業の公告日との理解で宜しいでしょうか。	No. 603の回答を参照してください。
612	特約条項 (案)	部分引渡し		14条						対象施設ごととありますが、施設の区分は要求水準P2の施設概要の区分となりますか。	要求水準書(案)別紙47指定部分の対象施設に示す対象施設となります。
613	契約に関する特約条項 (案)	部分引渡し施設のコリンズ登録	3	14						「部分引渡し対象施設ごとに工事実績情報サービス(コリンズ)に登録できるものとする」と記載ありますが、部分引き渡した施設は完成時の登録として、会社・個人の実績として取り扱えるものと考えて良いですか。	そのとおりです。
614	契約に関する特約条項 (案)	部分引渡し施設のコリンズ登録方法	3	14						「部分引渡し対象施設ごとに工事実績情報サービス(コリンズ)に登録できるものとする」と記載あります。具体的な登録方法は、詳細設計後、全体の工事でコリンズ登録し、部分引き渡しが完了した時点で、部分引き渡した施設の完成時の登録を行い、全体工事では、この部分を外した修正登録を行うような方法となりますか。	具体的な登録方法については、契約締結後に協議し決定します。
615	特約条項 (案)	違約金	3	第15条	1					当該特約にいう技術提案が達成されなかったというのが、契約不適合があった場合を指すとの理解でよろしいでしょうか。	技術提案が達成されなかった場合と、約款第51条に規定する契約不適合とは異なります。
616	特約条項 (案)	違約金の算定方法	3	第15条	1					(違約金)の算定方法がほかの案件(本件工事請負約款の取り決めを含む)と異なる計算方法を採用しておられますが、採用理由をご教示願います。	横浜市水道局西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事に係る設計・施工一括型総合評価落札方式実施要綱に基づき、採用しています。なお、横浜市水道局西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事に係る設計・施工一括型総合評価落札方式実施要綱は、調達公告時に示します。
617	特約条項 (案)	技術評価点の再算出	3	第15条	2					技術評価点を再度算出とありますが、誰がどのように算出するのかご教示願います。また、その対比内容を請負人と共有頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	技術提案等が達成されなかった場合、「技術提案等の評価基準」に基づき、水道局が技術評価点を再度算出し、その後特約条項15条に基づき違約金を算出し請求します。「技術提案等の評価基準」は、調達公告時に公表予定である、総合評価落札方式実施要領書に定めず。再度算出前の技術評価点と、再度算出後の技術評価点に差異が生じた場合、その対比内容は、請負人に共有します。
618	特約条項 (案)	違約金	3	第15条						違約金は違約罰であり、損害賠償とは違うとの記述がありますが、違約金額に上限はないという事でしょうか。	違約金額の算出方法は、特約条項(案)第15条第2項に示すとおりです。
619	特約条項 (案)	違約金	3	第15条						現時点で技術評価点1点に対しての金額が算出できません。どのようにリスク評価すべきか、またはどのように金額を算出すべきか具体的な考え方を示してください。	調達公告時に示します。
620	特約条項 (案)	違約金	3	第15条						令和3年7月に入札説明書等に関する質問受付を予定されておりますが、その際に違約金に関するリスク評価を行った結果をもって、あらためて本事項等については、御質問、御協議させて頂けると考えてよろしいでしょうか。	令和3年7月の入札説明書等に関する質問受付については、質問のみ受け付けます。なお、協議については、事象が発生した際に改めて実施することを想定しています。
621	特約条項 (案)	国庫補助金等の交付対象施設に係る請負代金の支払	3	第17条						国庫補助金等の交付対象施設とは、どの施設が対象となるのでしょうか。	第1回質問に対する回答書No. 231の回答を参照してください。ただし、現時点での想定のため、今後、変更になる可能性があります。
622	特約条項 (案)	請負代金の支払に関する特約条項		1条						年度ごとの出来高上限額はございますか。	「請負代金の支払に関する特約条項」に関する質問は、第3回質問の対象外のため受け付けません。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
623	特約条項 (案)	調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項	1	第1条						当該監理技術者等とは別に1人以上(当該請負人が特定建設共同企業体の場合においては、代表者となる構成員から1人以上)専任で配置しなければならないと記載されていますが、工種毎に甲型特定建設共同企業体を組成した場合においては工種毎に代表者となる構成員から別に1名以上の監理技術者等の専任配置が必要という事でしょうか。それとも、乙型特定建設共同企業体の代表構成員から別に1名以上の監理技術者等の専任配置が必要ということでしょうか。	「調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項」に関する質問は、第3回質問の対象外のため受け付けません。
624	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 秘密保持	第1条	5						請負人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。とありますが、発注者様も同様に、秘密保持義務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	「工事請負契約約款(設計・施工一括)」に関する質問は、第3回質問の対象外のため受け付けません。
625	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 設計成果物の公表	2	第6条 の2	2					発注者は設計成果物を自由に公表できるとありますが、公表については事前に請負人に許可を得ることになっていただけませんかでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
626	特約条項 (案)	条文の追加								工事請負契約約款第6条の2(著作権の譲渡等)2項において、発注者は設計成果物が著作物に該当するとしなないとにかかわらず、当該設計成果物の内容を請負人の承諾なく自由に公表できるとありますが、設計成果物には、秘密情報が含まれていると考えられますので、公表にあたって、事前に協議の場を設けていただけないでしょうか。また、以下の条項案を参考に新設いただけませんか。 (新設する条項案) 「約款第6条の2第2項の規定にかかわらず、発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしなないとにかかわらず、当該設計成果物の公表は、請負者と公表範囲を協議し決定したうえで、行うものとする。」	条文の追加は行いません。 約款の条文に規定するとおりとします。
627	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	監督員の通知	3	10	1項、2項					第1項に「発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を請負人に通知しなければならない。…」とありますが、ただし書きにおいて「…特に認めた場合には、その氏名を請負人に通知しなくてよいものとする。」とあります。 「特に認めた場合」の具体的事案をご教示願います。	No. 624の回答を参照してください。
628	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 設計図書に不適合な 場合の措置等	5	第18条	4～6					発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
629	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 設計図書の訂正、又 は変更	5	第19条 第20条	4					設計図書の変更の内容を請負人に通知して、設計図書を変更することができる。とありますが、請負人に通知して「合意した上で」との理解でよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
630	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 工期の延長	6	第22条	2					「発注者の責めに帰すべき事由による場合」との部分、前項との文章のつながりから「請負人の責めに帰することができない場合」と理解してよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
631	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	通常必要とされる工期に満たない工期への変更	6	23	2					通常必要とされる工期に満たない工期とは、本約款第24条の2に示す「この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した工期」まで短縮可能という理解でよろしいでしょうか。労働条件以外にも工期に影響する要素はあるため、工期の変更は協議して決定することになって頂けないでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答	
632	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 臨機の措置	7	第27条	4						「請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分」とありますが、具体的にどのような範囲なのか、教示願えないでしょうか。 また、災害防止等のための措置に要した費用については発注者負担としていただけませんかでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
633	特約条項 (案)	条文の追加									工事請負契約約款第30条（不可抗力による損害）第4項に費用負担が示されていますが、本件は、工期が長期間にわたり、負担部分が細かく分けられている（施設ごとに部分引渡が想定されている）案件であるところ、不可抗力の影響を受ける工事は全体の工事の一部に限られる可能性が高いと考えられます。この点、“全体の”請負代金額の100分の1を請負人が負担するとすると、請負人の負担額が過度に大きくなることあり得、本条を設けている趣旨に合致しないと考えられます。 つきましては、不可抗力が生じた際に請負人が負担する損害額は、関係する部分引渡の対象施設（要求水準書別紙47の対象施設）の請負代金額の100分の1としていただけないでしょうか。また、以下の修正案をご参考に修正いただけないでしょうか。 (修正案) 「約款第30条第4項において「請負代金額」とあるのは「損害が発生した部分引渡の対象施設（要求水準書別紙47の対象施設）の請負代金額」と読み替える。」	原文のとおりとします。
634	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 不可抗力による損害	8	第30条	4						発注者の負担額については「損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額ではなく」、「損害額全額」にさせていただきませんか。もしくは、「損害額全額」の100分の99を発注者が負担するとしていただけませんか。	No. 633の回答を参照してください。
635	特約条項 (案)	工事請負契約約款第 30条の修正	-	-	-	-	-	-	-	-	工事請負契約約款第30条（不可抗力による損害）第4項において、損害額及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える部分については発注者の負担とございますが、本工事の工事規模並びに長期間にわたる工事である事情を鑑みると、請負代金額の100分の1までを請負者の負担とすることは請負者にとって非常に不利な条項であると思料いたします。したがって、不可抗力による損害が発生した場合は、請負者の負担とされている請負代金額の100分の1までの費用負担について都度ご協議いただきたく、お願いいたします。	No. 633の回答を参照してください。
636	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 設計図書の変更	8	第31条							「設計図書の変更の内容は、発注者と請負人とが協議して定める」とあります。一方で、第19条と20条の中で「発注者が設計図書を変更できる」との記載がありますが、第31条が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
637	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 検査及び引渡し	8,9	第32条	2～3						発注者は、当該理由を請負人に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができるかとあり、復旧に要する費用が請負人負担となっています。「当該理由」が請負人の責めに帰すことができない理由の場合には、復旧費用は発注者に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
638	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 請負代金の支払	9	第33条	1						本案件は事業期間が長期という点から、リテンションの部分を事業の途中でお支払いいただくことは可能でしょうか。	部分払いの留保部分について、引渡し前の支払いは行いません。 ただし、約款第39条により、第33条の「請負代金」が「指定部分に相応する請負代金」に読み替えられることから、部分引渡しに当たっては、留保部分を含めた部分引渡し部分に相応する請負代金の支払いを請求することができます。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答	
639	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 部分払	9	第38条	2						部分払いの回数及び時期は、あらかじめ発注者の指定するところによるとありますが、支払限度額が設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
640	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 部分払	10	第38条	4～5						発注者は、当該理由を請負人に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができるのとあり、復旧に要する費用が請負人負担となっています。「当該理由」が請負人の責めに帰すことができない理由の場合には、復旧費用は発注者に負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
641	特約条項 (案)	条文の追加									工事請負契約約款第42条（発注者の任意解除権）第2項に「ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは適用しない。」とありますが、これはどのような事態を想定したものかご教示願います。	No. 624の回答を参照してください。
642	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 発注者の任意解除権	10	第42条	1						必要があるときは、この契約を解除することができる。とありますが、「必要があるとき」とは具体的にどのような場合を想定されているか、ご教示願います。	No. 624の回答を参照してください。
643	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 発注者の任意解除権	10	第42条	2						「発注者の責めに帰すことができない事由によるもの」との部分と、前項との文章のつながりから「請負人の責めに帰すべき事由によるもの」と理解してよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
644	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 発注者の催告によらない解除権	9	第44条							第46条又は第47条によらず請負人が解除を申し出た場合でも、発注者が直ちに解除できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
645	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 合意解除	11	第49条							「発注者は～契約の全部又は一部を解除することができる。」とありますが発注者からだけではなく、請負人からも契約の全部又は一部を解除できるようにしていただけないでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
646	特約条項 (案)	条文の追加									工事請負契約約款第49条について、条文のタイトル（合意解除）のとおり、発注者は、請負人と合意することを条件に契約を解除することができることとしていただけないでしょうか。また、以下の修正案をご参考に修正いただけないでしょうか。 (修正案) 「・・・請負人と協議し、 <u>合意の上</u> 、契約の全部又は一部を解除・・・」	原文のとおりとします。
647	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 解除の効果	11	第50条	2						「発注者が引渡しを受ける必要があると認めたとき」でなく、「既履行部分があるとき」にいただけないでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
648	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 解除に伴う措置	12	第50条 の2	6						工事の完成前に解除になった場合、～当該物件を撤去とありますが、あらゆる解除のケースに適用されるのか、ご教示願います。もしあらゆる解除のケースに適用される場合、撤去・修復に要する費用負担については、「請負人の責めに帰すべき事由による解除」の場合のみ、請負人が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
649	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 解除に伴う措置	12	第50条 の2	11						「請負人の責めに帰すべき事由による解除」の場合のみ、請負人は前払金又は中間前払金を発注者に返還しなければならない、との理解でよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
650	特約条項 (案)	工事請負契約約款 (設計・施工一括) 解除に伴う措置	11	第50条 の2	1～2						発注者は、当該理由を請負人に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができることあり、復旧に要する費用が請負人負担となっています。「当該理由」が請負人の責めに帰すことができない理由の場合には、復旧費用は発注者に負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	No. 624の回答を参照してください。
651	第1回質問に対する回答書	10_本工事の対象範囲 (設計)									別紙3の工事対象施設の躯体とは、水道施設設計指針等の、土木構造物で設計し、建屋と記載しているものは、水道施設設計指針と建築基準法の、建築構造物で設計することで良いとご回答いただきましたが、建築物及び土木構造物が一体となった施設についての建築物及び土木構造物の区分については、設計段階で関係機関との協議によると考えているとのご回答を頂きました。協議の結果、建築物及び土木構造物の区分が条件と異なる場合は、設計費かつ工事費に関して契約変更の対象と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	本工事では目的物の条件を要求水準書にて示し、その設計・施工は請負人の提案により実現するものと考えます。 また、第1回質問に対する回答No. 182にて建築局等の関係部署への相談を認めていることから、原則設計時に関係機関との協議の結果に伴う約款第19条に規定する条件変更は対象外です。
652	第1回質問に対する回答書	予想されるリスクと 責任分担	14	No. 162							住民のプライバシーとありますが、建造物自体の高さや窓の設置高さの制限等は無いとの理解で宜しいでしょうか。	第1回質問に対する回答No. 162では、「住民との間で結ばれている協定や慣習などルールの有無」の質問について、「浄水処理施設の北側の住居に対して、十分にプライバシー等の配慮をする必要がある」と回答しています。 これ以外に、関係法令や要求水準書(案)第2の4(9)に配慮して、施設を整備してください。
653	第1回質問に対する回答書	リスク分担	15	No. 174							「引渡し前の使用」について、試運転以外で具体的にどのような業務での使用を想定されているかご教示願います。	要求水準書(案)別紙47指定部分の対象施設に示す指定部分の工事完成時の項目ごとに部分引渡しを行います。本工事は、施設を稼働させながら、新旧切替えを行うことから、引渡し前に使用する可能性があります。
654	第1回質問に対する回答書	リスク分担	16	No. 187							ハザードマップによると西谷浄水場はリスク該当範囲ではないため、大雨等による浸水等は全て「不可抗力」の対象との理解で宜しいでしょうか。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/bousai/naisuihm.files/0017_20180831.pdf	要求水準書(案)別紙49リスク分担表に示す不可抗力は、ハザードマップのほか、通常の見可能な範囲外のものについて示したものです。
655	第1回質問に対する回答書	リスク分担表 法令	23	No. 278							原文のままとするとありますが、法令・許認可の新設・変更が現時点で請負人にどのようなリスクを及ぼすか判断ができません。また、本案件は事業期間が長期間でもあるため、新設・変更時点での協議により決定する等の内容に変更していただけるよう、改めてお願いできないでしょうか。	本工事に直接にかかわるものについては、水道局のリスクとしているため、それ以外のものについては、請負人のリスクとなります。
656	第1回質問に対する回答書	既設管の位置	28	No. 367							現場調査をした上で、施工を行ってください。とありますが、既存の図面に記載のない埋設物が出てきた等、想定外の事象が起きた場合の費用増は発注者側の負担との理解で宜しいでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
657	第1回質問に対する回答書	リスク分担表 引渡し前の使用に係る損害	26	No.332	-	-	-	-	-	-	「請負人の作成した竣工図書及び運転操作マニュアル等に基づき」とありますが、請負人は引渡し前にも関わらずそれらの交付を求められるのでしょうか。	発注者が請負人に対して、交付を求める可能性があります。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
658	第1回質問に対する回答書	土木構造物と建築構造物の考え方	1/30	10						別紙3の工事対象施設のうち躯体と示されているものは、水道施設設計指針等の、いわゆる土木構造物で設計し、建屋と記載しているものは、水道施設設計指針と建築基準法の、いわゆる建築構造物で設計することで良いと回答がある一方、建築物及び土木構造物が一体となった施設についての建築物及び土木構造物の区分については、設計段階で関係機関との協議によると考えているとの回答です。 協議の結果、建築物及び土木構造物の区分が条件と異なる条件となり、提案の構造物が変更が生じた部分に関して契約変更の対象と考えて良いですか。	No. 651の回答を参照してください。
659	第1回質問に対する回答書	セルフモニタリングの費用	2/30	13						第1回質問回答で、土木工事の工事監理は市で実施するが、別途セルフモニタリングを求めると記載があります。基本構想の事業費にはセルフモニタリング費用を見込んでいないと想定されますが、予定価格の中には、当該費用を追加で積算していると考えて良いでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
660	第1回質問に対する回答書	設計工期の考え方	2/30	21						第1回質問回答で、全体の基本設計が完了するまで、詳細設計に着手できないと回答がありましたが、歴史的建造物移設など個別で詳細設計・工事着手に着手できるものについては、全体の基本設計と並行して、これら業務を進めることは可能でしょうか。	施設配置、水理計算、電力負荷、システム構成等に関わらない支障物の移設や撤去等については、全体の基本設計と切り離して詳細設計及び工事を先行することは可能です。
661	第1回質問に対する回答書	参加資格条件（設計）	6/30	73						歴史的建造物移設工事の設計と建築監理業務の従事者の要件については、第1回質問回答書で、緩和する方向で検討いただき調達公告時に公表されるものと理解しております。緩和にあたっては最も厳しい条件である実施方針（案）p15、エ（イ）bの要件を外す方向で検討中と理解してよいでしょうか。	いただいた質問を踏まえて、一日当たり10,000m ³ 以上の処理能力を有する浄水処理施設に係る設計実績について、検討します。 なお、詳細は調達公告時に示します。
662	第1回質問に対する回答書	建築工事の施工監理	13/60	146						監理の範囲については、建築設計に適合する範囲だけであり、監理する期間としても業法上の建築工事を行う期間と同様の時期と考えているとの回答です。一方、ただしとして、建築物及び土木構造物が一体となった施設についての建築物及び土木構造物の区分については、設計段階で関係機関との協議によるものと考えている旨の回答があります。 協議の結果、建築物及び土木構造物の区分が条件と異なる場合は、契約変更の対象と考えて良いですか。	No. 651の回答を参照してください。
663	第1回質問に対する回答書	修正版 226_工事対象施設	1	226						フロキュレータ、汚泥掻寄せ機、集水渠、傾斜板、コンプレッサー（空気現設備）は本工事対象外となっておりますが、それに伴う電気動力制御盤関連は本事業に含まれるとの理解で宜しいでしょうか	そのとおりです。
664	第2回質問に対する回答書	洗浄排水に関する容量計算	3	26						第2回質問に対する回答書（No. 26）において、「現在、運用上では洗浄後ろ過水の排水は行っていません。再整備後も、通常の洗浄において、ろ過後の捨水工程は行わないことを想定していますが、本工事では、ろ過後の捨水工程も行える構造としてください」と記載がありますが、施設の構造として、捨水工程を行えるようにするが、洗浄後の排水量は容量計算に含めなくてよいという理解で宜しいでしょうか？	そのとおりです。
665	第2回質問に対する回答書	117_基本計画 報告書 沈殿池	2	No.15						「実証実験結果により緩速攪拌機、傾斜板及び汚泥掻寄せ機の改良等は不要と判断しました。」とあります。急速攪拌装置を更新後、ブロックの越流など沈殿池処理水の不具合により、活性炭設備に負荷がかかる場合は、発注者リスクとの理解で宜しいでしょうか	活性炭設備への負荷によるリスク分担の判断については、協議により決定します。 なお、浄水処理におけるブロック形成は、原水の水質により左右され、ブロックの越流を考慮し、基本計画では、後段に再凝集池を設置しています。このように水道局では、一連のプロセスの中で目標水質を確保できる施設を要求しています。したがって、ブロックの越流など負荷を考慮した粒状活性炭吸着池の設計を期待します。
666	実施方針（案）	市内経済への貢献	8	第2	1	(4)	オ			落札者決定基準の主な着眼点 オ 市内経済への貢献とは横浜市総合評価落札方式ガイドラインにおける市内経済への貢献に記載されている労務を伴う一次下請契約について、市内中小企業への発注割合の目標値を評価するという事でしょうか。そうでない場合は評価基準をご教示下さい。	評価基準については、調達公告時に示します。
667	実施方針（案）	入札参加者の備えるべき参加資格条件	12	第2	4	(1)	ア	(オ)		甲型特定建設共同企業体の代表者が乙型特定建設共同企業体の代表者でない場合には、担当工種の建設工事に係る経審の総合評定値が、900点から1,250点までの範囲内で設定する値を上回っていればよろしいのでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
668	実施方針 (案)	施工を担う者の資格条件	14	第2	4	(1)	ウ	(7)			乙型特定建設共同企業体は、有資格者名簿（工事関係）において、「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての登録を認められている者の組合せであること、とあります。「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」、「管」の工種毎の工事内容の考え方は何か基準となるものはございますか。特に「土木」と「建築」の区分はどのようにお考えですか。	「横浜市入札のとびら」にある「入札参加資格申請について」の「発注工事分類表」に基づき、区分しています。
669	実施方針 (案)	17_基本計画報告書 既設配管との連絡 検討	415	15	3	3					断水期間についての記載がありませんが、積算するにあたり、ステップ図に基づいてこちらが必要とする期間で考えて宜しいでしょうか。	基本計画報告書のステップ図は、参考として取扱っています。そのため、要求水準書（案）の内容に基づき、断水期間や施工ステップを検討してください。
670	実施方針 (案)	17_基本計画報告書 その他仮設設備	482	16	4						施工ステップにおける重機配置→ステップ図（5/12）ステップ⑤に不断水仮設管の記載がありますが、仮設管の口径及び管種の詳細をご教示願います。	仮設管の口径は、請負人の提案とします。仮設管の管種は、ダクタイル鋳鉄管、鋼管又はステンレス管とし、いずれも耐震管とします。
671	実施方針 (案)	17_基本計画報告書 その他仮設設備	485	16	4						施工ステップにおける重機配置→ステップ図（5/12）ステップ⑧にろ過池洗浄管（仮設）の記載がありますが、仮設管の口径及び管種の詳細をご教示願います。	No. 670の回答を参照してください。
672	実施方針 (案)	17_基本計画報告書 その他仮設設備	486	16	4						施工ステップにおける重機配置→ステップ図（5/12）ステップ⑨に連絡管洗浄管（仮設）、仮設洗浄排水管の記載がありますが、仮設管の口径及び管種の詳細をご教示願います。	ステップ⑨の連絡管洗浄管（仮設）は、ステップ⑧のろ過池洗浄管（仮設）と同一配管のため、No. 670の回答を参照してください。 ②仮設洗浄排水管の口径は、請負人の提案とします。また、管種は「横浜市下水道設計指針（管きよ編）・同解説）」に基づき、選定してください。
673	資料閲覧	117 基本計画 報告書	73								「資料編に記載」「資料編に示す」「資料編に掲載する」といった記述がありますが、資料編が添付されていません。貴局の基本計画の正確な理解のためにも、資料編を開示ください。	基本計画報告書の資料編は、資料閲覧No. 138に該当します。
674	資料閲覧	117 基本計画 報告書	351								「資料編に記載」「資料編に示す」「資料編に掲載する」といった記述がありますが、資料編が添付されていません。貴局の基本計画の正確な理解のためにも、資料編を開示ください。	No. 673の回答を参照してください。
675	資料閲覧	117 基本計画 報告書	352								「資料編に記載」「資料編に示す」「資料編に掲載する」といった記述がありますが、資料編が添付されていません。貴局の基本計画の正確な理解のためにも、資料編を開示ください。	No. 673の回答を参照してください。
676	資料閲覧	117 基本計画 報告書	553								「資料編に記載」「資料編に示す」「資料編に掲載する」といった記述がありますが、資料編が添付されていません。貴局の基本計画の正確な理解のためにも、資料編を開示ください。	No. 673の回答を参照してください。
677	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 諸経費	580	21. 1. 3	—	—	—	—	—	—	工事概算費用において、土木施設、建築施設、機械施設、電気施設すべての費用において、それぞれ適切な諸経費率を乗じて算出していると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
678	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 諸経費率	580	21. 1. 3	—	—	—	—	—	—	工事概算費用において、土木施設における適切な諸経費率とは、土木工事標準積算基準書に沿った経費率と考えてよろしいでしょうか。	基本計画の諸経費率については、類似施設、同規模実績等から諸経費率を設定しています。
679	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 共通仮設費積上げ項目	580	21. 1. 3	—	—	—	—	—	—	工事概算費用において、共通仮設費積上げ項目、【運搬費（重機車両、汎用機械など）、事業損失防止施設費（家屋調査、周辺地盤沈下測定、埋設物調査）、技術管理費】は、基本計画段階では考慮されていないと思われませんが、要求水準書を充足するためには欠かせない費用であることを踏まえ、予定価格に適切に反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本工事は、設計・施工一括方式による発注のため、要求水準書には、水道局が施設に求める性能等を示しており、要求水準書の内容を満たす上で必要な費用を予定価格として算出する予定です。
680	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 設計費	581	21. 2. 1	—	—	—	—	—	—	工事概算費用において、設計費（基本設計費、詳細設計費）は、基本計画段階では考慮されていないと思われませんが、要求水準書内（P17）の「請負人は、基本設計、詳細設計及び各種申請等を行う」の内容を満たすために適切に積み上げ、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
681	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 土留め等の養生	582	21-1	①-4	-	-	-	-	-	工事概算費用において、天日乾燥床を解体する際、周辺施設や埋設物への影響を防止するため、土留め等の養生について、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内(P8)の「限られた敷地の中で、既設施設を稼働させながら増強する」の内容を満たすために適切に積み上げ、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
682	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 杭頭処理費	582	21-1	③-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、基礎杭工の既製C0杭費用における杭頭処理は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
683	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 配管貫通箇所の措置	583	21-1	③-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、配管工の躯体貫通部の費用が、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内(P40)の「施設の躯体貫通部は配管廻りにコーキング等の止水対策を行った上で躯体貫通部を含めて更新」の内容を満たすために適切に積み上げ、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
684	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 配管貫通箇所の措置	583	21-1	③-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、配管工の躯体用仮設工(土留め)貫通箇所には、地盤改良工が基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
685	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 残土処分	583	21-1	③-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、配管工に「残土処分は含まず」と記載があります。基本計画段階では、残土は場内に仮置きとなっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。公告時には、残土場外運搬費、処分費を、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
686	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	583	21-1	③-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、配管工の埋戻しは、基本計画段階では「場内に仮置きした発生土を利用」となっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。要求水準書内(P45)の「埋戻し土が不足する場合は、購入土(改良土)を用いる」の内容を満たすために適切に積み上げ、購入土による埋戻し費用を、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
687	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 土留め等の養生	583	21-1	③-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、既設着水井を撤去する際、周辺施設や埋設物への影響を防止するため、土留め等の養生について、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内(P8)の「限られた敷地の中で、既設施設を稼働させながら増強する」の内容を満たすために適切に積み上げ、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
688	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 杭頭処理費	583	21-1	③-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、基礎杭工の既製C0杭費用における杭頭処理は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
689	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 残土処分	583	21-1	③-4	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管に「残土処分は含まず」と記載があります。基本計画段階では、残土は場内に仮置きとなっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。公告時には、残土場外運搬費、処分費を、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
690	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	583	21-1	③-4	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管の埋戻しは、基本計画段階では「場内に仮置きした発生土を利用」となっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。要求水準書内(P45)の「埋戻し土が不足する場合は、購入土(改良土)を用いる」の内容を満たすために適切に積み上げ、購入土による埋戻し費用を、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
691	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 路面覆工費用	583	21-1	③-4	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管の仮設工は、作業導線確保のために、掘削箇所上部の路面覆工費用は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
692	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 杭頭処理費	584	21-1	③-5	-	-	-	-	-	工事概算費用において、基礎杭工の既製C0杭費用における杭頭処理は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
693	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 他事例実績資料	584	21-1	③-5	-	-	-	-	-	沈殿池流出渠4系統化躯体工において、施工用仮締切（水中作業）や系統分割用仮締切（水中作業）が他事例実績として記載があります。他事例の施工がわかる資料（施工計画書や写真など）をご提示願います。	水道局で実施した施工事例ではないため、お示しすることはできません。
694	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 残土処分	584	21-1	③-5	-	-	-	-	-	工事概算費用において、仮設備に「残土処分は含まず」と記載があります。基本計画段階では、残土は場内に仮置きとなっていると思われませんが、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。公告時には、残土場外運搬費、処分費を、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
695	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	584	21-1	③-5	-	-	-	-	-	工事概算費用において、仮設備の埋戻しは、基本計画段階では「場内に仮置きした発生土を利用」となっていると思われませんが、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。要求水準書内(P45)の「埋戻し土が不足する場合は、購入土(改良土)を用いる」の内容を満たすために適切に積み上げ、購入土による埋戻し費用を、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
696	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 仮設構台	584	21-1	④-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、仮設工の仮設構台（乗り入れ構台）費用は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
697	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	584	21-1	④-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、土工は、基本計画段階では、残土は場内に仮置きとなっていると思われませんが、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。公告時には、残土場外運搬費、処分費を、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
698	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	584	21-1	④-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、土工の埋戻しは、基本計画段階では「場内に仮置きした発生土を利用」となっていると思われませんが、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。要求水準書内(P45)の「埋戻し土が不足する場合は、購入土(改良土)を用いる」の内容を満たすために適切に積み上げ、購入土による埋戻し費用を、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
699	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 躯体撤去後の措置	584	21-1	④-1	-	-	-	-	-	工事概算費用の基礎杭工について、天日乾燥床既設躯体撤去後、場所打ち杭を施工するために、埋戻しや杭打機の地耐力確保のため、地盤改良が必要と思われません。基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
700	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 杭頭処理費	584	21-1	④-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、基礎杭工の既製C0杭費用における杭頭処理は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
701	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 配管貫通箇所の措置	584	21-1	④-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、配管工の躯体貫通部の費用が、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内(P40)の「施設の躯体貫通部は配管廻りにコーキング等の止水対策を行った上で躯体貫通部を含めて更新」の内容を満たすために適切に積み上げ、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
702	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 配管貫通箇所の措置	584	21-1	④-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、配管工の躯体用仮設工(土留め)貫通箇所には、地盤改良工が基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
703	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 仮設工	584~585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、新設する急速ろ過池・共同溝における仮設工の仮設構台(乗り入れ構台)費用は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
704	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	584~585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、急速ろ過池・共同溝の土工は、基本計画段階では、残土は場内に仮置きとなっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。公告時には、残土場外運搬費、処分費を、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
705	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	584~585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、急速ろ過池・共同溝の土工の埋戻しは、基本計画段階では「場内に仮置きした発生土を利用」となっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。要求水準書内(P45)の「埋戻し土が不足する場合は、購入土(改良土)を用いる」の内容を満たすために適切に積み上げ、購入土による埋戻し費用を、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
706	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 躯体撤去後の措置	584~585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、急速ろ過池・共同溝の基礎杭工について、1号配水池既設躯体撤去後、場所打ち杭を施工するために、埋戻しや杭打機の地耐力確保のため、地盤改良が必要と思われ、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
707	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 杭頭処理費	584~585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、急速ろ過池・共同溝の基礎杭工の既製C0杭費用における杭頭処理は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
708	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 配管貫通箇所の措置	584~585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、急速ろ過池・共同溝の配管工の躯体貫通部の費用が、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内(P40)の「施設の躯体貫通部は配管廻りにコーキング等の止水対策を行った上で躯体貫通部を含めて更新」の内容を満たすために適切に積み上げ、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
709	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 配管貫通箇所の措置	584~585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、急速ろ過池・共同溝の配管工の躯体用仮設工(土留め)貫通箇所には、地盤改良工は基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
710	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 残土処分	585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管に「残土処分は含まず」と記載があります。基本計画段階では、残土は場内に仮置きとなっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。公告時には、残土場外運搬費、処分費を、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
711	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管の埋戻しは、基本計画段階では「場内に仮置きした発生土を利用」となっていると思われませんが、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。要求水準書内(P45)の「埋戻し土が不足する場合は、購入土(改良土)を用いる」の内容を満たすために適切に積み上げ、購入土による埋戻し費用を、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
712	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 路面覆工費用	585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管の仮設工は、作業導線確保のために、掘削箇所上部の路面覆工費用は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
713	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 配管貫通箇所の措置	585	21-1	⑤-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管の土留工貫通箇所の措置(地盤改良等)は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
714	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 既設配管撤去費	586	21-1	⑥-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、既設埋設配管撤去の項目が3箇所(1号配水池撤去・天日乾燥床の撤去・既設ろ過池の撤去)にしか記載がありません。要求水準書内(P46)の「ク.施設撤去設計内、(ア)qその他(使用しない施設・配管・設備等)」の既設埋設配管撤去内容(数量)と合致していないと思われ、適切に積み上げ、公告時に提示される予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
715	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 土留め等の養生	586	21-1	⑥-1	-	-	-	-	-	工事概算費用において、既設ろ過池を撤去する際、周辺施設や埋設物への影響を防止するため、土留め等の養生について、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内(P8)の「限られた敷地の中で、既設施設を稼働させながら増強する」の内容を満たすために適切に積み上げ、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
716	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 仮設工	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、活性炭吸着池の仮設工には、仮設構台(乗り入れ構台)費用は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
717	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 残土処分	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、活性炭吸着池の土工は、基本計画段階では、残土は場内に仮置きとなっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。公告時には、残土場外運搬費、処分費を、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
718	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、活性炭吸着池の土工について埋戻しは、基本計画段階では「場内に仮置きした発生土を利用」となっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。要求水準書内(P45)の「埋戻し土が不足する場合は、購入土(改良土)を用いる」の内容を満たすために適切に積み上げ、購入土による埋戻し費用を、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
719	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 躯体撤去後の措置	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、活性炭吸着池の基礎杭工は、既設ろ過池躯体撤去後、場所打ち杭を施工するために、埋戻しや杭打機の地耐力確保のため地盤改良が必要となります。基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所							質問	回答
720	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 杭頭処理費	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、活性炭吸着池の基礎杭工の既製C0杭費用における杭頭処理は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
721	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 配管貫通箇所の措置	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、活性炭吸着池の配管工の躯体貫通部の費用が、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内(P40)の「施設の躯体貫通部は配管廻りにコーキング等の止水対策を行った上で躯体貫通部を含めて更新」の内容を満たすために適切に積み上げ、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
722	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 配管貫通箇所の措置	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、活性炭吸着池の躯体用仮設工(土留め)貫通箇所には、地盤改良工は基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
723	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 残土処分	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管に「残土処分は含まず」と記載があります。基本計画段階では、残土は場内に仮置きとなっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。公告時には、残土場外運搬費、処分費を、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
724	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 発生土の措置	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管の埋戻しは、基本計画段階では「場内に仮置きした発生土を利用」となっていると思われ、掘削土量と場内仮置きスペースを比較すると、すべての発生土を仮置きするのは困難と考えます。要求水準書内(P45)の「埋戻し土が不足する場合は、購入土(改良土)を用いる」の内容を満たすために適切に積み上げ、購入土による埋戻し費用を、予定価格に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
725	第1回閲覧資料	117. 基本計画報告書 路面覆工費用	586	21-1	⑥-2	-	-	-	-	-	工事概算費用において、場内配管の仮設工は、作業導線確保のために、掘削箇所上部の路面覆工費用は、基本計画段階では考慮されていないと思われ、要求水準書内においても記載はありませんが、必要な費用であると考えられるため、予定価格に適切に反映していただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
726	基本計画書	概算工事費	583	③	③-1						要求水準書(案)別紙40によると、新設の混和池電気室に設置される受変電設備より、着水井、混和池、沈でん池への給電が行われるものと考えますが、基本計画書概算工事費では混和池の電気工事の細目に受配電設備は含まれていないように見受けられます。当該設備に関する費用はこれから予定価格へ反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
727	基本計画書	〃	584	③	③-5						要求水準書(案)別紙31によると、新設混和池電気室に設置される監視制御設備より、着水井、混和池、沈でん池、緊急遮断弁、配水池設備への監視制御が行われるものと考えますが、基本計画書概算工事費では着水井、混和池、沈殿池の電気工事の細目に監視制御設備は含まれていないように見受けられます。当該設備に関する費用はこれから予定価格へ反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
728	基本計画書	〃	584	③	③-5						沈でん池の改造の項目に電気設備更新(受変電設備、動力設備、計装設備、監視制御設備)が含まれていないように見受けられます。当該設備に関する費用はこれから予定価格へ反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答	
729	基本計画書	〃	584	④	④-1						ポンプ井電気設備には受変電設備、動力設備、計装設備、監視制御設備などが一式含まれている、との理解でよろしいでしょうか。 また、旧ポンプ室電気設備の撤去費用もこちらに含まれている、との理解でよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
730	基本計画書	〃	584	④	④-1						塩素室1F、2Fの電気設備(受変電設備、動力設備、監視制御設備)の撤去費用が含まれていないように見受けられます。当該設備撤去に関する費用はこれから予定価格へ反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
731	基本計画書	〃	585	⑤	⑤-2						急速ろ過池の新設に関して電気工事の細目に受変電設備、監視制御設備は含まれていないように見受けられます。当該設備に関する費用は、これから予定価格へ反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
732	基本計画書	〃	586	⑥	⑥-2						活性炭処理設備の新設に関して電気工事の細目に受変電設備、監視制御設備は含まれていないように見受けられます。当該設備に関する費用は、これから予定価格へ反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
733	基本計画書	〃	586	計	計 - ①						配水池機能増設の項目に中央側場外系コントローラ、監視サーバ、帳票サーバの費用が含まれていないように見受けられます。当該設備に関する費用は、これから予定価格へ反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。
734	基本計画書	〃	586	計	計 - ①						管理棟1Fの水質計器(pH、残塩、濁度)の更新費用が含まれていないように見受けられます。当該機器に関する費用は、これから予定価格へ反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 679の回答を参照してください。